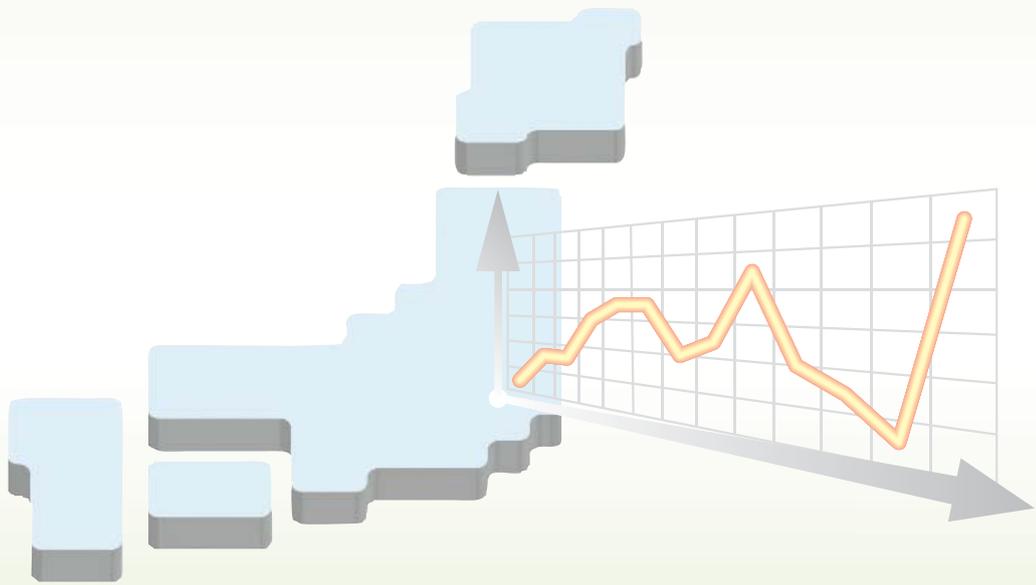


第Ⅱ章

平成22年度以降の我が国水産の動向



(水産基本計画に基づく水産施策の推進)

水産基本法^{*1}は、「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」を水産に関する施策の基本理念として掲げるとともに、水産政策における基本的な施策の方向性を示しています。同法が平成13（2001）年6月に制定されてから10年が経過しましたが、この間、同法が掲げた水産施策の理念の実現に向けて、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画が2度にわたり策定され、これに基づき各種施策が推進されてきました。

(水産業をめぐる情勢)

この10年の間に世界の情勢は大きく変化し、世界人口が約60億人から70億人超に増加するとともに、新興国における所得水準の向上、バイオ燃料の生産拡大等により、農産物の需要が増大する一方、地球温暖化等による水資源の不足や砂漠化の進行、世界の穀物単収の伸びの鈍化等による農作物の供給面での懸念が生じているなど、世界の食糧確保をめぐる環境は厳しさを増しています。水産物についても、その優れた栄養特性に対する評価の高まりもあって、全世界的に需要が増大している一方、世界の水産資源の多くは既に満限あるいはそれ以上に利用されているとされており、我が国周辺の豊かな水産資源を適切に管理し、国民に安定的に水産物を供給していくことの重要性が高まっています。

我が国においては、水産基本計画に基づく取組によって、周辺水域の水産資源の水準について低位のものが少なくなるなど、資源管理には一定の成果がみられます。しかし、一方では、遠洋・沖合漁業における漁船の高船齢化の進行、沿岸漁業における漁業者の高齢化の進行等により漁業生産体制が脆弱化^{ぜい}するとともに、国民の水産物摂取量が減少を続けており、このままでは、我が国にとって「身近な自然の恵み」である周辺水域の水産資源が十分に活用されない状況が懸念されます。

このような中、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、その大津波によって我が国漁業の一大生産拠点である太平洋沿岸をはじめとする全国の漁業地域に甚大な被害をもたらし、また、東電福島第一原発の事故により発生した原子力災害による我が国水産物への被害はなお終息せず、我が国の水産業の発展に大きな支障を与えています。

(新たな水産基本計画の策定)

以上のような情勢の変化を踏まえ、平成24（2012）年3月に策定された水産基本計画では、東日本大震災からの復興を第一の課題として掲げ、「東日本大震災からの復興の基本方針」、「水産復興マスタープラン」等で示し実施してきた水産復興の方針を改めて基本計画上に位置付けました。また、平成23（2011）年度から実施している資源管理・漁業所得補償対策を中核施策として、我が国周辺水域を中心とする水産資源のフル活用を図ることとしています。このほか、加工・流通・消費に関し、6次産業化^{*2}の取組の加速、HACCP^{*3}等衛生管理の

※1 平成13年法律第89号

※2 1次×2次×3次=6次産業。1次産業としての農林漁業と2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業を総合的かつ一体的に推進し、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

※3 HACCP：Hazard Analysis and Critical Control Point（ハサップ）。原料から最終製品に至るまでの各工程において、微生物による汚染、金属の混入等、予想される危害をあらかじめ予測・分析した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理の手法。



高度化、水産物流通ルートの多様化、魚食普及、輸出促進等を推進していくこととしています。さらに、安全な漁村づくりと水産業・漁村の多面的機能の発揮に向けた施策、漁船漁業の安全対策の強化、漁村における女性の活動の促進等が盛り込まれています。

これらの施策によって、平成34（2022）年度における漁業・養殖業での食用魚介類の生産量について前基本計画を策定した平成17(2005)年度並みの449万トンに回復させるとともに、消費量については、すう勢では大幅な減少が見込まれる中、現状の29.5kg/人年まで引き上げることを目指すこととし、平成34（2022）年度における食用魚介類の自給率目標を70%に設定しています。

図Ⅱ-1-1 「水産基本計画」の概要

第1 水産に関する施策についての基本的な方針

1 東日本大震災からの復興

- 東日本大震災により甚大な被害を受けた地域は、我が国水産業において重要な位置付け。
- 本格的な復興への取組を推進。

2 資源管理やつくり育てる漁業による水産資源のフル活用

- 我が国周辺の「身近な自然の恵み」を十分に活用すべく、平成23年度に導入した資源管理・漁業所得補償対策等により、水産資源の持続的利用と漁業経営の安定的な発展の確保に取り組み、水産物の自給力を維持・強化することが不可欠。

3 「安全・安心」「品質」など消費者の関心に応え得る水産物の供給や食育の推進による消費拡大

- 食の簡便化等生活スタイルの変化を背景として、水産物の消費量が減少。
- 一方で、消費者は、「安全・安心」、「品質」について高い関心。
- 水産物の消費拡大のためには、消費者ニーズに即した水産物の生産・流通体制への転換、食育の推進とともに、消費者と生産者の「顔の見える関係」の構築や信頼強化に向けた取組が重要。

4 安全で活力ある漁村づくり

- 景観・産物・行事等、漁村のもつ優れた特性を活かして、希望を持って定住できる漁村地域を実現していくことが重要。
- 機能的で災害に強い安全な漁港・漁村づくりを進めるとともに、水産業・漁村の多面的機能発揮に向けた取組を推進。

第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 東日本大震災からの復興

- 復興の実現に向けた施策の着実な実施
- 原発事故の影響の克服
〔「復興基本方針」、「水産復興マスタープラン」等で示してきた水産復興の方針を、改めて基本計画に位置付け〕

2 新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化

- 我が国の排他的経済水域における資源管理の強化
- 国際的な資源管理の推進
- 資源に関する調査研究の充実
- 環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立
- 多様な海洋生物の共存下での漁業の発展の確保

3 意欲ある漁業者の経営安定の実現

- 資源管理・漁業所得補償対策による漁業経営の安定の確保（加入率9割を10年後目標として位置付け）
- 漁業保険制度の適切な運営

4 多様な経営発展による活力ある生産構造の確立

- 国際競争力のある経営体の育成に向けた漁業経営の体質強化
- 6次産業化の推進
- 融資・信用保証等の経営支援施策の的確な実施
- 担い手の確保・人材育成と女性の参画の促進

5 漁船漁業の安全対策の強化

6 水産物の消費拡大と加工・流通業の持続的発展による安全な水産物の安定供給

- 消費者への情報提供の充実
- 魚食普及の推進
- 水産物流通の品質・衛生管理対策の推進
- 多様な流通ルートの構築
- 水産加工による付加価値の向上と販路拡大
- 加工・流通機能の発揮による適切な需給バランスの確保
- 水産物の輸出促進

7 安全で活力ある漁村づくり

- 漁港・漁村の防災機能・減災対策の強化
- 水産物の安定供給の基盤となる漁港機能の保全・強化
- 地域資源の活用と水産業・漁村の多面的機能の発揮

8 水産業を支える調査・研究、技術開発の充実

9 水産関係団体の再編整備等

第3 水産物の自給率の目標

《自給率目標の考え方》

- 我が国周辺水域の豊かな水産資源という恵みについて、その十分な活用を実現していくことを基本に据えて、近年のすう勢を踏まえて実現可能と見込まれる生産量の目標と消費量の目標を設定し、それらの目標を達成した場合に得られる数値を自給率の目標に設定。

※生産量・消費量の単位は万トン

○ 魚介類（食用）

	平成22年	34年すう勢	34年目標
生産量	409	384	449
消費量	680 (29.5kg/人年)	509 (23.3kg/人年)	646 (29.5kg/人年)
自給率	60%	—	70%

○ 魚介類（全体）

	平成22年	34年すう勢	34年目標
生産量	474	440	515
消費量	886	716	853
自給率	54%	—	60%

○ 海藻類

	平成22年	34年すう勢	34年目標
生産量	53	47	53
消費量	76 (1.0kg/人年)	65 (0.8kg/人年)	73 (1.0kg/人年)
自給率	70%	—	73%

第1節

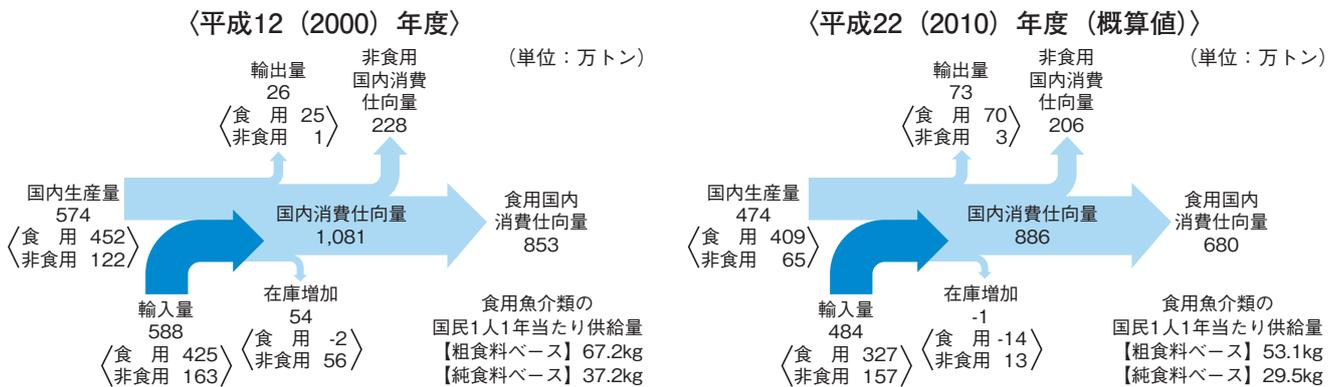
水産物の消費・需給をめぐる動き

(1) 水産物の需給動向

(我が国の水産物の需給構造)

平成22（2010）年度の我が国の水産物の国内消費仕向量（原魚換算ベース^{*1}）は886万トンとなっています。このうち、77%（680万トン）が国内の食用消費仕向け、23%（206万トン）が国内の非食用消費仕向けとなっています。平成12（2000）年と比べると国内生産量と輸入量の減少により、国内の食用消費仕向量が2割減少しています。

図Ⅱ-1-2 魚介類の生産・消費構造の変化



資料：農林水産省「食料需給表」（平成12（2000）年度）、水産庁調べ（平成22（2010）年度）

注：1）純食料ベースの供給量を除き、数値は原魚換算したもの。鯨類及び海藻類は含まない。

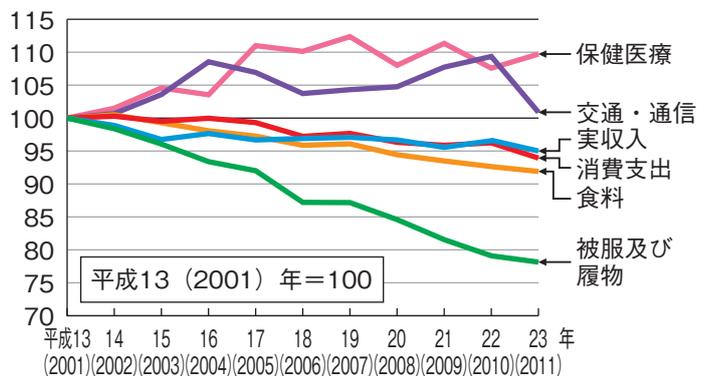
2）純食料ベースの国民1人1年当たり供給量については、消費に直接利用可能な形態（例：カツオであれば頭部、骨、ひれ等を除いた形態）に換算。

(2) 水産物の消費動向

(減少する水産物の消費)

近年の厳しい経済情勢を反映して、家計の収入・支出が減少する中で、消費者が食料費を抑制する傾向が顕著となっています。家計支出の内訳をみると、交通・通信費や保健医療費では平成23（2011）年の支出額が平成13（2001）年と比べ横ばいまたは増加となっている一方、食料費は、被服及び履物費と並び減少が続いています。また、食料支出の内訳をみると、外食や調理食品の割合が横ばいまたは増加となっている一方で、生鮮魚介や水産加工品（塩干魚介・魚肉練り製品・他の魚介加工品）の割合が減少しており、家庭で調理する水産物の消費が減少してきていることがみてとれます。

図Ⅱ-1-3 世帯当たりの用途別消費支出額の推移



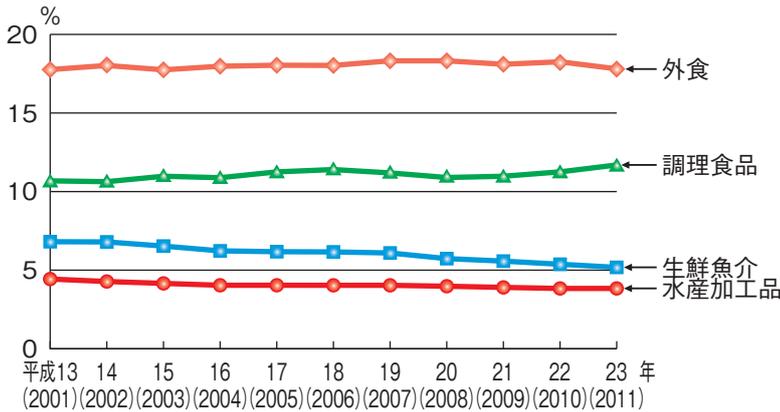
資料：総務省「家計調査」（二人以上の世帯（農林漁家世帯を除く））及び総務省「消費者物価指数」に基づき水産庁で作成

注：消費者物価指数（平成22（2010）年=100）に基づき補正を行った。実収入とは、勤労や事業の対価としての現金収入（税込み）を合計したものと及び当該世帯外より移転された収入。なお実収入については、二人以上の世帯のうち勤労者世帯の結果を用いている。

*1 水産加工品等について製品の重量を原魚量に換算し、水産物の国内消費仕向量を算出したもの。



図Ⅱ-1-4 食料支出額に占める形態別の割合の推移



資料：総務省「家計調査」(二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く))に基づき水産庁で作成

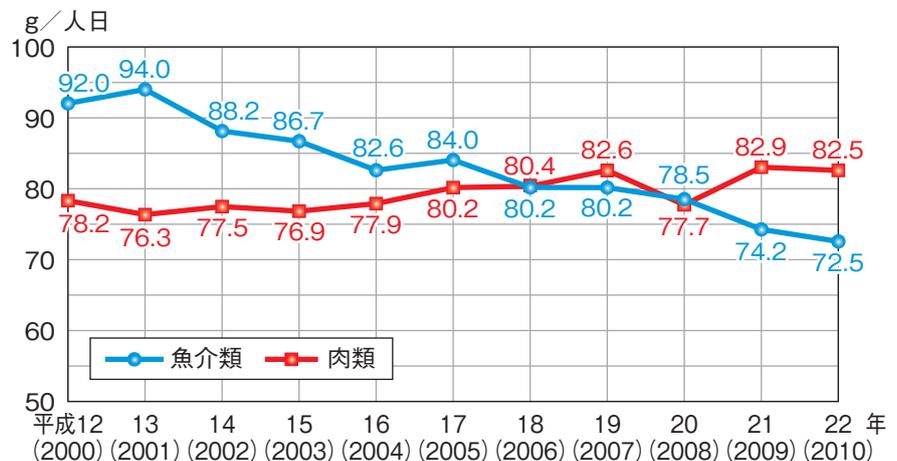
注：1)「調理食品」は、工業的加工以外の一般的に家庭や飲食店で行うような調理の全部又は一部を行った食品。冷凍調理食品、レトルトパウチ食品及び複数素材を調理したものを含む。弁当、おにぎり、調理パン、中華まんじゅう、レトルトパウチ食品、各種総菜等。カップめん、即席めんは含まない。

2)「水産加工品」は、塩干魚介(塩さけ・たらこ・しらす干し・干しあじ・煮干し・他の塩干魚介)、魚肉練製品(揚げかまぼこ・ちくわ・かまぼこ・他の魚肉練製品)、他の魚介加工品(かつお節・削り節・魚介の漬物・魚介のつくだ煮・魚介の缶詰・他の魚介加工品のその他)を合計したものの。

(肉類と魚介類の摂取量の差が拡大)

魚介類と肉類の国民1人1日当たり摂取量の推移をみると、魚介類が平成13(2001)年以降、減少傾向にあるのに対し、肉類はほぼ横ばいの傾向にあり、平成18(2006)年には初めて肉類の摂取量が魚介類を上回りました。その後、平成19(2007)年、20(2008)年と魚介類と肉類の摂取量が拮抗していましたが、平成21(2009)年、22(2010)年には、肉類と魚介類の摂取量の差が拡大しました。

図Ⅱ-1-5 国民1人1日当たり魚介類と肉類の摂取量の推移



資料：厚生労働省「国民栄養調査」(平成12~14(2000~2002)年)、「国民健康・栄養調査報告」(平成15~22(2003~2010)年)

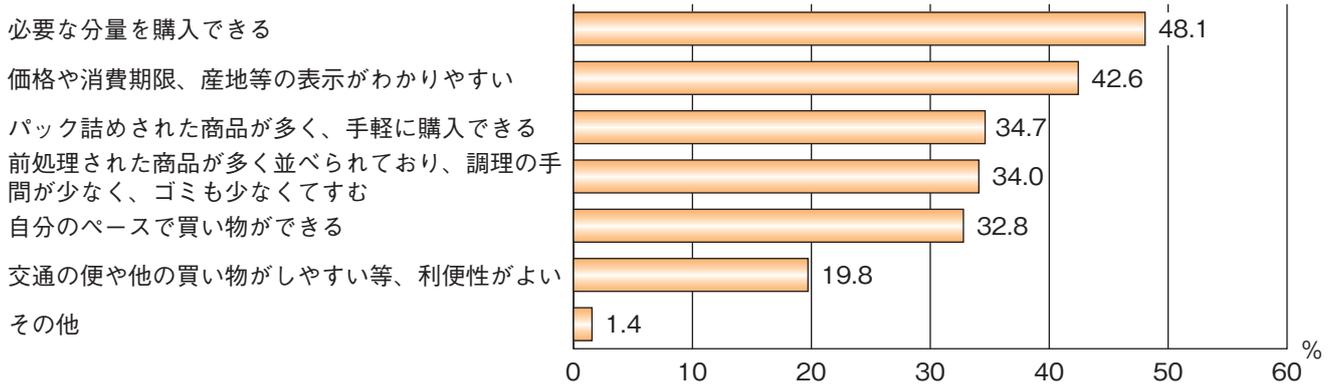
(高い割合を占めるスーパーマーケットでの購入)

水産物の購入先は、スーパーマーケットでの購入の割合が66%となっています^{*1}。

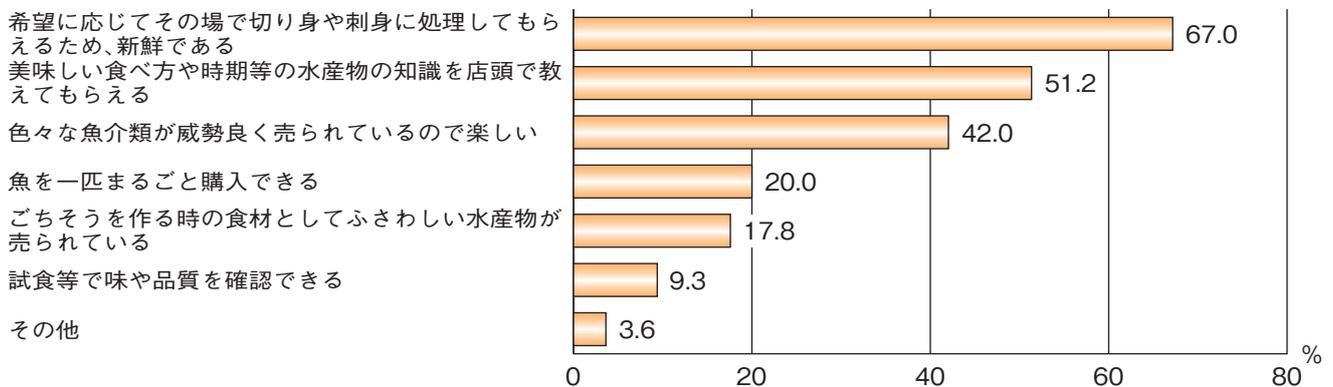
農林水産省が全国の消費者を対象として実施した意識・意向調査によると、水産物をスーパーマーケットで購入するメリットとして、「必要な分量を購入できる」、「価格や消費期限、産地等の表示がわかりやすい」、「パック詰めされた商品が多く、手軽に購入できる」といった点が上位に挙げられており、このような購入時の利便性や商品表示のわかりやすさ等が、スーパーマーケットが水産物の購入先として大きな割合を占める要因となっているものと考えられます。他方、水産物を鮮魚専門店で購入するメリットとしては、「希望に応じてその場で切り身や刺身に処理してもらえるため新鮮である」、「美味しい食べ方や時期等の水産物の知識を店頭で教えてもらえる」、「色々な魚介類が威勢良く売られているので楽しい」といった点が上位となっており、顧客のニーズに個別に対応するきめ細やかなサービスや魚売り場特有の活気等が消費者に評価されていることがみてとれます。

*1 総務省「全国消費実態調査」(平成21(2009)年)

図Ⅱ-1-6 水産物をスーパーマーケットで購入することのメリット（3つまで回答）



図Ⅱ-1-7 水産物を鮮魚専門店で購入することのメリット（3つまで回答）



資料：農林水産省「食料・農業・農村及び水産業・水産物に関する意識・意向調査」（平成24（2012）年1～2月実施）
 注：農林水産省の情報交流モニターのうち、消費者1,800人を対象。回収率は88.2%（1,588人）。
 この調査において「鮮魚専門店」とは、デパートに出店している鮮魚店や独立店舗型の鮮魚店等をいう。

（家庭における鮮魚購入量の傾向）

魚介類の消費量が減少傾向にある中で、家庭で消費される魚介類の種類にも変化がみられます。家庭での魚種別の鮮魚購入数量を平成13（2001）年と23（2011）年で比較すると、イカやマグロが大きく減少する一方でサケの購入数量は比較的減少が少なく、魚種別鮮魚購入数量ではサケが3位から1位となりました。購入数量が増加している魚種はブリのみとなっています。

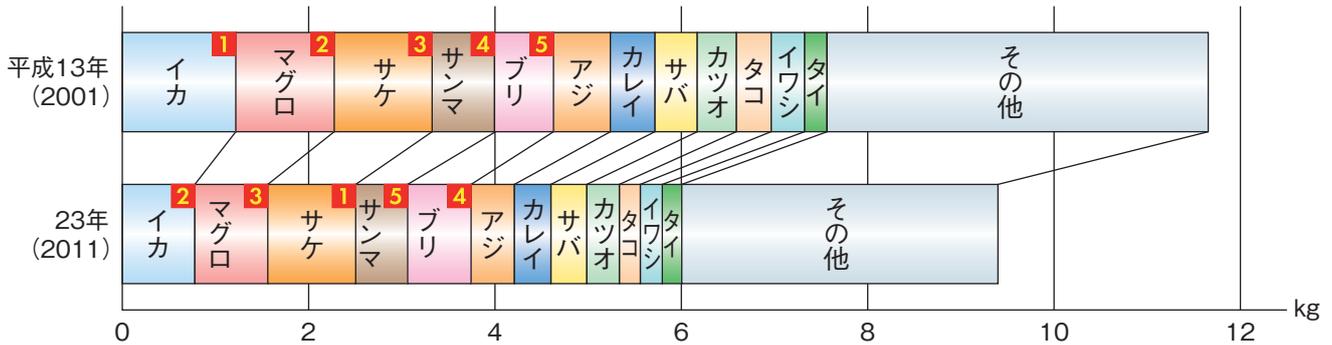
これら2種類の魚の家庭での購入数量が比較的順調に推移した背景には、サケについては、チリ、ノルウェー等からの輸入品が和洋中と幅広い調理法で消費されていること、ブリについては、養殖業による安定供給や天然資源の漁獲増加に伴う産地価格の低下、さらには新しい食べ方^{*1}の普及等の事情があるものと考えられます。

なお、サンマについては、漁獲量が減少し、市場への供給量が減少したことに伴い、平成22（2010）年、23（2011）年において購入数量が減少したものとみられます。

*1 薄く切ったブリの切り身をしゃぶしゃぶにして食べる「ぶりしゃぶ」や切り身の表面に直火で焦げ目をつける「あぶり、たたき」等。

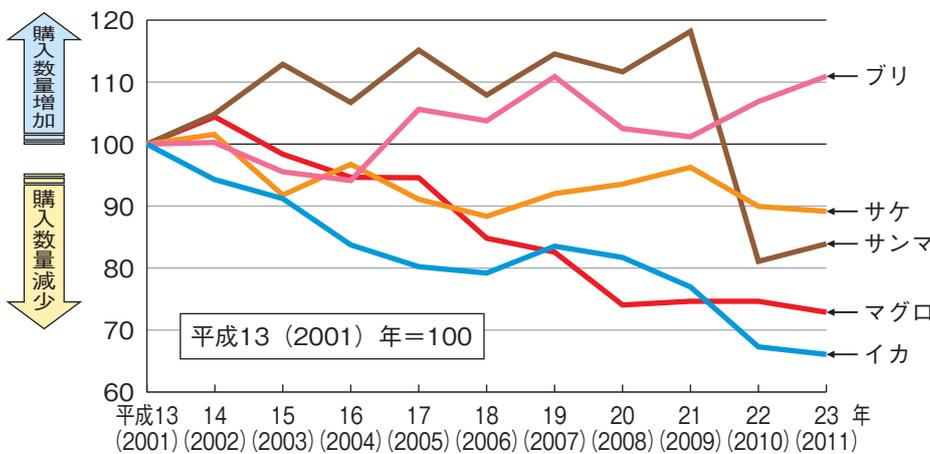


図Ⅱ-1-8 鮮魚の年間1人当たり品目別購入数量の変化



資料：総務省「家計調査」(二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く))に基づき水産庁で作成

図Ⅱ-1-9 購入数量が増加した魚種、減少した魚種



資料：総務省「家計調査」(二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く))に基づき水産庁で作成

(年齢階層別の魚介類・肉類摂取量の傾向)

国民1人1日当たりの動物性タンパク質を含む食品(魚介類、肉類、卵類、乳類の合計)の摂取量は、平成22(2010)年に307.1gとなっており、平成12(2000)年と比較して9%減少しています。このうち増加がみられるのは、肉類のみであり、魚介類、卵類、乳類は減少しています。

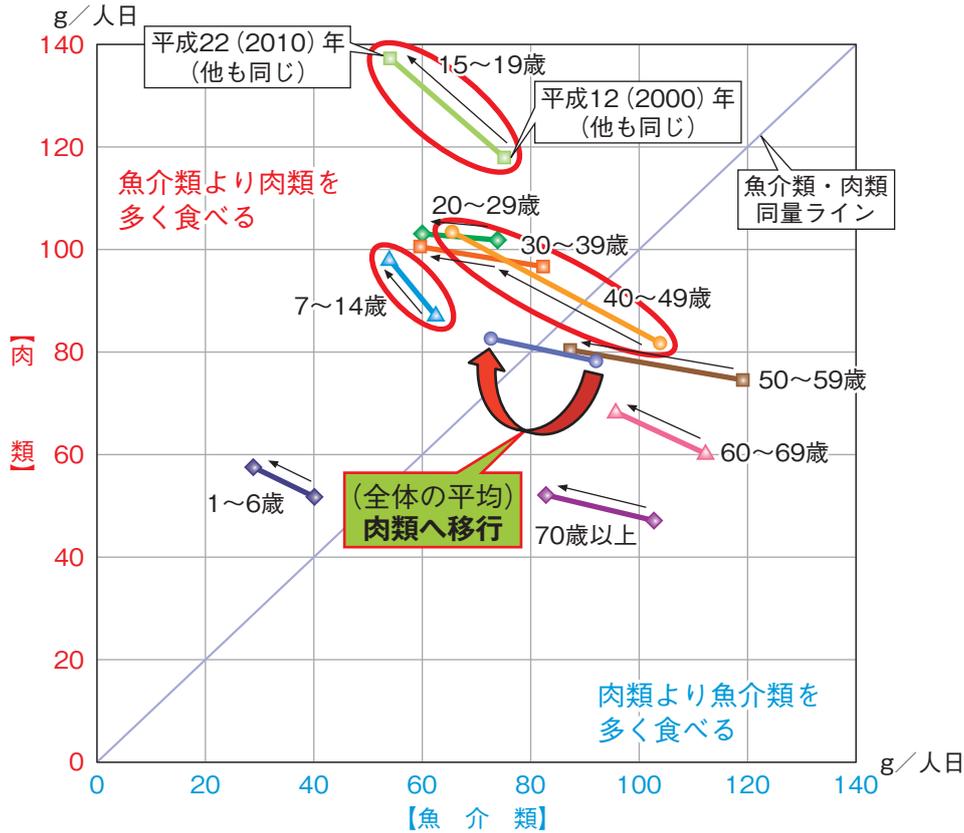
平成12(2000)年から22(2010)年にかけての魚介類と肉類の1人1日当たり摂取量の変化をみると、全体の平均で魚介類よりも肉類が多くなっています。また、年齢階層別でも全階層において魚介類が減少し、肉類が増加する傾向がみられます(グラフ上の点が左上に向けて移動)。中でも、7~14歳、15~19歳及び40~49歳の各階層については、魚介類が減少し、その分、肉類が増加する傾向が顕著となっています。

表Ⅱ-1-1 動物性タンパク質を含む食品の摂取量の変化

	魚介類	肉類	卵類	乳類	合計
平成12(2000)年	92.0	78.2	39.7	127.6	337.5
22(2010)年	72.5	82.5	34.8	117.3	307.1
平成22年/平成12年	79%	105%	88%	92%	91%

資料：厚生労働省「国民栄養調査」(平成12(2000)年)、「国民健康・栄養調査報告」(平成22(2010)年)

図Ⅱ-1-10 魚介類及び肉類の年齢階層別摂取量の変化



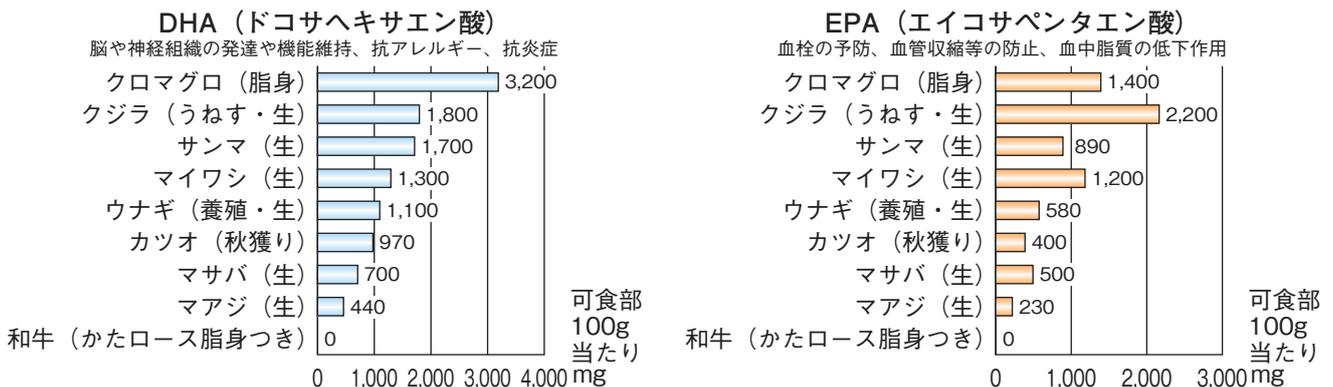
資料：厚生労働省「国民栄養調査」(平成12(2000)年)、「国民健康・栄養調査報告」(平成22(2010)年)

(日本人の健全な食生活を支える水産物の消費拡大策が必要)

水産物には、魚等の脂に含まれるDHA（ドコサヘキサエン酸）やEPA（エイコサペンタエン酸）といった脂肪酸をはじめ、様々な機能性成分が含まれています。また、水産物には、良質のタンパク質を多く含んでいる一方、総じてカロリーが低いという特徴があります。水産物は、日本人の健康的な食生活を支える重要な食料であり、今後とも若い世代や子育て世代に向け、水産物の摂取による健康面の効用等の情報をわかりやすい形で伝えることが重要です。

農林水産省が全国の消費者を対象として実施した意識・意向調査では、水産物の優れてい

図Ⅱ-1-11 水産物に含まれる機能性成分



資料：日本食品標準成分表2010



る点として、「水産物の方が肉類よりも健康に良い」ことを挙げた者が64.7%と最も多く、「水産物を食べることで旬や季節感を感じることができる」(53.6%)がそれに次いでおり、消費者は、水産物の摂取に当たって健康面の効用や季節感を評価していることがみてとれます。このような点を踏まえ、魚の消費が減少している階層をターゲットにして、生産、加工、流通、小売、外食等の関係者が連携し、新しい切り口での魚食普及の取組を拡大していくことが重要です。

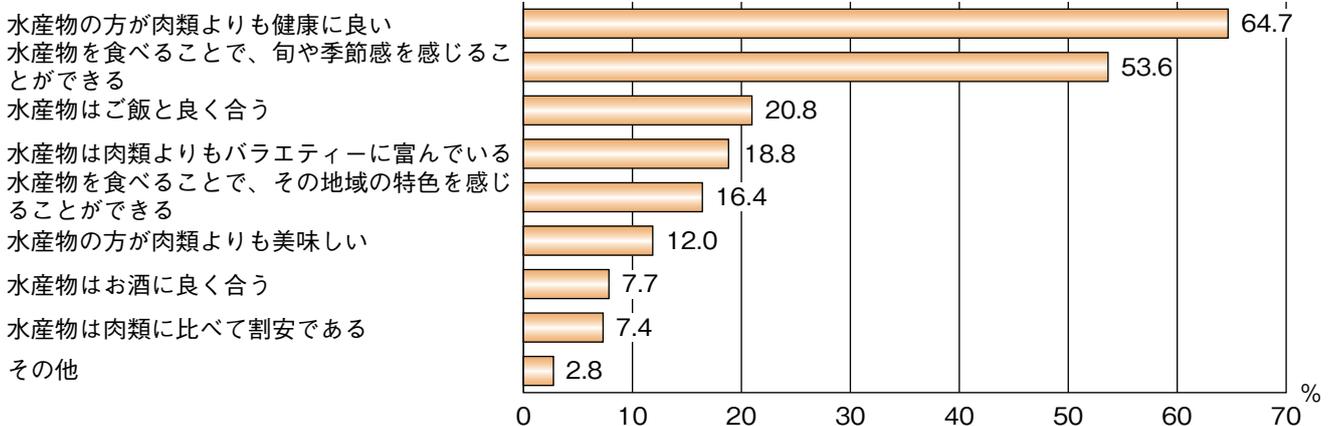
表Ⅱ-1-2 栄養成分の比較(可食部100g当たり)

	エネルギー (kcal)	水分 (g)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	無機質		ビタミン				脂肪酸	
					カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミンD (μ g)	ビタミンK (μ g)	ビタミンB1 (mg)	葉酸 (μ g)	EPA (mg)	DHA (mg)
しろさけ/生	133	72.3	22.3	4.1	14	0.5	32	0	0.15	20	210	400
豚肉[大型]/かたロース/脂身つき、生	253	62.6	17.1	19.2	4	0.6	0.3	2	0.63	2	0	11

資料：日本食品標準成分表2010

注：総務省「家計調査」(平成23(2011)年)の生鮮魚介及び生鮮肉のうち最も購入数量の多い品目(さけ及び豚肉)から、一般的に購入されている食品の例として選択したもの。

図Ⅱ-1-12 水産物と肉類を比べた場合に水産物が優れている点(3つまで回答)



資料：農林水産省「食料・農業・農村及び水産業・水産物に関する意識・意向調査」(平成24(2012)年1~2月実施)

注：農林水産省の情報交流モニターのうち、消費者1,800人を対象。回収率は88.2%(1,588人)。

コラム

水産物の摂取による健康メリットに関する研究

水産物には種々の機能成分が含まれており、その摂取による健康メリットについて新しい知見が次々と発見されています。最近では、魚に含まれる脂の摂取によるとみられる健康メリットについて2件の発見がありました。

国立がん研究センターによる「多目的コホート研究^{*}」からは、平成23(2011)年8月17日、約5万人の研究参加者を5年間追跡した調査結果に基づいて、魚介類、特に小・中型魚(アジ・イワシ、サンマ・サバ、ウナギ)及び脂の多い魚(サケ・マス、アジ・イワシ、サンマ・サバ、ウナギ、タイ類)の摂取により、男性の糖尿病発症のリスクに低下がみられたとの研究結果が発表されました。

また、(株)マルハニチロホールディングスと島根大学他の合同チームは、111人の高齢者(平均73歳)にDHAを添加した水産食品を2年間にわたって摂食してもらう実験によって、DHAを含む食品の摂取による認知症予防の可能性を示す結果が得られたことを平成23(2011)年8月31日に発表しました。

水産物の摂取については、魚介類に含まれる高度不飽和脂肪酸(DHA、EPA)等の摂取による健康

メリットの一方で、メチル水銀やダイオキシン等の摂取による危険性も指摘されています。健康のために魚を食べるべきか、そうでないのか。この疑問に答えるため、平成22（2010）年10月、FAO（国連食糧農業機関）とWHO（世界保健機関）による合同の専門家会合がローマで開催されました。この会合の結果、各国に対し、①（ア）魚介類はエネルギーやタンパク質のほか多くの必須栄養素を含んでいること、（イ）大人の場合、魚介類の摂取によって心臓病による死亡率が低下すること、（ウ）妊婦等が魚介類を摂取することにより胎児の神経系の発達が促進されることを一般市民に広く周知すること、②魚介類に含まれる栄養素と汚染物質（メチル水銀、ダイオキシン、PCB）のデータベースを作成すること等が勧告されており、専門家会合としても、汚染物質のことで魚介類を避けるのではなく「健康のために魚を食べるべき」ことを強調しています。

※ 多目的コホート研究：生活習慣と病気の関係を探るための大規模な疫学調査。コホートとは、共通の性格をもつ集団のことをいい、コホート研究とは、そうした「ある共通点をもつグループ」と「属性をもたないグループ」を設定し、それぞれのグループにおける病気の発生率を比較して研究することをいう。



魚のさばき方に加え、その栄養特性も学ぶ親子でのお魚料理教室

コラム

家庭で手軽に美味しい水産物を～人気商品のトレンド～

近年、魚介類を電子レンジで簡単に調理できる「シリコン製調理器具」や「魚焼きシート」、「電子レンジ用調理皿」等の商品が増えています。ノンオイルまたはごく少量の油で素早く調理ができる上、手入れも簡単なことが、これらの商品が人気となっている理由と考えられます。魚は、健康に良いことはわかっているし、その美味しさもわかっているのに、「食べたい」、「子どもに食べさせたい」と思いながらも、「調理が面倒」、「調理後の器具の手入れが面倒」といった消費者は多く、これらは、そういった消費者ニーズに合致した商品といえるでしょう。

「シリコン製調理器具」については、用途に合わせた様々な形状や大きさの商品があり、そのデザインもスタイリッシュかつ多様です。さらに、「シリコン製調理器具」のためのレシピが書籍やインターネット等で数多く紹介されていることも、その人気の一因となっているものと思われます。

水産加工品の中にも、近年の消費者ニーズに合致した商品がみられます。例えば「骨なし魚」。もともとは主に高齢者や病院食用向けのものでしたが、外食産業や学校給食でも活用されるようになり、一般の消費者にも徐々に普及してきています。多くの水産加工業者が「骨なし魚」の新商品を開発しており、この10年で大きく市場を伸ばしているといわれています。



シリコン製調理器具で手軽につくれる様々な魚料理（写真提供：北海道漁連）



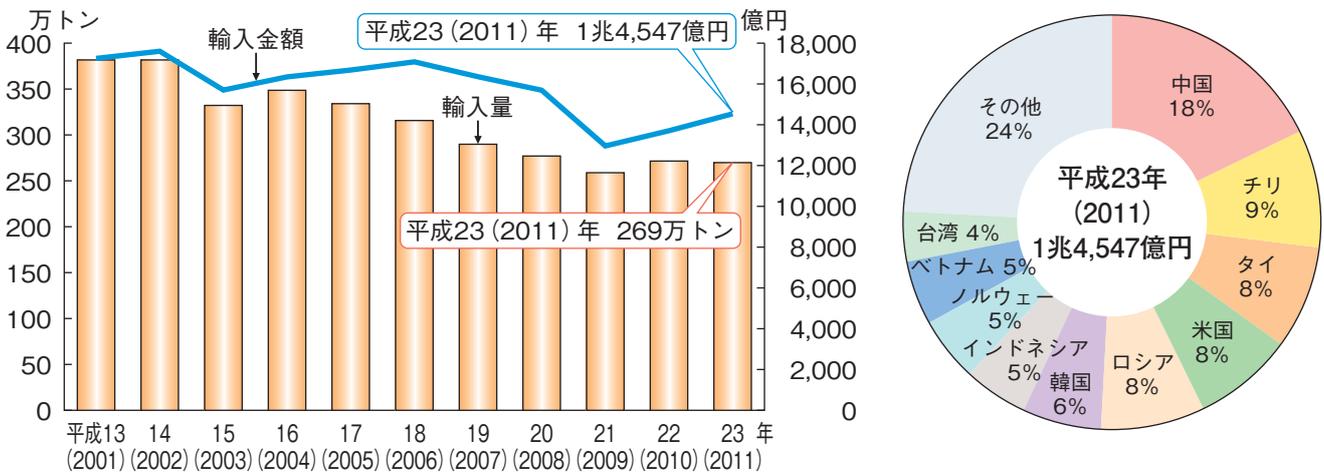
(3) 水産物の輸出入の動向

(我が国の水産物輸入の動向)

我が国の水産物輸入量は、平成13（2001）年に過去最高（382万トン）となった後、平成21（2009）年にかけて国内消費の低下等を反映して減少傾向で推移しました。平成22（2010）年の輸入量は、円高の影響等により前年と比べ5%増大しました。また、平成23（2011）年は、東日本大震災により一部の国産水産物の供給が減少し、代替的な輸入が増加したものの、全体としてみると、前年並みの269万トンとなりました。輸入金額については、平成23（2011）年に為替相場が大幅な円高となったにもかかわらず、世界的な水産物の需要増大等を背景に輸入価格が上昇し、平成23（2011）年の輸入金額は前年比6%増の1兆4,547億円となりました。

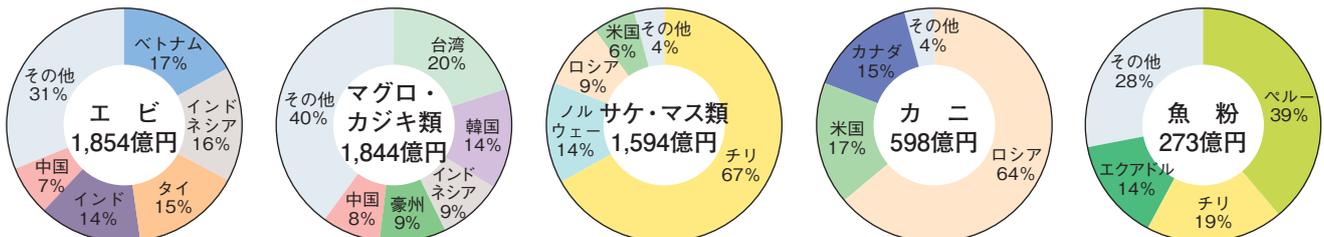
水産物は、品目に応じて世界の様々な生産国・地域から輸入されており、平成23（2011）年における輸入相手国は120か国と16地域に及んでいます。なお、水産物の関税率は品目により0~40%、貿易加重平均では4%程度となっています。平成23（2011）年の輸入金額上位3品目について主な輸入相手国をみると、エビはベトナム、インドネシア、タイ等、マグロ・カジキ類は台湾、韓国、インドネシア等、サケ・マス類はチリ、ノルウェー、ロシア等となっています。

図Ⅱ-1-13 我が国の水産物輸入量・輸入金額の推移と金額内訳



資料：財務省「貿易統計」

図Ⅱ-1-14 我が国の主要な輸入水産物の国・地域別内訳（平成23（2011）年）



資料：財務省「貿易統計」

（我が国の水産物輸出の動向）

平成23（2011）年における我が国の水産物輸出は、東電福島第一原発の事故による各国の輸入規制や円高等の影響により数量で前年比25%減少の42万トン、金額で前年比11%減少の1,741億円となりました。原発事故の後、輸出先国による規制が強化され、水産物を含む日本産食品の輸出が困難になるという事態が一部の国・地域で発生したことに対応し、政府としては、各国に対し、水産物の放射性物質に係る調査結果や安全確保の措置等を説明するなどの働きかけを行っており、今後ともこのような取組を継続していくこととしています。

日本産水産物の品質は、漁獲物の取扱いの丁寧さや発達したコールドチェーンに支えられた鮮度保持の確かさから、世界で高い評価を得ています。さらに日本食の人気が海外で高まっていることも相まって、日本産水産物に対しては世界各国・地域において根強い需要があります。加えて水産物に対する需要は世界的に増大していることから、今後、日本産水産物の海外市場はさらに拡大する可能性があります。

水産物は、農産物・畜産物とは異なり、動植物検疫に関する輸入規制の対象となる品目が少ないものの近年、各国の消費者の間で食品衛生問題への関心が高まっていることから、各国の当局が衛生証明書の発行や輸出加工施設の登録を要求するケースが増加しています。このため、政府としては、相手国政府との協議等を通じ、各国の規制や条件に適合するための体制を整備しています。また、海外市場調査に対する支援、展示商談会への出展等の取組を行い、日本産水産物の輸出を促進しています。



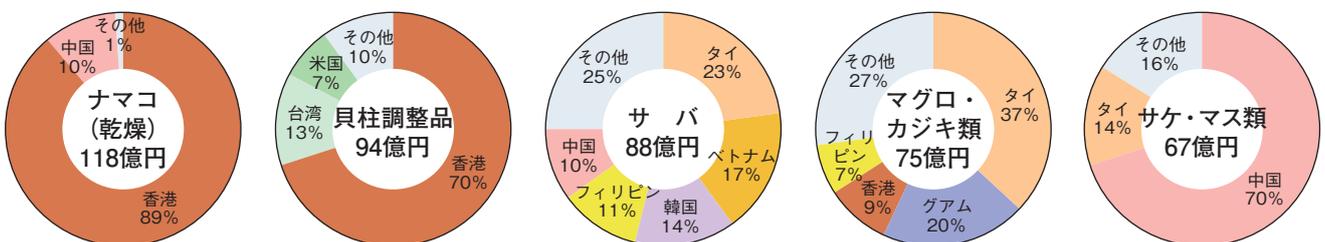
北米最大のシーフードショー「ボストン・シーフードショー」に農林水産省が出展した日本パビリオン。会場内で開催されたセミナーでは、日本産水産物の安全性について水産庁の担当官が説明。

図Ⅱ-1-15 我が国の水産物輸出量・輸出金額の推移と金額内訳



資料：財務省「貿易統計」

図Ⅱ-1-16 我が国の主要な輸出水産物の国・地域別内訳（平成23（2011）年）



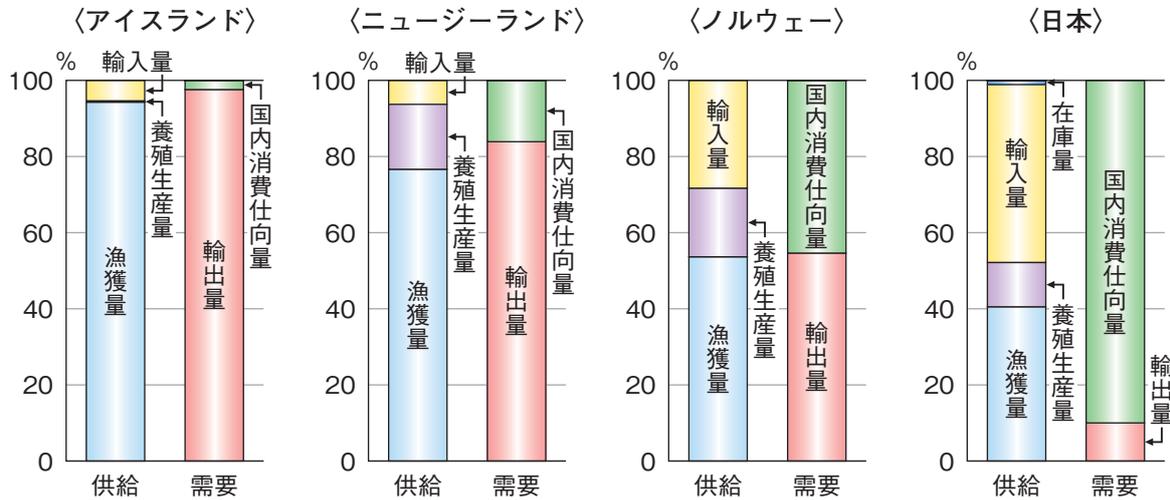
資料：財務省「貿易統計」



(内需指向が強い我が国の漁業・養殖業)

我が国の漁業・養殖業の生産・消費構造をみると、国内消費向けの仕向量が大半を占めており、我が国の漁業・養殖業は、内需指向が強いことがみてとれます。一方、アイスランド、ノルウェー、ニュージーランドでは、我が国と比べ、輸出量の割合が高くなっています。

図Ⅱ-1-17 各国の水産物生産・消費構造 (平成19 (2007) 年)



資料：FAO「Fishstat (Capture production)、(Aquaculture production)」(日本以外の国)、「Food balance sheets」(日本以外の国)、農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」(日本)及び「食料需給表」(日本)に基づき水産庁で作成
注：日本の漁獲量、輸出入量及び国内消費仕向量には海藻類(生重量)を含む。

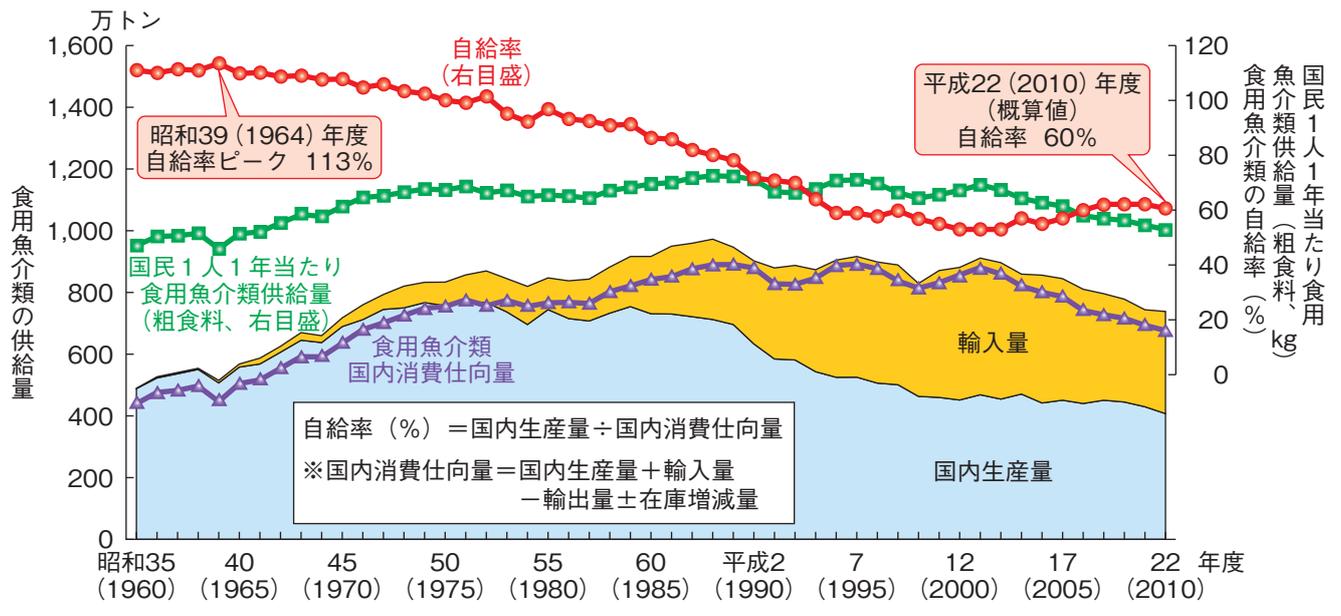
(4) 我が国の食用魚介類自給率

我が国の食用魚介類の自給率は、昭和39(1964)年度の113%をピークに低下傾向で推移しました。その後、国内生産量の減少が緩やかになったことや水産物の輸入量が減少したことから、平成12(2000)年度から14(2002)年度にかけての53%を底に平成21(2009)年度まで微増から横ばいの傾向で推移しました。これは、国内生産量の減少と同じペース、またはこれを超えるペースで国内消費仕向量が減退したことが主因であり、必ずしも好ましい状況ということではありません。

平成22(2010)年度における食用魚介類の自給率は、国内生産量の減少(サンマ、サケ類等)と輸入量の増加(サバ(冷凍)、ビンナガ(冷凍)等)によって前年より2%低い60%となりました。

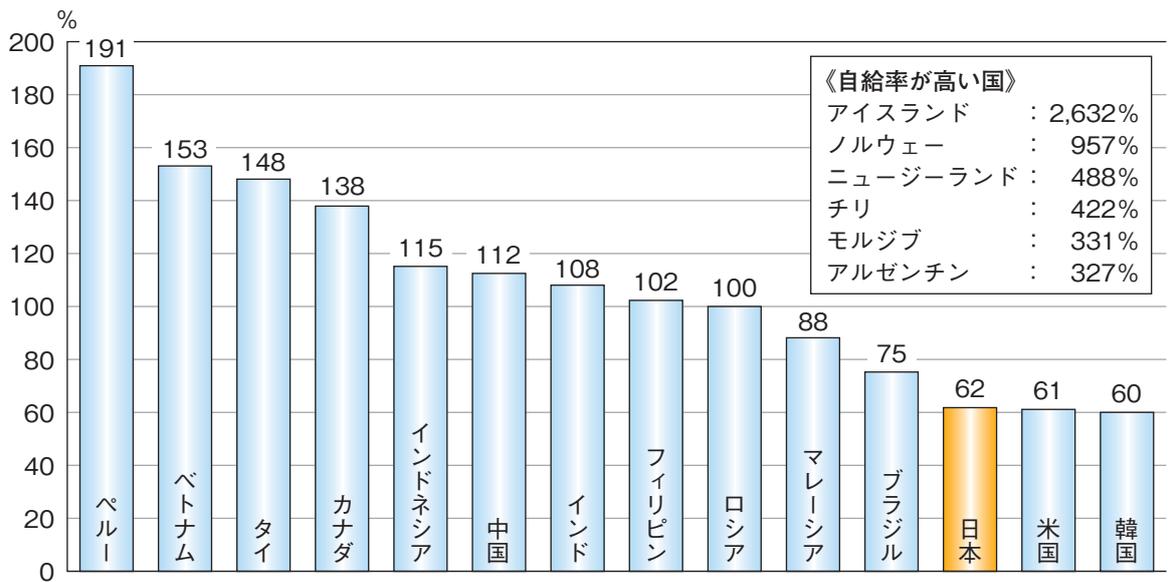
各国と比較すると、我が国の食用魚介類の自給率は、米国や韓国と同程度となっています。

図Ⅱ-1-18 食用魚介類の自給率等の推移



資料：農林水産省「食料需給表」、平成22 (2010) 年度は水産庁調べ

図Ⅱ-1-19 各国の食用魚介類の自給率 (平成19 (2007) 年)



資料：FAO「Food balance sheets」(日本以外の国) 及び農林水産省「食料需給表」(日本) に基づき水産庁で作成



コラム

我が国は世界有数の魚食大国

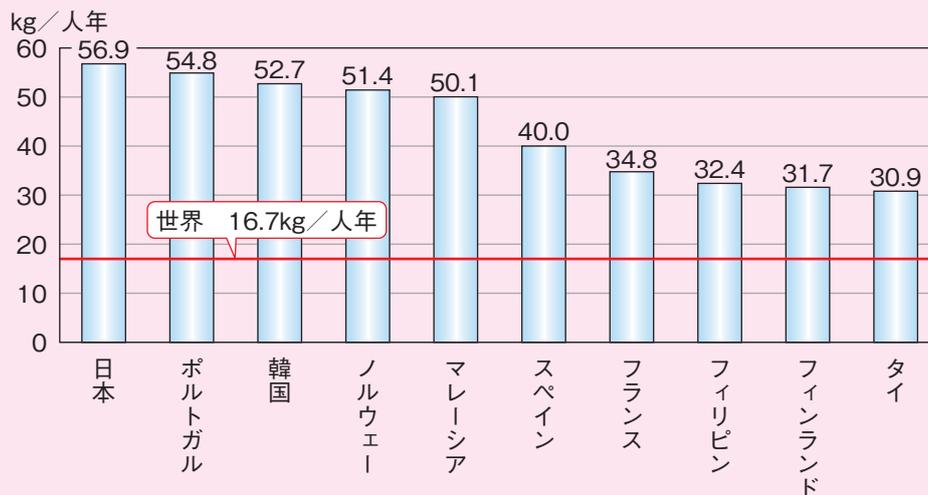
我が国は、古くから周辺の海域や河川、湖沼に産する様々な魚介類を貴重な食料として利用してきました^{※1}。寒流と暖流が交差する我が国の周辺水域は、世界の海の中でも生物の多様性が極めて高い海域であり^{※2}、漁獲され食用とされる魚介類のバラエティーは世界的にみても極めて豊富です。また、多様な魚介類を無駄なく美味しく食べるため、各地で特色ある魚介類の調理法や保存法が生み出され、我が国独特の「魚食文化」が形成されてきました。

FAO（国連食糧農業機関）によると、我が国の1人当たり魚介類供給量^{※3}は、人口100万人以上の国の中で世界一となっており、我が国は世界有数の「魚食大国」といえます。貴重なタンパク源であり、また「身近な自然の恵み」である我が国周辺の水産資源を今後とも持続的に利用していくことが重要です。



三内丸山遺跡（青森市）から出土したマダイの骨（資料：青森県教育庁）

食用魚介類1人当たりの供給量（平成19（2007）年）〔人口100万人以上の主な国〕



資料：FAO「Food balance sheets」（日本以外の国）及び農林水産省「食料需給表」（日本）に基づき水産庁で作成

- ※1 例えば、縄文時代の海辺の集落跡である「三内丸山遺跡」（青森県青森市）からは、マダイ、ブリ、サバ、マグロ、メカジキ、ヒラメ、ボラ、ニシン、フグ、サメ等50種類の魚の骨が出土しており、縄文時代の人々が多様な魚を利用していたことがわかる。この遺跡から発見されたマダイの骨は、まとまった形で化石化しており、同遺跡に関する調査や展示を行っている縄文時遊館（青森県青森市）は、このマダイが黒曜石等の鋭利な石器を用いて三枚におろすなどの調理を施された可能性を指摘している。
- ※2 我が国の周辺水域（領海及び排他的経済水域）に生息する海洋生物種は、3万3,629種。世界の全海洋生物種（約23万種）の14.6%に当たる（（独）海洋研究開発機構のプレスリリース：平成23（2011）年8月3日付け）。
- ※3 FAOは、各国の国内生産量、輸入量、在庫の増減等から各国の「食用魚介類供給量」を算出しており、この値を各国の人口で割った値が各国の「1人当たり魚介類供給量」である。この値は、各国の「1人当たり魚介類消費量」に近い数字であると考えられる。

第2節

我が国水産業をめぐる動き

(1) 漁業・養殖業の動向

ア 漁業・養殖業の国内生産

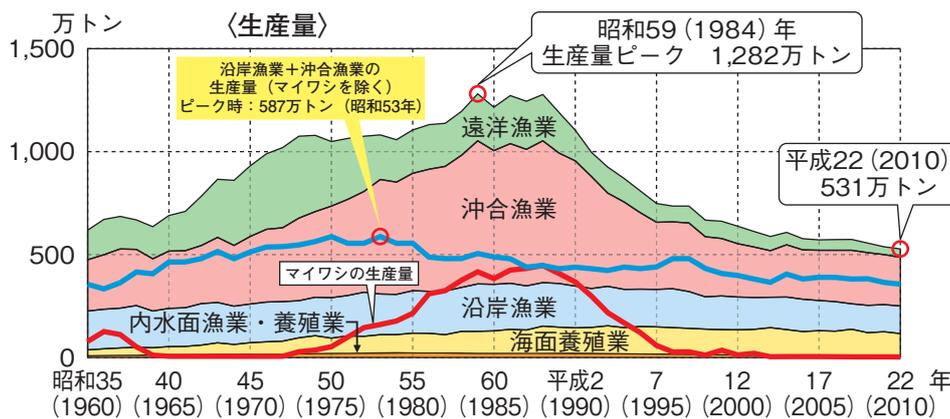
(漁業・養殖業の生産量と生産額の動向)

我が国の漁業・養殖業生産量は、昭和59(1984)年をピーク(1,282万トン)に平成7(1995)年頃にかけて急速に減少し、その後は緩やかな減少傾向が続いています。

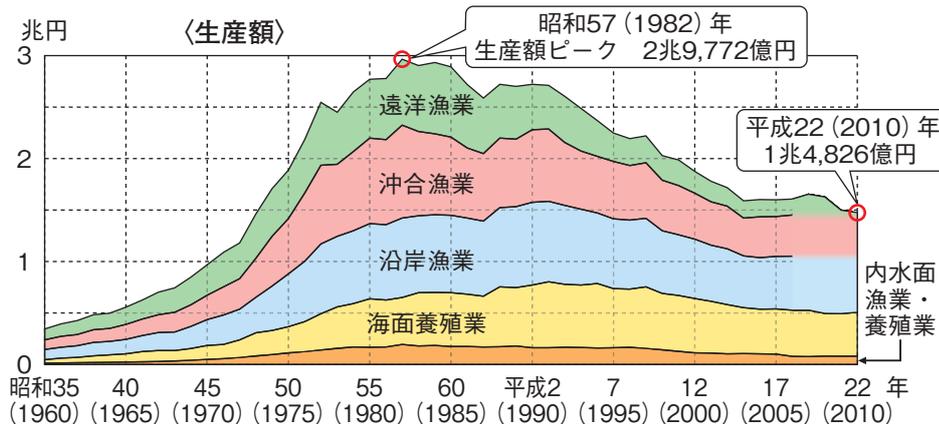
平成22(2010)年の我が国の漁業・養殖業生産量は531万トンと、前年に比べ12万トン(2.2%)の減少となりました。海面漁業については412万トンと、前年に比べ3万トン(0.6%)の減少となっており、魚種別にみると、イカナゴ、カツオ等が増加し、サンマ、サケ等が減少しています。なお、マイワシを除いた沿岸・沖合漁業の漁獲量は、この数年は横ばいから緩やかな減少となっており、平成22(2010)年は357万トン(前年比2.1%減)となりました。

海面養殖業については、ホタテガイ、ブリ類等が減少したことから、前年に比べ9万トン(7.5%)減の111万トンとなりました。

図Ⅱ-2-1 漁業・養殖業の生産量・生産額の推移



		平成22年 (千トン)
生 産 量	合計	5,312
	海面	5,232
	漁業	4,121
	遠洋漁業	480
	沖合漁業	2,355
	沿岸漁業	1,286
内 水 面	養殖業	1,111
	漁業	79
	養殖業	40
	養殖業	39



		平成22年 (億円)
生 産 額	合計	14,826
	海面	13,995
	漁業	9,711
	遠洋漁業	...
	沖合漁業	...
	沿岸漁業	...
内 水 面	養殖業	4,284
	漁業	830
	養殖業	228
	養殖業	602

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

- 注：1) 平成19(2007)年以降、漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は推計値である。
 2) 内水面漁業漁獲量は、平成13~15(2001~2003)年は主要148河川28湖沼、平成16~20(2004~2008)年は主要106河川24湖沼、平成21、22(2009、2010)年は主要108河川24湖沼の値である。
 平成13(2001)年以降の内水面養殖業は、マス類、アユ、コイ及びウナギの4魚種の収穫量である。また、平成19(2007)年の収穫量は、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦において養殖されたその他の収穫量を含む。
 3) 平成18(2006)年以降の内水面漁業の漁獲量、生産額には、遊漁者(レクリエーションを主な目的として水産動植物を採捕する者)による採捕は含まれない。
 4) 漁業生産額は、漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等乗じて推計したものである。
 5) 平成19(2007)年から海面漁業の部門別生産額については取りまとめを廃止した。



また、平成22（2010）年の漁業・養殖業生産額は、前年より124億円（0.8％）増加し1兆4,826億円となりました。海面漁業では、サンマ、スルメイカ、サバ類等の価格が上昇したものの、クロマグロ、サケ類、タコ類等の漁獲量が減少したことから9,711億円と前年より8億円（0.1％）の減少となりました。海面養殖業については、マダイ、カキ類等の価格が上昇したことから4,284億円と前年より189億円（4.6％）の増加となりました。

（漁業・養殖業部門別の生産量の動向）

我が国の漁業・養殖業の部門別の生産量は、様々な要因によって推移しています。

①遠洋漁業

遠洋漁業については、昭和50年代から米国・旧ソ連等各国で排他的経済水域（EEZ^{※1}：200海里水域）が設定されたことにより、これらの漁場からの撤退が相次いだこと等から生産量が急減しました。平成に入ってから資源状況の悪化や国際的な漁業規制の強化に伴い減少傾向が続いています。

②沖合漁業

沖合漁業については、昭和40年代以降、マイワシ等の資源の増大に支えられ生産量が急増しました。沖合漁業のうちマイワシの漁獲の主体となっているのは、まき網漁業であり、昭和63（1988）年のまき網漁業によるマイワシの漁獲量は、416万トンに達しています。その後、マイワシの資源量が低下したことに伴い、沖合漁業の生産量は急減しました。平成14（2002）年以降は、年による変動は大きいものの、沖合漁業の生産量は、横ばい傾向で推移しています。

③沿岸漁業

沿岸漁業については、遠洋漁業・沖合漁業に比べ生産量は安定的に推移しています。昭和60（1985）年前後には220万トンを上回る水準でしたが、その後、漁場環境の悪化や資源状況の低迷等によって減少傾向となっています。

④海面養殖業

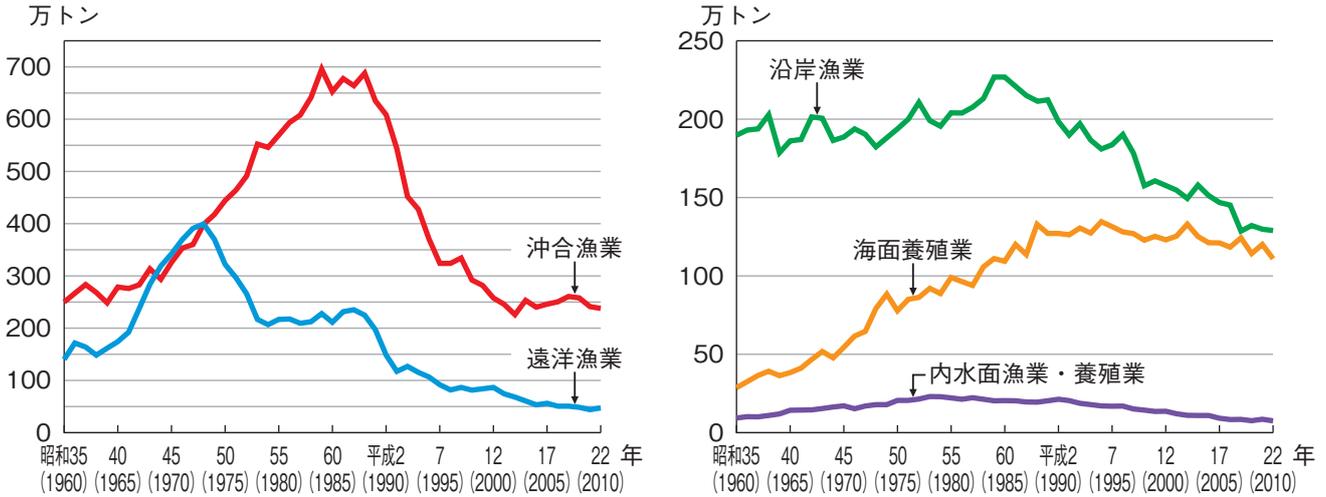
海面養殖業については、マダイやヒラメの人工種苗生産等の技術開発・普及により着実に発展を続け、海面養殖業の生産量は昭和63（1988）年には133万トンを記録しました。その後は、横ばいから緩やかな減少傾向にあります。

⑤内水面漁業・養殖業

内水面漁業・養殖業については、昭和54（1979）年の23万トンピークに、環境の悪化、外来魚やカワウによる被害等により減少が続いています。

※1 EEZ：Exclusive Economic Zone

図Ⅱ-2-2 我が国漁業・養殖業生産量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：平成19（2007）年以降、漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は推計値である。

コラム

我が国の水域別漁業生産量

各国が排他的経済水域を設定した昭和50年代前半以降、我が国の遠洋漁業による生産量は縮小しましたが、今日においても我が国の漁船は、世界各地の洋上において日夜操業しています。

平成21（2009）年の我が国の漁業生産量の構成を海域別にみると、我が国の周辺水域が含まれる太平洋北西部での漁獲が90.5%と大部分を占めているものの、大西洋、インド洋等、世界各地の海において我が国の漁船が操業していることがわかります。

太平洋北西部以外での漁業生産をみると、カツオ類、マグロ類等が太平洋中西部をはじめとする太平洋の各海域、さらには、大西洋、インド洋と広範囲の漁場で漁獲されています。また、イカ類についても、太平洋南西部（ニュージーランド沖）や南東部（ペルー沖）等の漁場で漁獲されています。



大西洋の漁場で操業する我が国の遠洋まぐろはえ縄漁船

我が国の漁業生産量の水域別割合（平成21（2009）年）

漁獲海域	我が国漁業生産量に占める割合	主な漁業種類	主な魚種
大西洋	1.3%	遠洋まぐろはえ縄、遠洋底びき網	マグロ類、サメ類、カジキ類、カニ類、カツオ類
インド洋	0.7%	遠洋まぐろはえ縄、遠洋かつお・まぐろまき網、遠洋底びき網	マグロ類、カツオ類、サメ類、カジキ類
太平洋北西部	90.5%	大中型まき網、小型底びき網、中・小型まき網、沖合底びき網、さんま棒受網、大型定置網、刺し網、船びき網等	イワシ類、サバ類、貝類、サンマ、タラ類、イカ類、サケ・マス類、アジ類、ホッケ、海藻類、カツオ類、マグロ類等
太平洋北東部	0.0%	近海まぐろはえ縄、遠洋まぐろはえ縄、遠洋いか釣り	サメ類、カジキ類、イカ類
太平洋中西部	5.9%	遠洋かつお・まぐろまき網、遠洋かつお一本釣り、遠洋まぐろはえ縄、近海まぐろはえ縄、沿岸まぐろはえ縄、近海かつお一本釣り	カツオ類、マグロ類、カジキ類、サメ類
太平洋中東部	0.5%	遠洋まぐろはえ縄、近海まぐろはえ縄、遠洋かつお一本釣り	マグロ類、カジキ類、サメ類、カツオ類
太平洋南西部	0.4%	遠洋底びき網、遠洋まぐろはえ縄、遠洋いか釣り、近海まぐろはえ縄	マグロ類、イカ類、サメ類、カジキ類、カツオ類
太平洋南東部	0.7%	遠洋いか釣り、遠洋まぐろはえ縄	イカ類、マグロ類、サメ類、カジキ類、カツオ類

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」（平成22（2010）年）

注：太平洋北東部については、漁獲の実績はあるものの単位に満たない。



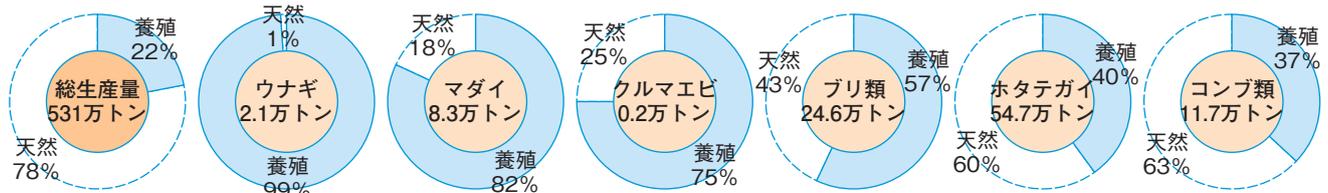
イ 養殖業をめぐる動向

(水産物の安定供給に貢献する我が国の養殖業)

計画的かつ安定的な生産が可能な養殖業は、国民への水産物の安定供給を図る上で重要な役割を担っています。我が国の漁業・養殖業の国内生産のうち、養殖業が占める割合は、平成22（2010）年において、生産量で22%（115万トン）、生産額で33%（4,886億円）となっています。

ウナギ（99%）、マダイ（82%）、クルマエビ（75%）、ブリ類（57%）は、国内生産量の半数以上が養殖業によって生産されています。

図Ⅱ-2-3 我が国漁業・養殖業生産量に占める養殖の割合（平成22（2010）年）



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」を基に水産庁で作成

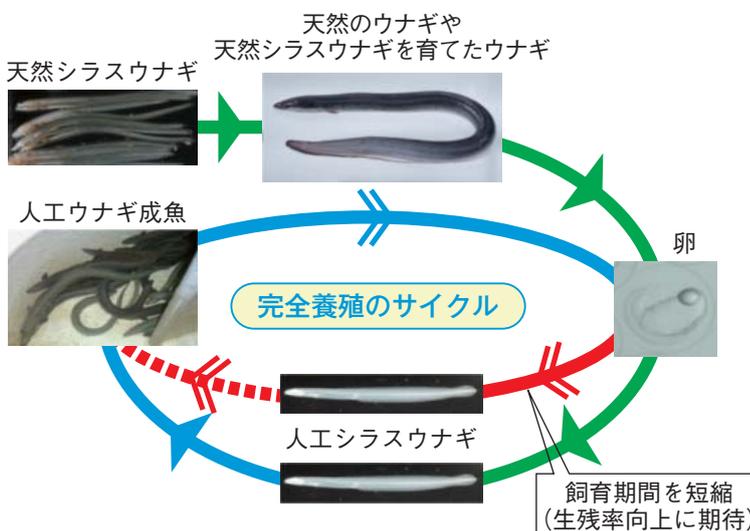
(環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立)

養殖業の多くは、外海の波浪の影響を受けにくい内湾等の静穏な海域を利用して営まれています。このような閉鎖的な海域は、外海との間で海水が入れ替わりにくく、餌料の過剰投与等によって底質等に過度の硫化物や有機物が蓄積することがあるため、環境の悪化を防止するための方策を講じる必要があります。

このため、持続的養殖生産確保法^{※1}に基づき、漁業協同組合等が「漁場改善計画」を策定しており、平成24（2012）年1月末現在の策定件数は全国で330件となっています。平成23（2011）年度からは、養殖業者が漁場改善計画に設定された「適正養殖可能数量」を遵守して養殖に取り組む場合に、「資源管理・収入安定対策」（P97参照）により減収の補填を行っています。

また、天然資源の保存に配慮し、安定的な養殖生産を実現するため、(独)水産総合研究センターや都道府県では、現在、養殖業において主に天然種苗が用いられているウナギ、ブリ、カンパチ、クロマグロ等について人工種苗の生産技術の開発等が進められています。

図Ⅱ-2-4 ウナギの種苗生産技術開発の現状



(独)水産総合研究センターでは、平成14（2002）年に卵から人工シラスウナギまでの飼育に成功（緑色の実線）。また平成22（2010）年には、人工親魚から得た卵をふ化させて「完全養殖」に成功しました（青色の実線）。さらに、完全養殖ウナギの仔魚からシラスウナギへの飼育期間の短縮に成功しました（赤色の実線）。

今後の取組

- ・良質卵の安定大量生産技術の開発（親魚の成熟誘起法等）。
- ・量産のための飼育システムの開発（ふ化仔魚の適正な環境、餌飼料の開発等）。

※1 平成11年法律第51号

(安全かつ消費者に信頼される養殖水産物の供給)

養殖水産物の安全や消費者の信頼を確保する観点から、生産・出荷・加工の各工程で危害要因を低減する「養殖生産工程管理手法」(GAP^{*1}手法)の導入や、水産物のロット番号を用いてその生産履歴の情報を消費者に開示する取組が進められています。

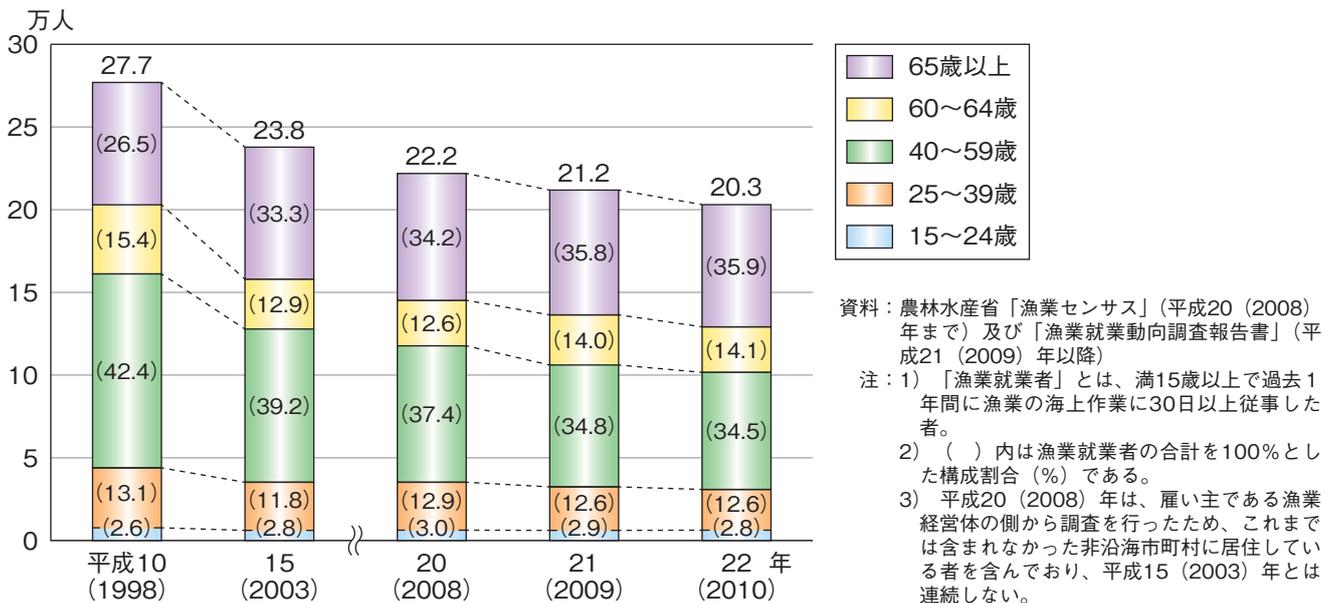
ウ 漁業就業者をめぐる動向

(漁業就業者数の動向)

平成22(2010)年における我が国の漁業就業者数は、20万3千人となっており、前年に比べ4.2%減少しました。また、平成22(2010)年における漁業就業者の高齢化率(65歳以上の就業者の割合)は35.9%で、前年とほぼ同レベル(0.1%増)となりました。

個人経営体で働く漁業就業者のうち、専業^{*2}、第1種兼業^{*3}、第2種兼業^{*4}の人数について平成12(2000)年と22(2010)年で比較すると、第1種兼業と第2種兼業の就業者がいずれも減少しているのに対し、専業の就業者の人数は70,530人(34.6%)から75,650人(53.5%)へと増加しています。さらに、男性の専業就業者について年齢階層別の人数をみると、年金受給対象である65歳以上の者が23,390人から29,900人に増加している一方、沿岸漁業の担い手として中核的な位置を占めているものと考えられる40~59歳の階層についても16,070人から16,490人へと人数の増加がみられます。

図Ⅱ-2-5 漁業就業者数の推移



- ※1 GAP：Good Aquacultural Practice(適正養殖規範)。養殖水産物の各生産段階において、どのようなリスクが存在するかを把握し、そのリスクを最小限に抑える手順を決めて、その手順に従って生産作業を行う方法。
- ※2 専業：個人経営体(世帯)として、過去1年間の勤労収入が自営漁業からのみであった場合をいう。
- ※3 第1種兼業：個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
- ※4 第2種兼業：個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。



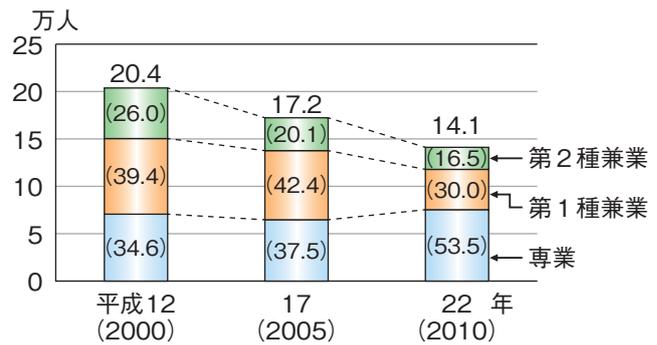
表Ⅱ-2-1 漁業就業者（個人経営体出身）における専業者数の推移

(単位：人)

	平成12(2000)年	17(2005)	22(2010)
総数	70,530	64,690	75,650
男性	53,910	50,950	60,140
15～24歳	1,160	1,010	1,110
25～39	6,760	5,320	5,260
40～59	16,070	14,690	16,490
60歳以上	29,920	29,930	37,280
うち65歳以上	23,390	24,960	29,900
女性	16,620	13,740	15,520

資料：農林水産省「漁業動態統計年報」（平成12（2000）年）、「漁業就業動向調査報告書」（平成17（2005）年、22（2010）年）
注：10の単位で四捨五入されているため、積み上げ結果は総数と必ずしも一致しない。

図Ⅱ-2-6 専兼業区分別漁業就業者数（個人経営体出身）の推移



資料：農林水産省「漁業動態統計年報」（平成12（2000）年）、「漁業就業動向調査報告書」（平成17（2005）年、22（2010）年）
注：（ ）内は漁業就業者の合計を100%とした構成割合（%）である。

（漁業就業者を確保するための取組）

近年、厳しい雇用情勢や職業・ライフスタイルに関する国民の考え方の多様化を反映し、就職・転職の場として漁業への注目が高まっています。直近3年間の漁業・養殖業への新規就業者数は平成19（2007）年以前よりも増加しており、平成22（2010）年には1,867人が新たに就業しました。漁業・養殖業は広範な技術を必要とし、技術習得に比較的長期間を要することから、新規漁業就業者の多くは、当初は雇用者として漁業・養殖業に携わるケースが大部分です。

新規漁業就業者の年齢構成は比較的若い世代が多く、平成22（2010）年では沿岸漁業に就業した者のうち40歳未満の層が3分の2を占めています。また、新規漁業就業者の定着率^{*1}は7割以上とみられます。

国では、漁業・養殖業への新規就業者・後継者を確保するため、就業準備講習や漁業就業相談会の開催、漁業現場での長期研修等の支援を行っています。

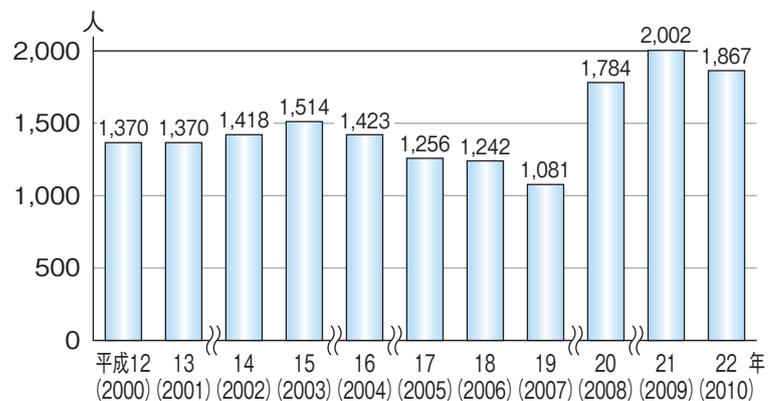
エ 水産業・漁村における女性の活動

（水産業や地域を支える女性の役割）

厳しい海上作業や複数日にわたる航海を伴う漁業の従事者は、男性が多くを占めていますが、ノリ養殖等の藻類養殖、採貝採藻漁業、刺し網漁業等、沿岸で日帰り操業する漁業・養殖業では、女性の漁業就業者が比較的多くなっています。平成22（2010）年における女性の

*1 新規就業から1年以上漁業・養殖業への就業を継続している者の割合。

図Ⅱ-2-7 新規漁業就業者数の推移



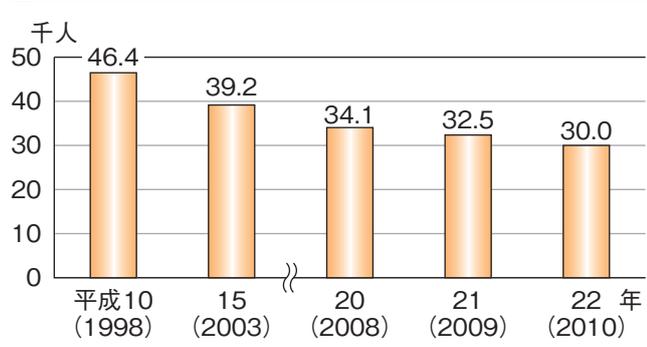
資料：農林水産省「農林漁業への新規就業者に関する情報収集」（平成12、13（2000、2001）年）、「農林水産業新規就業者調査結果」（平成14、15（2002、2003）年）及び「漁業センサス」（平成20（2008）年）。平成16、21、22（2004、2009、2010）年は都道府県が実施している新規就業者に関する調査から推計。平成17～19（2005～2007）年は（社）大日本水産会による漁業協同組合へのアンケート調査結果

注：1) 調査が異なるため、平成15（2003）年と16（2004）年と17～19（2005～2007）年、19（2007）年と20（2008）年、20（2008）年と21（2009）年の結果は連続しない。
2) 平成22（2010）年の岩手県、宮城県、福島県については、東日本大震災により、調査が実施できなかったため、平成21（2009）年の新規就業者数を基に3県分を除く全国のすう勢から推計した値を用いた。

漁業就業者数は3万人で漁業就業者全体の14.8%を占めています。

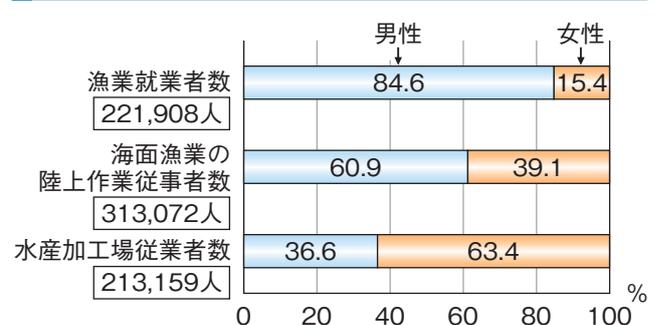
一方で、漁獲物の選別やカキの殻むき等、漁業に付随する陸上作業の従事者数をみると、平成20（2008）年には、女性が全体の39.1%を占めています。また、多くの漁業地域の基幹産業となっている水産加工業の従業者数をみると、63.4%を女性が占めています。このように、女性の労働力は、漁業に付随する陸上作業や水産加工業において大きなウェイトを占めています。

図Ⅱ-2-8 女性漁業就業者数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成20（2008）年まで）及び「漁業就業動向調査報告書」（平成21（2009）年以降）
 注：1）「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。
 2）平成20（2008）年は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、平成15（2003）年とは連続しない。

図Ⅱ-2-9 漁業、水産加工業における女性の従事・就業割合



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成20（2008）年）
 注：1）「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。
 2）「海面漁業の陸上作業従事者」とは、漁業に係る陸上作業の最盛期に陸上作業に従事した者。

事例

漁家民泊で地域の活性化に貢献する漁協女性部

長崎県松浦市にある新松浦漁協の女性部では、都市と農山漁村との交流活動を推進する地元の協議会(平成21（2009）年より「一般社団法人まつうら党交流公社」に改組）から話が合ったことをきっかけに、平成15（2003）年から女性部員の家庭に修学旅行生を受け入れる漁家民泊に取り組んでいます。

民泊にやってくる修学旅行生は、関東や関西等の都会の中高生がほとんどです。同女性部では、性別や学校から入手する生徒の情報をもとに宿泊先となる漁家を振り分け、4～5名の生徒達を各漁家で受け入れています。受入れ漁家では、漁村の日常生活を体感してもらうため、生徒達を「家族の一員」として迎えており、生徒達は「漁家のお母さん」の指導の下、不慣れな手つきながらも丸ごとの魚を三枚におろして夕食をつくるといった体験学習に取り組みます。



受入れ漁家の方と団らんする修学旅行生達

修学旅行生の受入れに当たっては、食物をはじめ、犬・猫等のペットに対するアレルギーを持つ生徒の安全に配慮するなど様々な状況に柔軟に対応する必要がありますが、受入れ漁家は旅行業法に基づく「簡易宿泊所」の営業許可を必ず取得することとし、また、保健所等が開催する講習会に定期的に参加することで能力を高め、安全・安心な民泊の環境づくりに努めています。

新松浦漁協における民泊の受入れ漁家数は114戸（平成24（2012）年3月現在）に上っており、平成23（2011）年度には、約8千人（延べ人数）の生徒が同漁協女性部員の家庭に宿泊しています。民泊の受入れは、漁家に収入をもたらし、また、受入れ漁家の高齢者が都会の中高生達と接することで元気になるなど、地域の活性化において大きな効果をもたらしています。

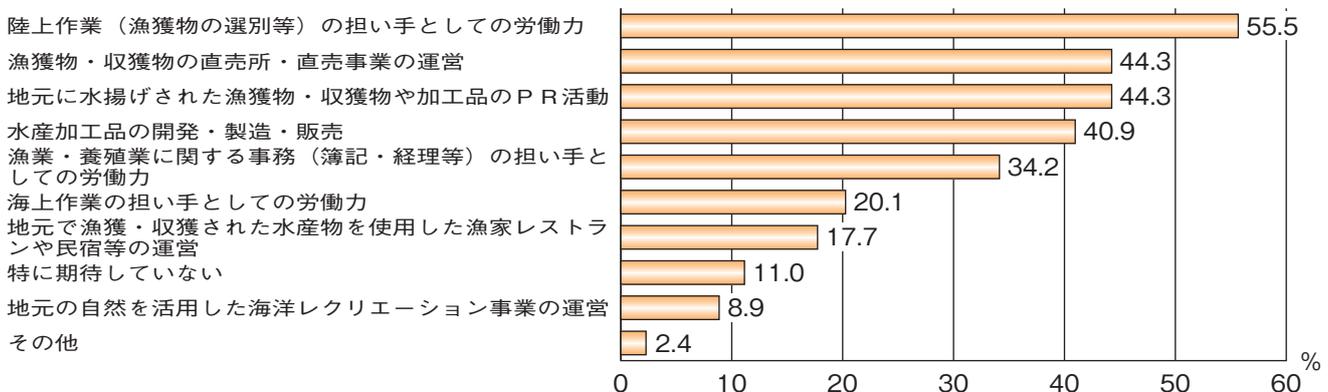


(漁村活性化における女性の取組への期待)

農林水産省が全国の漁業・養殖業者に対して実施した意識・意向調査によると、「漁業・養殖業や漁村を活性化するために今後期待する女性の取組」として、「陸上作業の労働力」(55.5%)に次いで、「漁獲物・収獲物の直売所・直売事業の運営」(44.3%)、「地元の水揚げされた漁獲物・収獲物や加工品のPR活動」(44.3%)、「水産加工品の開発・製造・販売」(40.9%)との回答が多くなっています。

漁業・養殖業や漁村の活性化に貢献する女性の取組としては、地域に水揚げされる水産物の特性や美味しい調理法・加工法について実践的な知識を有し、また、顧客や来訪者への対応においてきめ細かい気配りに長けているなどの女性の長所を活かした6次産業化^{*1}の担い手としての活動への期待が高いことがみてとれます。

図Ⅱ-2-10 漁業・養殖業や漁村を活性化するために今後期待する女性の取組（複数回答）



資料：農林水産省「食料・農業・農村及び水産業・水産物に関する意識・意向調査」（平成24（2012）年1～2月実施）

注：農林水産省の情報交流モニターのうち、漁業・養殖業者500人を対象。回収率は83.6%（418人）。

事例

組合長として地元の水揚げされる水産物の普及活動を推進

富山県射水市^{いみず}で定置網漁業を営む尾山春枝さんは、新湊漁協女性部長として長年にわたってその活動をリードし、短大生・高校生を対象とする魚料理教室、市内の全小学校の給食へのベニズワイガニの提供等を通じて、地元の水揚げされる水産物の美味しさを地域の人達に伝えてきました。尾山さんは、平成20（2008）年に新湊漁協の組合長に就任しており、同漁協女性部が運営する食堂をリニューアルして来店者を大幅に増加させたり、水産物をテーマに地域を盛り上げる「新湊カニかに海鮮白エビまつり」の実行委員長を務めるなど、新湊の水産物の普及活動にさらに力を入れています。



大勢の人で賑わう
「新湊カニかに海鮮白エビまつり」

*1 1次×2次×3次＝6次産業。1次産業としての農林漁業と2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業を総合的かつ一体的に推進し、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

漁村の女性は、家事・育児や家族労働等によって漁家を支える一方、漁業協同組合の女性部等での活動を通じて漁村の活性化に貢献してきました。

漁協女性部（当初は「婦人部」と呼称）の活動は、昭和25（1950）年前後から始まっており、当初は、戦後の復興に当たって漁家の生活と営漁の計画化を目指すという目標の下、漁協への貯蓄推進や漁村の生活改善運動等が中心となっていました。昭和40年代に入ると、海難事故の増加に対応した「漁船海難遺児を励ます運動」、公害への抗議運動や合成洗剤の追放運動等が、昭和50年代からは、健康問題への関心の高まりに対応した「魚食普及運動」等が始まりました。

また、昭和60年代からは、森・川・海のつながりが豊かな水産資源を育てていることに着目した植樹活動や海浜清掃等、都市住民とも連携した環境保全活動が盛んになってきました。

さらに、近年は、漁協女性部のメンバー等による起業の取組が増えてきており、地域に水揚げされる水産物の加工販売や飲食店の運営等、各地で様々な取組が生まれてきています。このような漁村女性グループによる起業の取組は、市場価値がなく出荷されてこなかった魚を加工品にして販売したり、都市住民を観光客として漁村に呼び込んだりするなど、漁業・漁村の経済を活性化する効果があります。

漁村でいきいきと活躍する女性達がその斬新なアイデアや自由な発想を活かして幅広く活動することで、今後、さらに漁村の魅力が向上することが期待されます。



地元の水揚げされるムロアジやトビウオを加工し、島内外の学校給食用に販売
（八丈島漁協女性部）

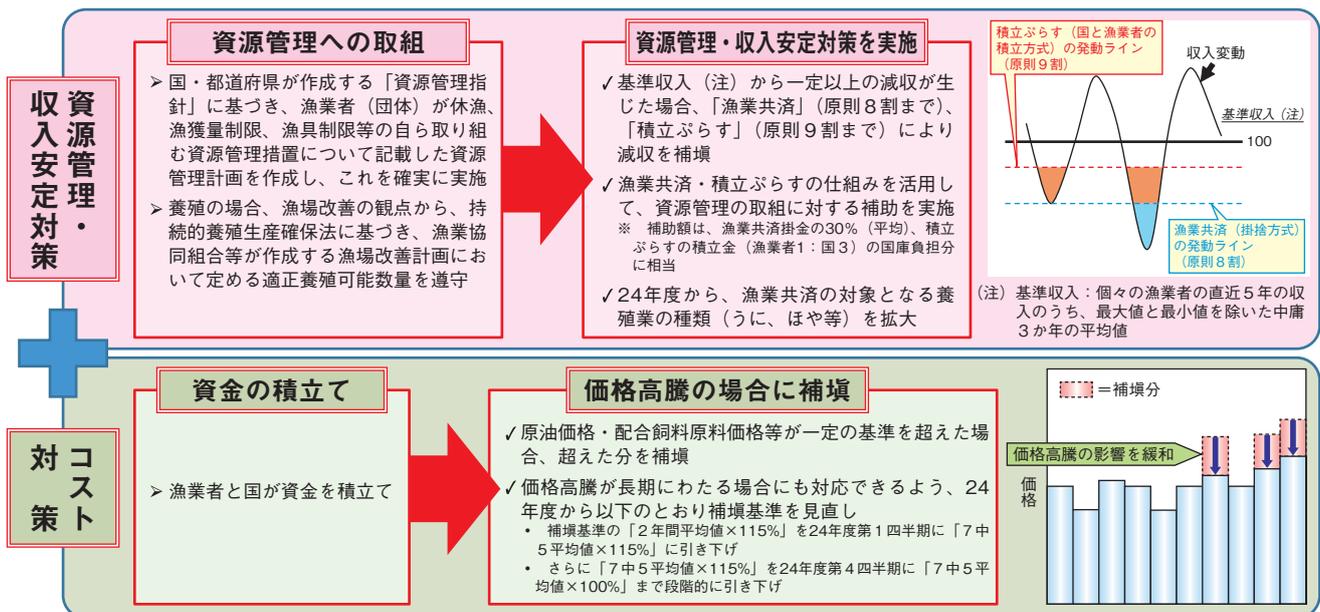
(2) 漁業・養殖業の経営をめぐる動向

(総合的な漁業所得補償対策)

国民への水産物の安定供給を確保していくためには、豊かな水産資源を管理しながら、それを効率的に利用する産業としての漁業の経営が持続していかなければなりません。このため、国では、平成23（2011）年4月から、経営安定機能を有する仕組みとして長年定着してきた漁業共済の枠組みを活用した「資源管理・収入安定対策」と、漁業者と国が積立てを行い、漁業・養殖業経営に大きな影響を与える燃油・配合飼料の価格が一定以上上昇した場合に補填金を交付する「コスト対策」である漁業経営セーフティーネット構築事業（平成22（2010）年度から実施）とを組み合わせた総合的な所得補償対策である「資源管理・漁業所得補償対策」を実施しています。

平成24（2012）年3月末現在の本対策の実施状況は、①漁業共済の加入率が平成22（2010）年3月末の54%から66%、②漁業経営セーフティーネット構築事業の燃油が平成23（2011）年3月末の32%から58%、③同事業の配合飼料が平成23（2011）年3月末の22%から24%へとそれぞれ上昇しており、本対策は着実に進捗しています。

図Ⅱ-2-11 資源管理・漁業所得補償対策の概要



(燃油、魚粉の価格動向)

燃油（漁業用A重油）の価格は、近年、国際的な需給関係の変化に加え、投機資金等の影響もあり乱高下し、平成20（2008）年8月に史上最高額（124.6円/ℓ）を記録した後、平成21（2009）年前半にかけて一旦下落しました。しかしながら、その後は、中東情勢の不安定化等により、原油価格が再び上昇傾向となっており、燃油価格も変動を繰り返しながらも上昇傾向で推移しています。燃油経費は漁労支出において大きな割合を占めることから、今後とも価格の動向を注視していく必要があります。

また、養殖用の配合飼料の主原料である魚粉は、大半を輸入に頼っていますが、魚粉の輸入価格は、中国をはじめとする世界的な需要の増大を背景として、平成22（2010）年前半に大きく上昇しました。その後も魚粉の輸入価格は、高い水準で推移しましたが、平成23（2011）

年後半からは、主な輸入相手国において生産が増大したことから輸入価格は下落傾向で推移しています。

これらの状況を踏まえ、平成24（2012）年度から、原油価格・配合飼料原料価格等の高騰が長期にわたった場合の支援が従来よりも充実するよう、漁業経営セーフティーネット構築事業の補填基準の改定^{*1}が行われました。

図Ⅱ-2-12 漁業用A重油の価格の推移



資料：水産庁調べ

図Ⅱ-2-13 魚粉の輸入価格の推移



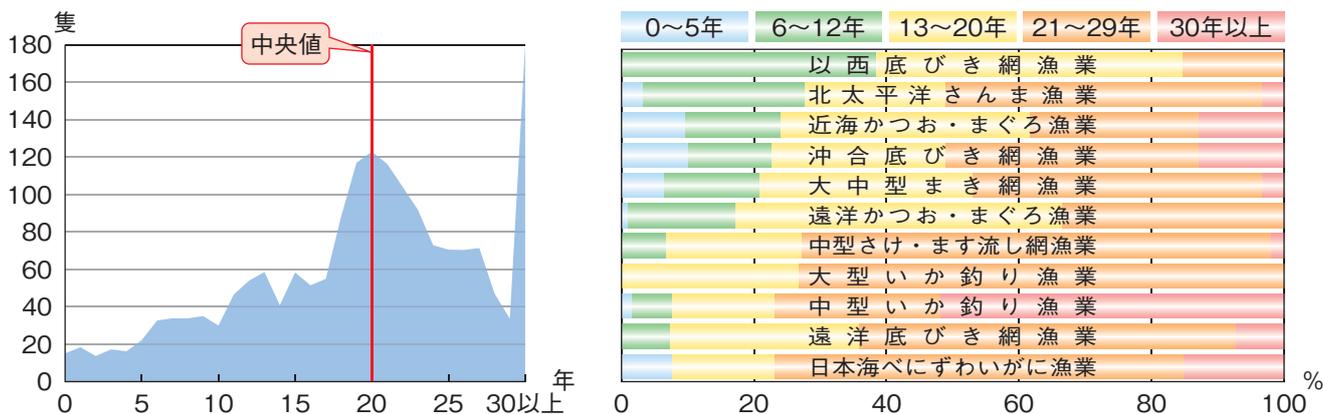
資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

（懸念される漁船の高船齢化）

我が国の漁船は、隻数の減少とともに高船齢化が進んでいます。指定漁業^{*2}の許可を受けている漁船の船齢分布をみると、船齢20年が全体の中央値となっており、進水から21年以上を経た高船齢の漁船が全体の47.1%を占めています。この背景には、漁労所得の低迷により、漁業経営体に新しい漁船（代船）の建造を行う資金を調達する余裕がなくなっているという事情がみられます。

また、沿岸漁業等に従事する漁船も含む漁船保険の加入状況を見ると、21年以上経過している船が全体の59.2%を占めています。

図Ⅱ-2-14 指定漁業許可船延べ隻数及び漁業種類別船齢分布状況（平成22（2010）年）



資料：水産庁調べ

注：1) 指定漁業のうち、大型捕鯨業、小型捕鯨業及び母船式捕鯨業を除く。
2) 大中型まき網漁業については、探索船、火船、運搬船及び海外まき網船を含む。

*1 従来の「直前2年間の平均価格×115%」から平成24（2012）年度の第4四半期に「直前7年中5年間の平均価格×100%」へと、段階的に改定。なお、直前7年中5年間の平均価格とは、直前7年間の原油・飼料原料価格のうち、高値1年分と低値1年分を除いた5年分の平均値のこと。

*2 漁業法第52条に基づき政令で定める漁業。沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業等13種類が指定されている。これらの漁業を営もうとする者は、船舶ごとに農林水産大臣の許可を受けなければならない。



(沿岸漁船漁家の経営状況)

沿岸漁船漁家の漁労所得は平成13(2001)年から22(2010)年にかけて200万円台で推移しており、平成22(2010)年の漁労所得は、207万円となりました。漁労所得に雇われ労賃所得や地代、年金等の事業外所得を合わせた漁家所得は500万円程度であるとみられ、勤労者世帯の可処分所得(516万円^{*1})とほぼ同水準とみられます。

表Ⅱ-2-2 沿岸漁船漁家の漁業経営状況の推移

(単位：千円)										
	平成13(2001)年	14(2002)	15(2003)	16(2004)	17(2005)	18(2006)	19(2007)	20(2008)	21(2009)	22(2010)
事業所得	2,540	2,530	2,394	2,343	2,323	2,550	2,864	2,463	2,330	2,201
漁労所得	2,257	2,267	2,156	2,153	2,143	2,466	2,742	2,388	2,223	2,066
漁労収入	5,160	5,153	5,002	4,943	4,908	6,321	6,716	6,645	6,211	5,868
漁労支出	2,903(100.0)	2,887(100.0)	2,846(100.0)	2,790(100.0)	2,766(100.0)	3,855(100.0)	3,974(100.0)	4,257(100.0)	3,989(100.0)	3,802(100.0)
雇用労賃	365(12.6)	386(13.4)	345(12.1)	341(12.2)	335(12.1)	424(11.0)	441(11.1)	474(11.1)	488(12.2)	469(12.3)
漁船・漁具費	450(15.5)	460(15.9)	465(16.4)	467(16.7)	449(16.2)	386(10.0)	335(8.4)	325(7.6)	311(7.8)	292(7.7)
修繕費	…	…	…	…	…	227(5.9)	252(6.3)	262(6.2)	291(7.3)	283(7.4)
油費	411(14.2)	401(13.9)	416(14.6)	423(15.2)	482(17.4)	730(18.9)	821(20.7)	984(23.1)	694(17.4)	673(17.7)
販売手数料	282(9.7)	286(9.9)	281(9.9)	288(10.3)	290(10.5)	386(10.0)	417(10.5)	415(9.8)	402(10.1)	360(9.5)
減価償却費	590(20.3)	579(20.0)	546(19.2)	499(17.9)	458(16.6)	604(15.7)	575(14.5)	649(15.2)	664(16.7)	660(17.4)
その他	805(27.7)	775(26.8)	793(27.9)	773(27.7)	751(27.1)	1,099(28.5)	1,133(28.5)	1,148(27.0)	1,138(28.5)	1,063(28.0)
漁労外事業所得	282	264	238	190	180	84	122	75	107	135
事業外所得	3,080	3,123	3,128	2,995	2,790	…	…	…	…	…
漁家所得	5,619	5,653	5,522	5,338	5,113	…	…	…	…	…

資料及び注：表Ⅱ-2-3参照

(海面養殖業漁家の経営状況)

海面養殖業漁家の漁労所得は、変動が大きく平成13(2001)年から22(2010)年にかけて300~600万円台で推移しています。平成22(2010)年の漁労所得は、524万円となりました。海面養殖業漁家の事業外所得を合わせた漁家所得は800~900万円程度であるとみられ、勤労者世帯の可処分所得を上回っているものとみられます。

表Ⅱ-2-3 海面養殖業漁家の経営状況の推移

(単位：千円)										
	平成13(2001)年	14(2002)	15(2003)	16(2004)	17(2005)	18(2006)	19(2007)	20(2008)	21(2009)	22(2010)
事業所得	7,159	6,262	5,933	6,491	6,353	5,128	5,497	3,797	3,939	5,224
漁労所得	6,869	6,023	5,708	6,262	6,114	5,076	5,384	3,657	3,876	5,240
漁労収入	19,677	19,257	18,623	18,643	19,006	21,106	21,615	20,348	19,456	25,213
漁労支出	12,808(100.0)	13,235(100.0)	12,915(100.0)	12,380(100.0)	12,892(100.0)	16,030(100.0)	16,232(100.0)	16,692(100.0)	15,579(100.0)	19,972(100.0)
雇用労賃	1,482(11.6)	1,398(10.6)	1,475(11.4)	1,452(11.7)	1,594(12.4)	1,682(10.5)	1,800(11.1)	1,903(11.4)	1,983(12.7)	3,261(16.3)
漁船・漁具費	528(4.1)	529(4.0)	508(3.9)	462(3.7)	476(3.7)	495(3.1)	471(2.9)	453(2.7)	504(3.2)	777(3.9)
修繕費	…	…	…	…	…	534(3.3)	492(3.0)	558(3.3)	505(3.2)	935(4.7)
油費	592(4.6)	604(4.6)	599(4.6)	627(5.1)	793(6.2)	973(6.1)	1,122(6.9)	1,280(7.7)	912(5.9)	1,132(5.7)
販売手数料	668(5.2)	654(4.9)	652(5.0)	708(5.7)	704(5.5)	773(4.8)	796(4.9)	776(4.6)	750(4.8)	778(3.9)
減価償却費	1,985(15.5)	2,056(15.5)	1,958(15.2)	1,791(14.7)	1,756(13.6)	1,902(11.9)	1,829(11.3)	2,030(12.2)	1,925(12.4)	2,689(13.5)
その他	7,553(59.0)	7,994(60.4)	7,723(59.8)	7,340(59.3)	7,569(58.7)	9,670(60.3)	9,721(59.9)	9,692(58.1)	9,000(57.8)	10,401(52.1)
漁労外事業所得	290	239	225	228	239	52	113	141	62	△17
事業外所得	3,112	3,172	3,228	3,426	3,093	…	…	…	…	…
漁家所得	10,270	9,433	9,161	9,917	9,446	…	…	…	…	…

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」に基づき水産庁で作成

注：1) 平成18(2006)年調査において、調査体系の大幅な見直しが行われたため、平成18(2006)年以降の結果はそれ以前の結果とは連続しない。

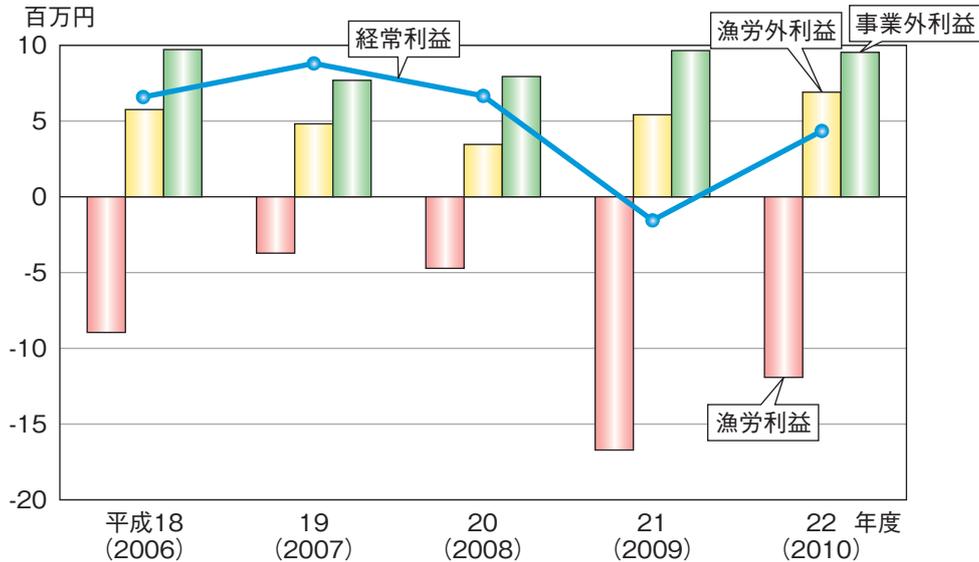
- 沿岸漁船漁家については、「漁業経営調査報告」の家族型調査(平成17(2005)年まで)及び個人経営体調査(平成18(2006)年以降)の漁船漁家の結果から10トン未満分を再集計し作成。海面養殖業漁家については、「漁業経営調査報告」の家族型調査(平成17(2005)年まで)及び個人経営体調査(平成18(2006)年以降)の結果を基に魚種ごとの経営体数で加重平均した。()内は漁労支出の構成割合(%)、「…」は調査の対象となっていない項目である。
- 「漁労外事業所得」とは、漁労外事業収入から漁労外事業支出を差し引いたものである。漁労外事業収入は漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁、農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業経営にとって付随的な収入を含んでおり、漁労外事業支出はこれらに係る経費である。
- 「事業外所得」とは、事業外収入から事業外支出を差し引いたものである。事業外収入は労賃収入、地代・配当・利子等の財産で得ることが出来る収入、年金・補助金・補償金収入等で事業の範ちゅうに含まれないすべての収入であり、事業外支出は漁業部門が負担した額を除いた負債利子、雑支出等である。
- 平成22(2010)年調査は、岩手県、宮城県及び福島県の経営体を除く結果である。

*1 総務省「家計調査」(平成22(2010)年)の二人以上の世帯のうち勤労者世帯(農林漁家世帯を除く)。

(漁船漁業を営む会社経営体の経営状況)

平成22（2010）年度における漁船漁業（総トン数10トン以上の動力漁船を使用する漁業）を営む会社経営体の経営状況をみると、労務費の減少等により漁労利益の赤字が前年より縮小しました。これにより、平成21（2009）年度は赤字であった経常利益は、平成22（2010）年度は黒字となりました。

図Ⅱ-2-15 会社経営体（漁船漁業）の経営状況の推移



資料：農林水産省「漁業経営調査報告」に基づき水産庁で作成

- 注：1) 「漁労外利益」とは、漁労外売上高から漁労外売上原価、漁労外販売費及び一般管理費を差し引いたものである。漁労外売上は漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、その他の事業により得られた収入のほか、漁業用生産手段を貸与して得た賃貸料等の収入であり、漁労外売上原価、漁労外販売費及び一般管理費はこれらに係る経費である。
- 2) 「事業外利益」とは、営業外収益から営業外費用を差し引いたものである。営業外収益は地代・配当・利子収入や補助金・補償金収入等であり、営業外費用は支払利息及び割引料、雑支出等である。
- 3) 平成22（2010）年度調査は、岩手県、宮城県及び福島県の経営体を除く結果である。

(漁船漁業の操業体制の再構築に向けて)

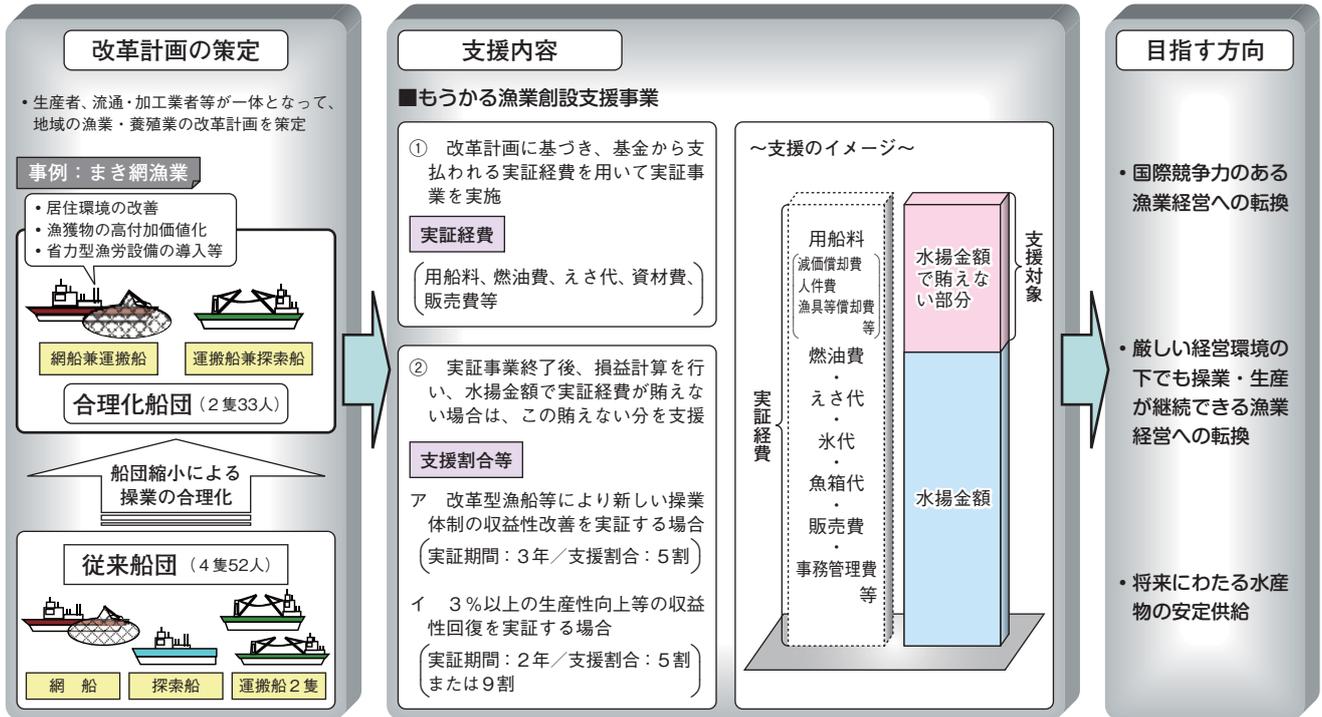
漁船の更新が進まず、高船齢化・老朽化が進む状況が今後も継続すれば、将来、我が国の漁船漁業の生産構造が脆弱化することが懸念されます。この状況を改善するため、漁船漁業について収益性を重視した操業体制を構築することが重要です。

このような観点から、国では、「漁業構造改革総合対策事業」を実施し、各地域で漁業の構造改革の取組を推進しています。この事業は、地域が策定した改革計画に基づき、漁獲から出荷に至る体制を改革し、収益性の向上を目的とした実証事業を行う漁業協同組合等に対し、必要な経費（人件費、燃油代、氷代等）を支援するものです。

具体的な事例としては、大中型まき網漁業において、運搬船や探索船を削減し、新たにこれらの機能を併せもつ網船を導入することにより船団規模を縮減し、燃油代や修繕費等を削減しつつ、漁獲物の高付加価値化を図る取組等が行われています。



図Ⅱ-2-16 漁業構造改革総合対策事業の概要

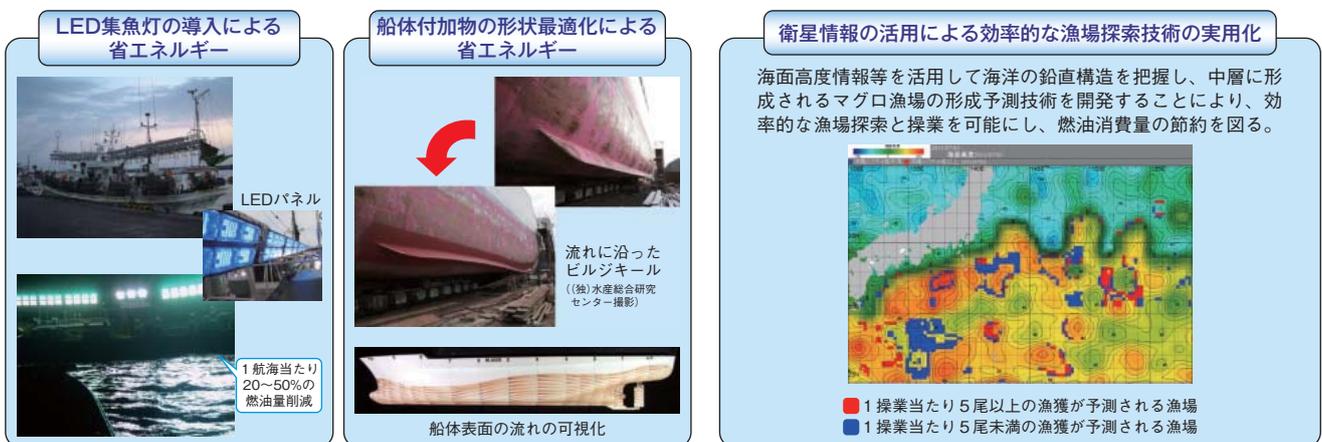


(漁業・漁船の省エネ・省コスト化)

化石燃料に大きく依存している漁船漁業については、省エネルギー効果の高い技術の開発・導入を進めることが、生産コスト低減のために重要であり、これは二酸化炭素の排出削減等、地球環境保全にも資するものです。

このため、国では、研究機関や民間団体と協力して、LED（発光ダイオード）を利用した集魚灯の実証試験、船体付加物の形状最適化、人工衛星の情報を利用した効率的な漁場探索技術の開発等、漁業・漁船の省エネ・省コスト化に資する技術開発を促進しています。この結果、さんま棒受網漁業等にLED集魚灯が導入されるなど、省エネ型漁業への転換が進みつつあります。

図Ⅱ-2-17 漁業・漁船の省エネ・省コストに資する技術開発

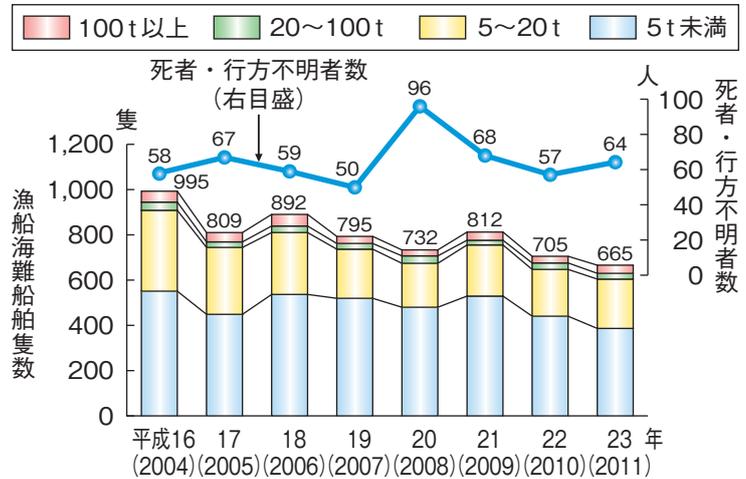


(3) 安全な漁業操業のために

(漁船海難の状況)

漁船は漁労活動のため海上で停船して作業することが多いことや操業中に見張りが不十分となることがあるため、貨物船等と比べ衝突等の重大海難事故の発生率が高くなっています。平成23（2011）年の漁船海難船舶隻数は665隻、漁船海難による死者・行方不明者数は64人となりました。これらは、それぞれ、全海難船舶隻数の30%、全船舶の海難による死者・行方不明者数の59%を占めています。漁船海難の種類としては、衝突が最も多く、また衝突の原因は、見張り不十分、操船不適切等の人為的要因によるものが多くを占めています。

図Ⅱ-2-18 漁船海難船舶隻数及び死者・行方不明者数の推移



資料：海上保安庁

注：山陰地方豪雪関連の海難（平成22（2010）年2隻、平成23（2011）年215隻）を除く。

(船員及び陸上労働者の災害の状況)

漁業における災害発生率は、全産業のおよそ7倍と高い水準にあります。また、海難によらない海中転落の事故も多く、平成23（2011）年における海難によらない海中転落による死者・行方不明者数は、61人（前年と比べ2人増加）となりました。

表Ⅱ-2-4 船員及び陸上労働者災害発生率（平成22（2010）年度）

産業名	災害発生率 (千人率)
全産業	2.1
林業	28.6
鉱業	13.9
漁業	13.8
陸上貨物取扱業	7.0
建設業	4.9
港湾業	4.7

資料：国土交通省「船員災害疾病発生状況報告（船員法第111条）集計書」

注：1) 「漁業」は船員、その他の産業は陸上労働者の数値である。

2) 陸上労働者の災害発生率は、厚生労働省労働基準局による統計値から算出。また、同災害発生率は暦年である。

3) 災害発生率は、職務上休業4日以上者の数値である。

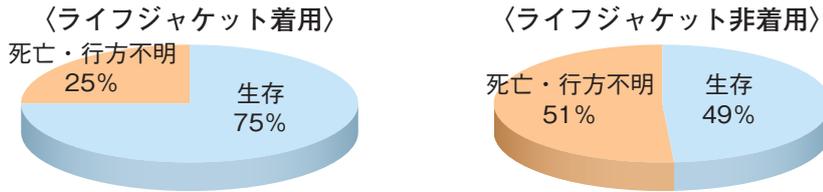
(漁業の安全対策)

漁業操業の安全性の向上は、漁業者の安全確保はもとより、漁業就業者の確保・育成のためにも極めて重要な問題です。このため国では、漁船の安全性を向上するため、民間団体による船体改造技術の開発を推進しています。

また、ライフジャケットは、海中に転落した者の生存率向上に効果がありますが、漁船からの海中転落者のライフジャケット着用率は3割程度にとどまっています。このため国では、ライフジャケットの着用促進活動を支援しています。なお、総トン数20トン未満の一人乗り漁船については、漁労作業時のライフジャケット着用が平成20（2008）年4月から義務化されています。



図Ⅱ-2-19 漁船からの海中転落者の生存率（平成23（2011）年）



資料：海上保安庁



ライフジャケットの着用促進活動（講習会の様子）

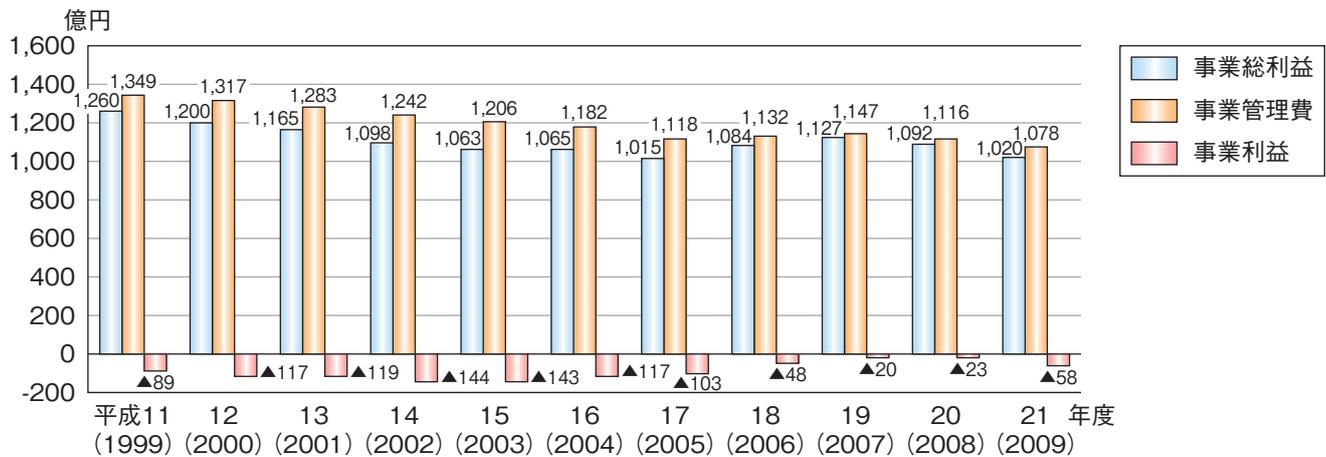
（4）漁業協同組合をめぐる動向

（漁業協同組合の役割と経営状況）

漁業協同組合は、漁業者による協同組織であり、組合員のために販売、購買、信用、共済、指導事業等を実施しています。また、漁業権漁場の利用調整、種苗放流、水産資源管理において、地域の漁業者の中核的な組織として機能しています。

平成23（2011）年3月末現在、沿海地区漁協数は1,004組合となっています。漁協の事業規模が縮小する中で、事業管理費の削減が進まないことから、沿海地区漁協のうち7割の組合で事業利益が赤字となっています。平成21（2009）年度の赤字額は総額で58億円となっており、また、繰越欠損金が約300億円に上るなど、漁協経営は厳しい状況にあります。

図Ⅱ-2-20 漁協全体の事業総利益、事業管理費、事業利益の推移



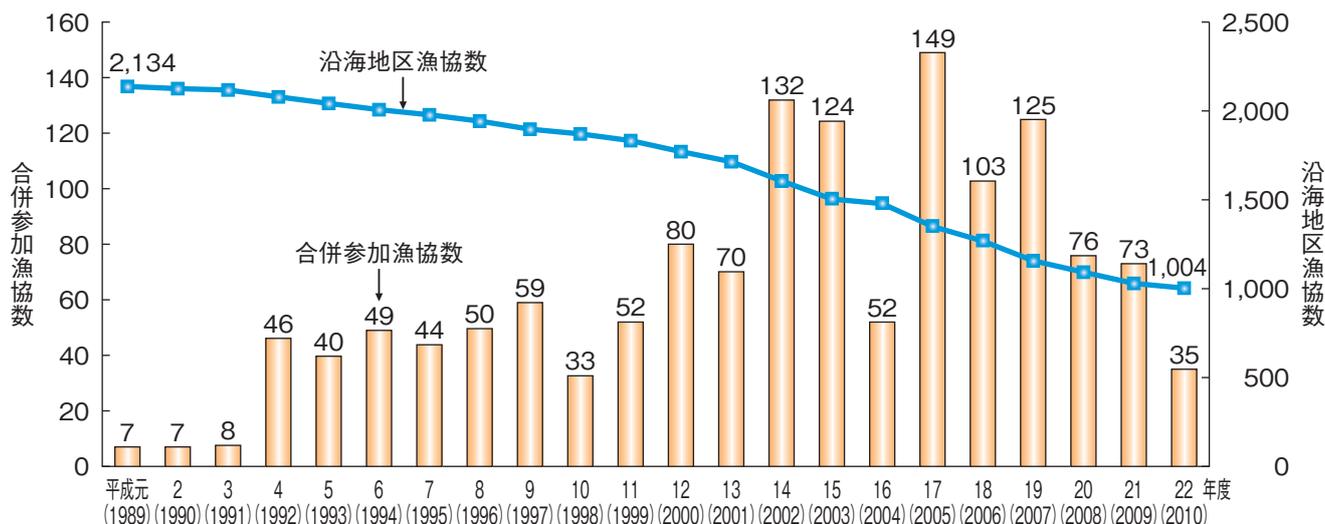
資料：水産庁「水産業協同組合統計表」

（組織基盤の強化に向けた取組）

今後とも漁業協同組合が漁業者の様々なニーズに応え、漁業・漁村における中核的組織としての役割を果たしていくためには、漁協の組織・基盤を強化し、販売事業をはじめとする漁協の事業をより効率的・効果的に運営していく必要があります。

このような背景から、近年、各都道府県域において漁協の合併が促進されてきましたが、多額の繰越欠損金が障害となって合併できず、経営改善も困難となっている漁協も少なくありません。このため平成20（2008）年度から、経営改善計画の策定・実行に取り組む漁協を支援するため、欠損金見合いの借換資金である「漁協経営改革支援資金」を創設し、これに係る金利等の軽減を行っています。

図Ⅱ-2-21 沿海地区漁協数・合併参加漁協数の推移



資料：水産庁「水産業協同組合年次報告」

コラム

2012国際協同組合年を迎えて考える 水産業協同組合の役割

平成24（2012）年は国連総会の決議に基づく「2012国際協同組合年」（IYC：International Year of Co-operatives）となっています。各国政府や協同組合関係者等には、この国際年を契機として、協同組合の活動を一層推進し、社会・経済の発展に対する貢献への認知度を高める取組を進めることが求められています。

水産に関する協同組合（以下「水産業協同組合」という。）には、漁業協同組合をはじめ、漁業生産組合、水産加工業協同組合等があります。中でも漁業協同組合は、地域の漁業・養殖業者の自主・自立・互助のための組織、また、その拠り所となる組織として、様々な事業活動を通じ、地域の漁業・養殖業と漁村の発展に貢献しています。さらに、海の環境を守る活動や森・川・海をつなぐ植樹活動、また、魚食普及活動や海難防止活動等の漁業に関連する社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

この国際協同組合年を契機として、水産業協同組合が我が国の社会の中で果たしている役割について国民一般の理解が深まることが期待されます。また、漁業・養殖業者をはじめとする水産業協同組合の関係者においても、改めて地域社会への貢献の在り方について考え、それを実行に移していくことが重要です。





(5) 水産物流通・加工をめぐる動向

(水産物流通の特徴と機能)

水産物には、水揚げが天候や漁況に左右されるため生産量の変動が大きい、少量かつ多種類の魚が漁獲される、同じ種類の魚でもサイズや鮮度により用途が異なるといった特色があります。このため、水産物の多くは、水揚げ港の近くに立地する産地卸売市場において仕分け・分荷された後、消費地での流通の出発点となる消費地卸売市場へ出荷されており、このような2段階の卸売市場を経由して消費者へ供給されています。

また、水産物は、産地から消費地に至るまで、常時冷蔵・冷凍による鮮度保持を行う必要があること、多くが切り身や刺身に調理されて販売されること等から、水揚げ後の流通コストが割高となる傾向があります。

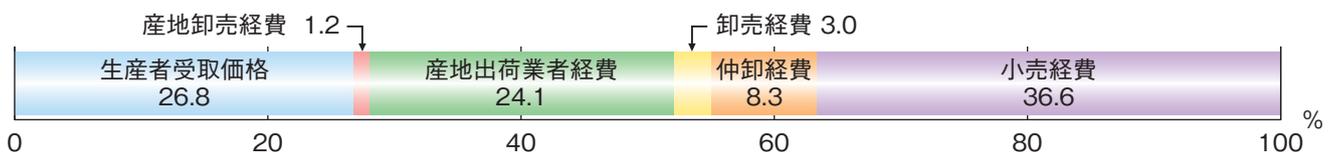


市場でのセリの様子

図Ⅱ-2-22 水産物の一般的な流通経路



図Ⅱ-2-23 水産物の価格構造



資料：農林水産省「食品流通段階別価格形成調査」(水産物経費調査) (平成21 (2009) 年度)

(産地卸売市場の動向)

全国の水産物産地卸売市場の数は、平成22 (2010) 年3月末現在で763となっています^{※1}。魚種が多く、零細な漁業経営体が多くを占める我が国において、産地に密着し、集荷・選別・決済の機能を担う産地卸売市場は重要な機能を果たしています。

水産物産地卸売市場の多くは漁業協同組合が開設していますが、取引規模が小さく価格形成力が弱い等の課題を抱えています。このため、市場の統合や施設の集約化、市場機能の高度化等を図るとともに、新たな買参人の参入を促進すること等により、市場取引の活性化を図り、産地卸売市場に漁獲物を出荷する漁業者の手取り向上につなげるのが課題となっています。

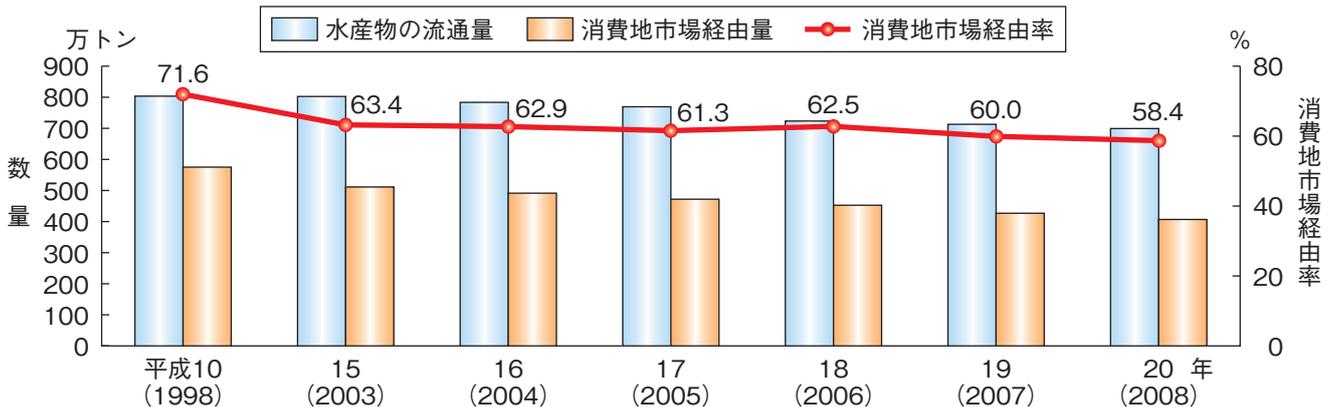
※1 都道府県からの報告を水産庁で取りまとめ。

(消費地卸売市場の動向)

消費地卸売市場を経由して流通する水産物の割合は、加工品や冷凍品を中心に直接取引が増加していること等を背景に減少傾向で推移しています。

このような動きに対応して、各地の消費地卸売市場では、競争力強化のため、取引の効率化を図る取組がみられます。また、魚料理の教室や市場祭りの開催等、地域の消費者とのつながりを通じて市場の活性化を図る動きもみられます。

図Ⅱ-2-24 消費地市場経由量と経由率の推移



資料：農林水産省「卸売市場データ集」

(卸売市場の機能の強化と水産物流通の多様な展開)

卸売市場は、我が国の生鮮食料品等の流通を支える基幹的インフラとしての機能を有しており、消費・小売形態の変化や消費者ニーズの多様化、食の安全や環境問題への関心の高まり等の情勢変化に的確に対応し、その機能を十分に発揮していくことが重要です。

国では、卸売市場を経由する流通について、コールドチェーンシステムの確立をはじめとした生産者及び実需者のニーズへの的確な対応等を基本的な考え方とした第9次卸売市場整備基本方針を平成22(2010)年10月に策定し、これに基づき、卸売市場の適正な配置や品質管理の高度化等を推進しています。

一方で、漁業・養殖業者やその団体の中には、自ら生産した水産物について、小売業者への直接納入やインターネットを使った消費者への直接販売等、新たな流通経路を構築する動きがみられます。このような取組による水産物の流通経路の多様化は、卸売市場を経由する水産物流通の活性化・効率化と併せ、漁業・養殖業者の収益向上につながるものであり、さらなる拡大が期待されます。

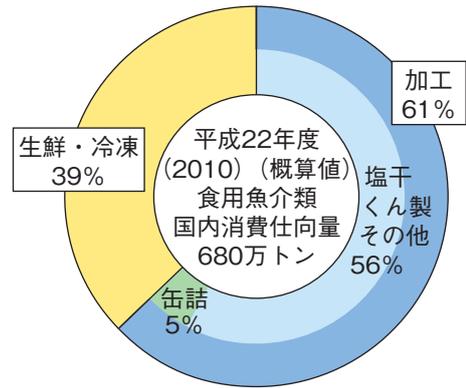


(水産加工業の現状)

平成22(2010)年における水産加工業の出荷額は3兆1,225億円となっており、食品製造業の総出荷額24兆1,144億円の12.9%を占めています。我が国の食用魚介類の国内消費仕向量の6割が加工向けとなっており、水産加工業は、水産物の国内仕向先として極めて重要な地位を占めています。

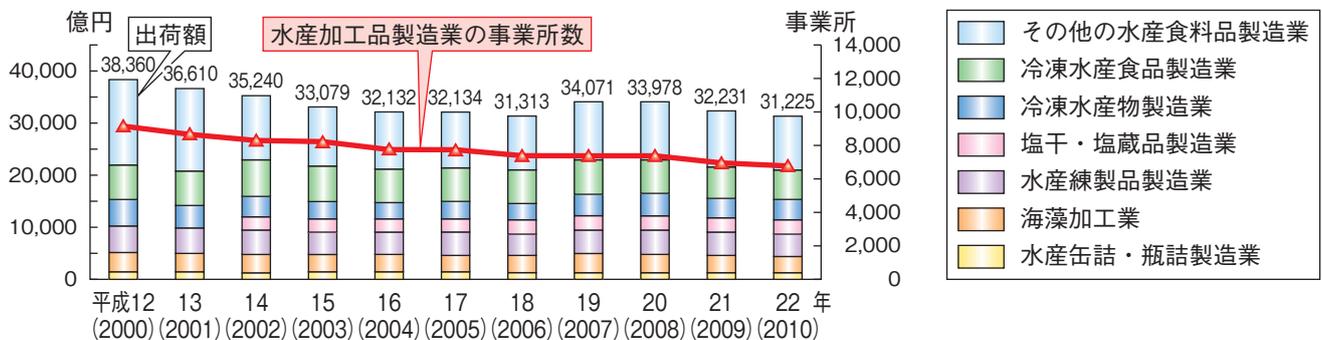
水産加工場の9割は、沿海市町村に立地しており、雇用の場ともなっていることから、水産加工業は、漁業とともに漁村地域を支える重要な基幹産業となっています。国民の消費が生鮮から加工・調理食品にシフトする中、魅力ある水産加工品を開発して、提供していくことは水産物の消費拡大にもつながります。

図Ⅱ-2-25 食用魚介類の国内消費仕向量の形態別内訳



資料：水産庁調べ

図Ⅱ-2-26 水産加工事業所数及び出荷額の推移



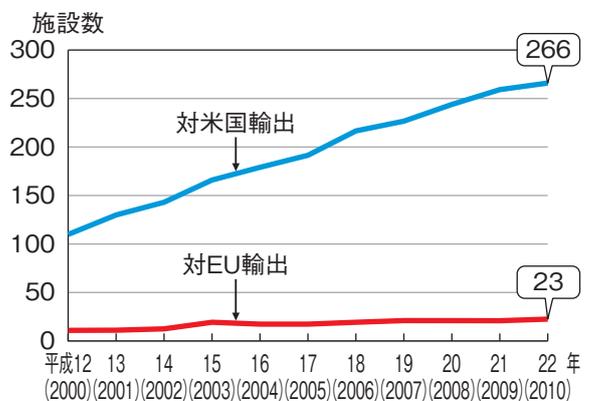
資料：経済産業省「工業統計」

注：1) 「塩干・塩蔵品製造業」は、平成14(2002)年から項目が設けられており、平成13(2001)年以前は「その他の水産食品製造業」に含まれている。
2) 事業所数、出荷額とも従業員3人以下の事業所を含めていない。

(HACCPへの取組)

水産加工場の製造工程におけるHACCP^{*1}手法の導入割合は15.9%となっており、食品製造業の平均と同程度となっています。我が国の水産加工業者には零細な業者が多く、コスト面等の問題からHACCP等の最新の衛生管理手法の導入が進まないというケースがみられますが、HACCP手法の導入は、国内の消費者の信頼の向上や国際基準に適合する商品の生産による輸出市場の拡大といったメリットをもたらします。今後とも、このような点についての普及啓発等を行い、水産加工場の製造工程におけるHACCP手法の導入を推進していくことが重要です。

図Ⅱ-2-27 水産物輸出を目的としてHACCP認定を受けている水産加工場数の推移



資料：水産庁調べ

注：施設数は、水産加工業における厚生労働省及び(社)大日本水産会によるHACCP認定工場数である。

*1 HACCP: Hazard Analysis and Critical Control Point (ハサップ)。原料から最終製品に至るまでの各工程において、微生物による汚染、金属の混入等、予想される危害をあらかじめ予測・分析した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理の手法。

第3節

我が国の水産資源と漁場環境をめぐる動き

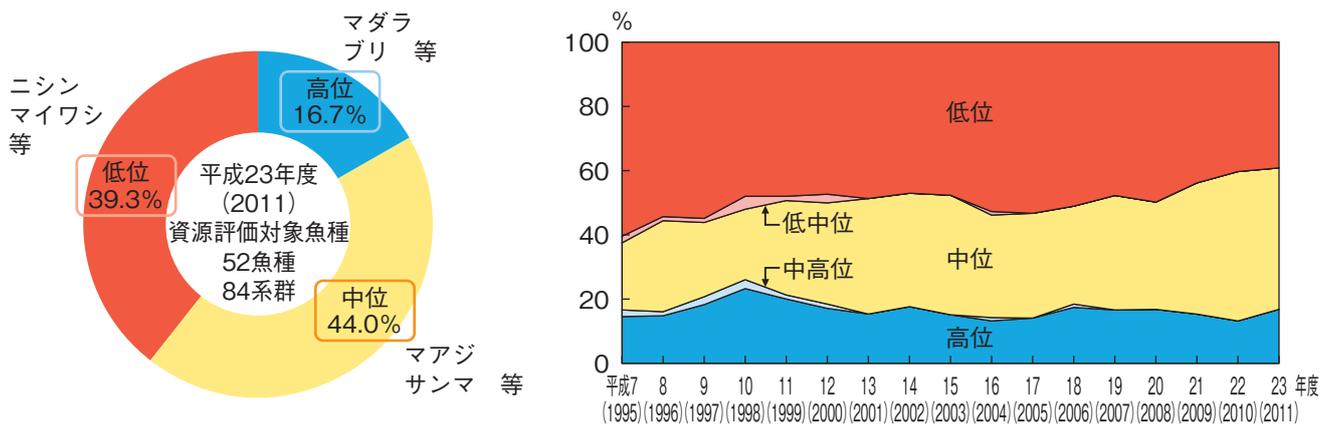
(1) 我が国周辺水域の水産資源

(我が国周辺水域の漁業資源評価)

我が国周辺水域の資源状況を見ると、資源評価の対象となっている魚種・系群の状況は、全体としては近年おおむね安定的に推移しているといえるものの、低位水準にとどまっているものや資源水準が悪化しているものもみられます。

我が国周辺水域の資源状況の平成23（2011）年度評価結果を見ると、資源評価が行われている52魚種84系群のうち、4割の33系群が低位となっています。これは、海洋環境の変化による影響のほか、沿岸域の開発等により産卵・育成の場となる藻場・干潟が減少していること、一部の資源で回復力を上回る漁獲が行われたこと等が要因といわれています。一方で、近年の推移をみると、低位の割合が減少し、中位の割合が増加しています。

図Ⅱ-3-1 我が国周辺水域の資源水準の状況（平成23（2011）年度）及び資源水準の推移



資料：水産庁・(独)水産総合研究センター「我が国周辺水域の漁業資源評価」等

コラム

マイワシ資源に回復のきざし

我が国近海で漁獲される多獲性浮魚類（マイワシ、サバ類、カタクチイワシ、マアジ、サンマ、スルメイカ等）のうち、マイワシは特に大きな資源変動を繰り返すことが知られています。我が国のマイワシ漁獲量は、昭和63（1988）年には約450万トンに達しましたが、その後減少を続け、平成17（2005）年には約2万8千トンと150分の1以下の水準に落ち込みました。

我が国周辺水域のマイワシには、太平洋系群、対馬暖流系群という2つの系群があることが知られ



マイワシ
(学名：Sardinops melanostictus)



ており、(独)水産総合研究センターによる最新の資源評価の結果、両系群とも資源が増加傾向にあるとされています。特に最盛期(昭和62(1987)年)に約300万トンの漁獲があった太平洋系群については、千島沖の索餌域における調査の結果、平成22(2010)年生まれのマイワシが近年では卓越して多いことが明らかになっています*。

マイワシ資源の変動については、黒潮や黒潮続流域における冬期の表面水温との関係が指摘されるなど、環境(海況や気候等)による影響が大きいことが知られていますが、マイワシ資源を本格的に回復させるためには、漁業を適切に管理し、増加しつつある資源を獲り尽くさずに十分な量の産卵親魚が育つよう適切な措置を講じていくことが重要です。

* (独)水産総合研究センターは、平成23(2011)年6月6日、「マイワシ太平洋系群2010年生まれは卓越年級群」とするプレスリリースを発表。



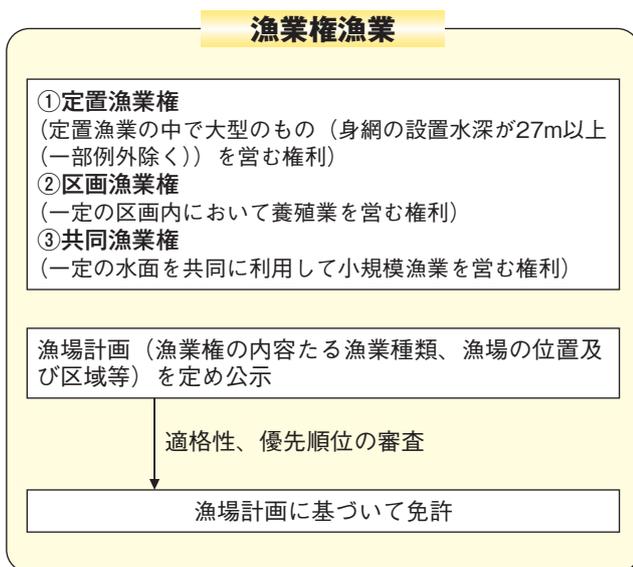
調査船での卵稚仔調査

(2) 資源管理の適切な実施

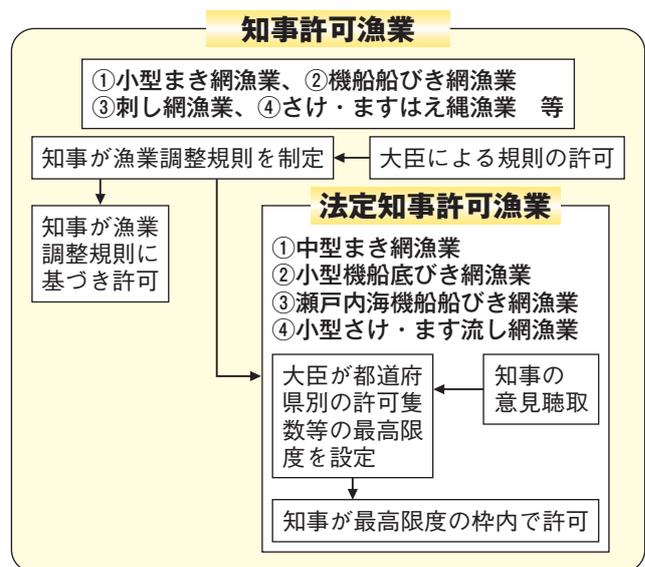
(公的な資源管理制度)

我が国では、沿岸域から沖合、遠洋まで、漁獲対象魚種や漁業種類の異なる多種多様な漁業が営まれています。このため、我が国の水産資源管理においては、魚種や漁業種類の特性に応じ、都道府県による漁業権免許、国、都道府県による漁業許可、漁獲可能量(TAC)制度*1等の公的規制が行われています。

図II-3-2 漁業権漁業の概念図

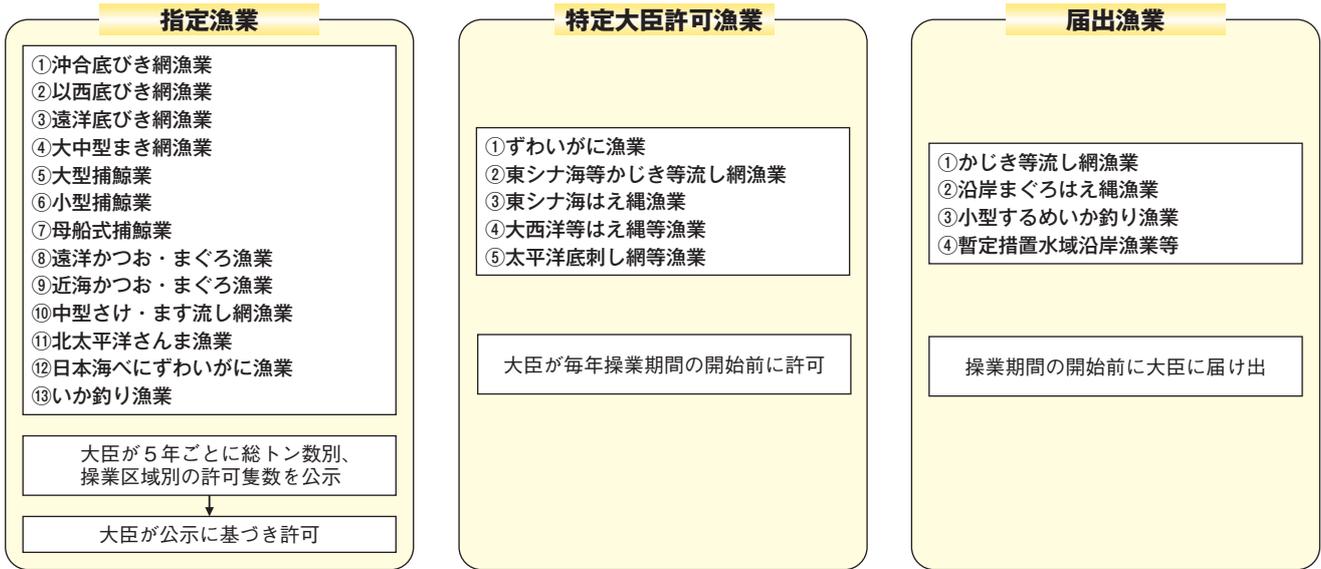


図II-3-3 知事許可制度の概念図

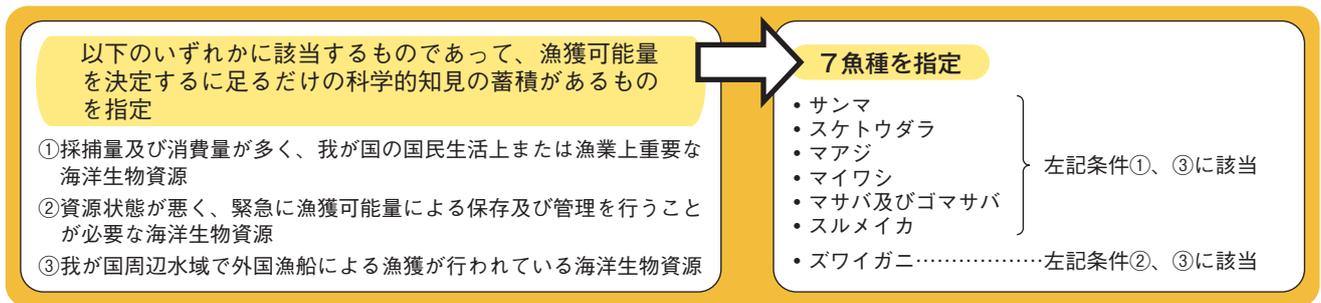


*1 漁獲可能量(TAC)制度：TACとは、Total Allowable Catchの略。制度対象魚種の年間漁獲量の上限を国が設定し、一定のルールの下、漁業種類や都道府県ごとに漁獲数量の配分を行う制度。

図Ⅱ-3-4 大臣許可制度等の概念図



図Ⅱ-3-5 漁獲可能量 (TAC) 制度対象魚種



(資源回復計画)

我が国の水産資源管理においては、公的規制と併せ、漁業者の間で、休漁、漁獲物の体長制限、操業期間・区域の制限等の自主的な資源管理の取組が行われてきました。平成14(2002)年度からは、関係する漁業者、都道府県、国が一体となって、早急に回復させる必要のある資源を対象に、減船・休漁等の漁獲努力量の削減をはじめ、積極的な資源培養や漁場環境の保全等の取組を総合的に推進する資源回復計画を実施してきました。

(新たな資源管理体制：資源管理指針・資源管理計画)

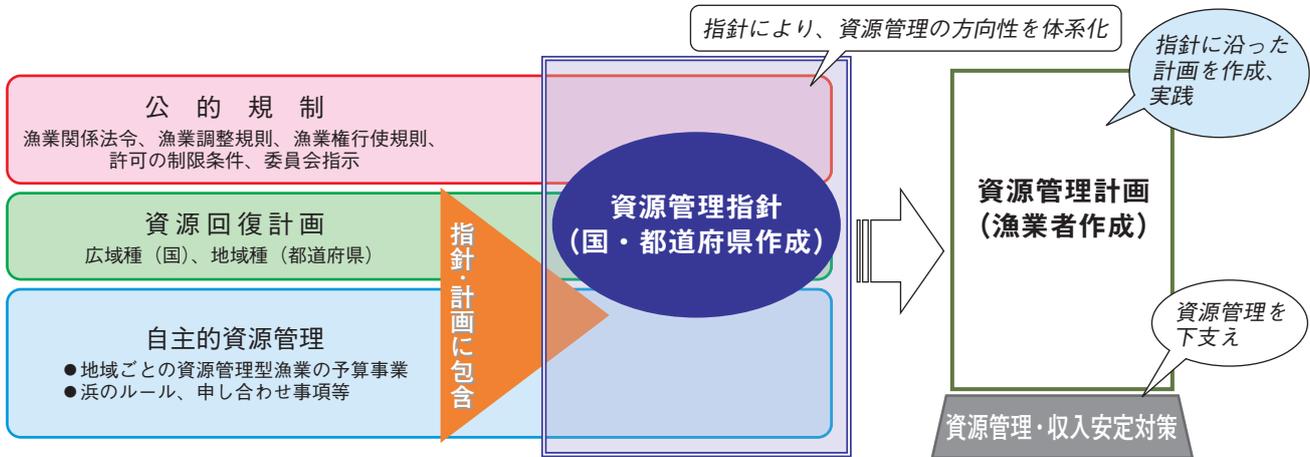
平成23(2011)年度からは、国や都道府県が「資源管理指針」を作成し、同指針に沿って漁業団体が「資源管理計画」を作成・実施する新たな資源管理体制が導入されました。この新たな制度は、公的規制やこれまでの資源回復計画、各地の自主的資源管理を包括するものであり、沿岸から沖合、遠洋まで、全国の漁業を対象としています。

平成24(2012)年3月末現在、全国で1,400件を超える資源管理計画が策定、実施されています。国では、資源管理指針・資源管理計画による新たな資源管理体制の下、行政、研究機関、漁業者が一体となった資源管理を全国的に推進することとしています。このため、幅広い漁業者がこの制度の下で計画的に資源管理に取り組むことを促すため、「資源管理・漁業所得補償対策」を講じています。また、資源状況に応じた柔軟かつ機動的な資源管理が各



地で実施されるよう、科学的知見に基づき有効な資源管理措置を検討し、関係者が取組内容の見直しを行う仕組みの構築を推進しています。

図Ⅱ-3-6 資源管理指針・資源管理計画を中心とした資源管理体制



(種苗放流による資源造成の推進)

有用生物資源の種苗を生産、放流し、その育成管理を行うことにより水産資源を積極的に増大させる「栽培漁業」は、水産資源の回復と沿岸漁業者の経営安定に貢献しています。

現在、都道府県において種苗放流の対象となっている魚種は、地先種^{*1}のホタテガイ、ウニ類、アワビ類、広域種^{*2}のクルマエビ、ヒラメ、マダイ、遡河性魚類^{*3}のシロザケをはじめ、約80種に上ります。

種苗の生産や放流については、関係都道府県の連携を図るなど、事業の効率化を図ることが重要です。このため、新しい栽培漁業の推進体制として、平成23(2011)年度に全国の6海域において「海域栽培漁業推進協議会」が設立されました。この協議会には、関係都道府県、栽培漁業を推進する法人(栽培漁業協会等)及び漁業関係団体等が参加しており、広域種についての資源造成型栽培漁業^{*4}や関係都道府県が連携した種苗の生産・放流体制の構築等が進められています。



マダイの放流用種苗
(写真提供：(独)水産総合研究センター)

※1 「地先種」とは、貝類等、定着性の水産動物をいう。

※2 「広域種」とは、都道府県の区域を越えて回遊する水産動物をいう。

※3 「遡河性魚類」とは、海または湖沼から河川に遡上し、その河川において産卵生育等をする性質を有する魚類をいう。

※4 「資源造成型栽培漁業」とは、種苗放流と併せ、親魚を獲り残す漁獲管理を行うことにより、再生産を確保して資源を造成する栽培漁業をいう。

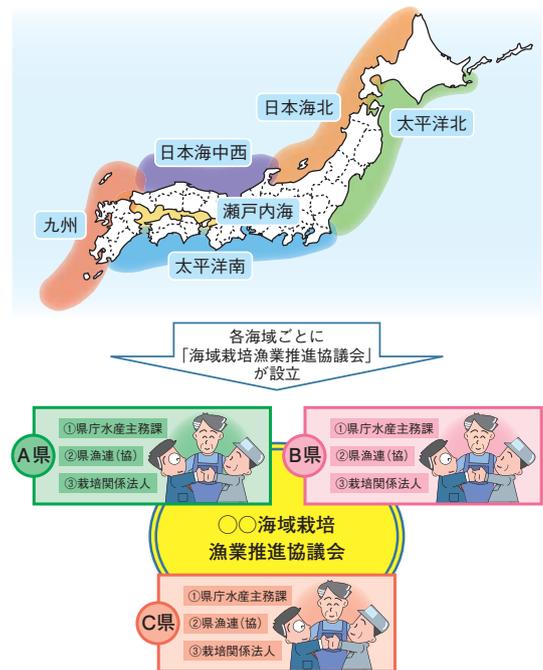
表Ⅱ-3-1 主な栽培漁業対象魚種の
種苗放流尾数の推移

(単位：万尾・万個)

		平成10年度 (1998)	15年度 (2003)	20年度 (2008)	21年度 (2009)	増減傾向
地先種	アワビ類	2,792	2,681	2,427	2,470	→
	ウニ類	6,934	6,804	6,770	6,618	→
	ホタテガイ	191,515	304,283	326,668	326,369	↗
広域種	マダイ	2,285	1,976	1,400	1,407	↓ピーク時の40%減
	ヒラメ	2,628	2,544	2,373	2,191	↘
	クルマエビ	22,513	15,326	10,519	10,727	↓ピーク時の70%減
サケ		186,800	181,700	180,900	185,200	→

資料：水産庁、(独)水産総合研究センター、(社)全国豊かな海づくり推進協会
「栽培漁業種苗生産、入手・放流実績」

図Ⅱ-3-7 海域栽培漁業推進協
議会の海域図



コラム

水産エコラベルの普及の動き

水産エコラベルは、生態系や資源の持続性に配慮して漁獲した水産物であることを示すマークです。このマークを商品に貼付けることで、消費者は水産物を購入する際に、持続的な漁業に由来する商品を選択することが可能となります。

水産エコラベルの取組は、イギリスに本部をおく海洋管理協議会（MSC）が、平成9（1997）年に認証制度を創設したことにより始まりました。

我が国においても京都府機船船曳網漁業連合会のズワイガニ、アカガレイ漁業等、3つの漁業がこのMSC認証を取得しており、さらに北海道漁業協同組合連合会の北海道ホタテガイ漁業等について、現在、認証に必要な審査が進められています。

また、我が国の漁業生産や資源管理の特徴を反映した水産エコラベルとして、平成19（2007）年、我が国の水産関係団体による「マリン・エコラベル・ジャパン」（MELジャパン）が創設されており、日本海べにずわいがに漁業をはじめ、これまでに13の漁業が認証を受けています。

近年、地球温暖化や生物多様性等の環境問題と併せ、水産資源の保全と持続的利用について消費者の関心が高まっていますが、このような状況を受けて、今後、我が国において、水産エコラベルの普及がさらに進む可能性があります。MELジャパンの事務局では、MELマークの認証を受けた水産物商品をより多くの小売店で取り扱ってもらうため、普及宣伝用のチラシやのぼりを作成するなど、その普及に積極的に取り組んでいます。





(3) 資源管理のルールを守る漁業取締り

(我が国沿岸における密漁等の取締り)

アワビ、ナマコ類等のいわゆる磯根資源^{*1}は、漁業協同組合に免許される共同漁業権の対象となっており、漁業者が自ら禁漁期や禁漁区の設定、種苗放流による増殖等、資源の保全・管理を行っています。しかしながら、これらの資源は高価なものが多い上、簡易潜水器（スキューバ）等の比較的簡単な装備で採捕可能なため、レジャー客等のほか、犯罪組織が資金源として密漁を行う事件も多く発生しています。また、資源管理や漁業調整のために決められた操業期間・区域や禁止漁具の規制に対する漁業者の違反事件は、水産資源管理の秩序を乱すものであり、その発生を厳格に防止・抑制する必要があります。

このような行為を取り締まるため、水産庁の漁業監督官や都道府県の漁業監督吏員は、海上保安庁や都道府県警等の関係機関と連携して活動しています。また、漁業者自らが監視に当たるなどの取組が行われています。



漁協の密漁監視船（宮城県漁協）

(4) 水産資源を育む水圏環境

沿岸の水産資源の生育環境は、海域のみならず、陸域、河川域、沿岸域における開発や利用状況により大きな影響を受けています。我が国沿岸の水産資源を保全し、将来にわたって持続的に利用するためには、水産資源を育む水圏環境の維持・改善のための取組が重要です。

(水産資源を育む藻場・干潟の面積が減少)

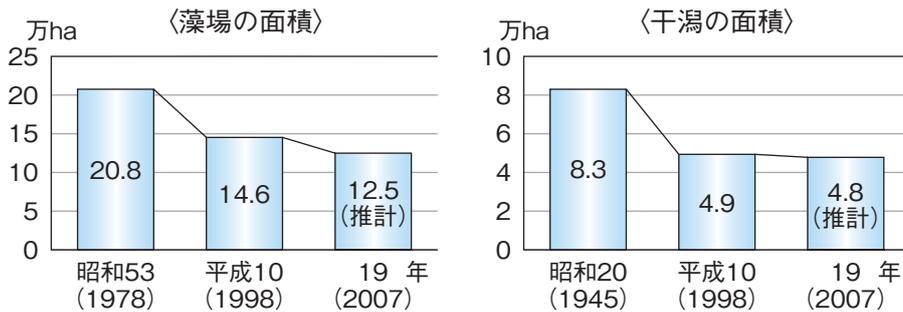
水産動物の産卵や稚魚の成育の場として重要な藻場の面積は、沿岸域の開発や「磯焼け^{*2}」によって大きく減少しました。また、干潟は、様々な生物の成育の場となるだけでなく、海域の水質浄化や陸域から流入する栄養塩濃度の急激な変動を抑える緩衝地帯として重要な役割を果たしていますが、干潟についても、埋立て等により面積が減少しています。

このため、国では磯焼けや干潟の消失への対応策をまとめた「磯焼け対策ガイドライン」、 「干潟生産力改善のためのガイドライン」を作成し、その普及を図るとともに、「環境・生態系保全対策」を実施し、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援しています。こうした中、各地では、漁業関係者のみならず、研究機関や都市住民等が連携して、藻場・干潟の再生のために活動する動きがみられます。

※1 浅海の岩礁・転石域等で採捕される魚類以外の水産資源。アワビ、サザエ等の貝類、ウニ類、ナマコ類、イセエビ類、海藻類等。

※2 浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落（藻場）が季節的消長や減少の経年変化を越えて著しく衰退または消失して貧植生状態となる現象。

図Ⅱ-3-8 藻場・干潟の面積の推移



資料：環境省「自然環境保全基礎調査」及び水産庁調べ（平成19（2007）年）

注：昭和53（1978）年は、おおむね20m以浅の沿岸域で面積1ha以上の藻場を測定。平成10（2008）年は、既存調査の結果及び地元漁業者からの聞き取り等、現状の海藻・海藻群落の位置、面積等を確認。

図Ⅱ-3-9 漁業者や地域住民による藻場・干潟等の保全活動



アマモ場再生のためアマモの種子を採取



トラクターによる干潟の耕うん作業

コラム

食べて駆除する磯焼け対策

「磯焼け」の原因としては、海況の変化や栄養塩の欠乏等のほか、ウニや植食性の魚等が海藻を食べてしまう「食害」が指摘されています。ウニによる藻場の食害は、北海道から九州の広い地域において報告されている一方、植食性の魚による食害の報告は、関東から九州の範囲で報告されています。

磯焼けを引き起こしているといわれている魚は、アイゴ、イスズミ、ニザダイ等、暖かい海域に生息するものですが、近年の海水温の上昇傾向を受け、これら暖水性の植食性魚類の生息域が拡大していることが、近年の磯焼けの拡大の原因の一つではないかといわれています。

このような魚を食材として利用することで、その駆除を積極的に進めようという取組が各地で進められています。

アイゴについては、ひれに毒があり、鮮度が落ちると異臭を発するため、一部の地域を除いて食用とはされず、漁獲されても廃棄されていました。長崎県の（有）アル水産事業本部では、地元の漁業者に厄介者扱いされていたアイゴを商品化しようと、臭みを除去する新たな方法を開発し、アイゴを地元長崎のホテルや首都圏の料理店等に提供しています。

こうした未利用資源の活用による生態系の保全と漁業の収益向上の双方に資する取組が拡がるのが期待されます。



アイゴ
(学名：Siganus fuscus)



(内湾域における漁場環境の問題)

我が国の内湾域は、藻場・干潟に代表されるように様々な水産資源の産卵場、生育場として水産資源の増殖を支えるとともに、多くの漁業が操業する好漁場となっています。東京湾、瀬戸内海等の内湾では、高度成長期以降、工業廃水や生活排水による栄養塩類の過剰な流入によって富栄養化が進行しましたが、昭和45（1970）年に制定された水質汚濁防止法^{※1}による排水基準の強化等により各地で水質が改善しました。しかしながら、近年、瀬戸内海や有明海をはじめ我が国の多くの内湾域では、夏期に発生する貧酸素水塊によるアサリ等の貝類の被害や冬期に発生する珪藻赤潮によるノリの色落ち被害の発生が問題となっています。

水質が改善したにもかかわらず、このような漁業・養殖業の被害が生じている原因として、干潟の埋立てや護岸工事によって浅海の砂泥域が減少し、海域への栄養塩の円滑な供給が阻害されていること等が指摘されています。



底層の貧酸素水塊が強風等により表層に上昇することで生じる「青潮」(千葉県幕張海岸付近にて海上保安庁撮影)

(赤潮の防除対策)

魚類や貝類の養殖業に被害をもたらす赤潮は、窒素、リン等の栄養塩類、水温、塩分、日照や競合するプランクトンの有無等の要因が複雑に絡み合って発生するといわれています。

近年では、平成21（2009）、22（2010）年度の2年連続で、八代海・有明海及び橘湾において、有害赤潮プランクトンのシャトネラによる赤潮が発生し、ブリ類養殖等に甚大な被害をもたらしました。平成23（2011）年度には、赤潮による大きな被害は発生しませんでした。国では、都道府県や関係研究機関と連携して、赤潮の発生メカニズムの解明及び防除技術の開発等に取り組むとともに、赤潮被害を回避するための避難漁場の整備等を実施しています。

(水産環境整備マスタープラン)

水産資源を保全し、その持続的な利用を図るためには、水産生物の生活史に対応した広域的な海域において、生態系全体の生産力を底上げしていくことが重要です。このため、水産庁は、水産生物の動態及び生活史に対応した良好な生息環境を創出するために行う漁場整備のマスタープランである「水産環境整備マスタープラン」の策定を推進しています。そして、同マスタープランの第1号として「播磨灘地区水産環境整備マスタープラン」が平成23（2011）年8月に策定され、その内容に沿った整備が始まりました。

表II-3-2 播磨灘地区水産環境整備マスタープランの概要

事業主体	兵庫県・岡山県・香川県	対象種	マコガレイ、メイタガレイ、イシガレイ、メバル、カサゴ等
目標	マコガレイ等の生活史に対応した良好な漁場の整備を実施し、播磨灘全体の資源量の増加を目指す。	整備方針	重要種であるマコガレイの産卵や稚魚段階での減耗が大きい。 →産卵場の保全、稚魚の着底と成長を促進する育成場を砂泥域に整備 夏季に低酸素水塊が発生する兵庫県沿岸域の水質改善 →低酸素状態を緩和するための抑制施設を設置して、高水温期の水産生物の滞留場を確保 上記以外で水産生物の生活史を調査し、必要な整備を実施

※1 昭和45年法律第138号

(5) 野生生物や有害生物による漁業被害

(海面における漁業被害への対応)

近年、我が国周辺水域における漁業の操業に関して、トド、アザラシ、ナルトビエイ、ザラボヤ^{*1}、大型クラゲ等の野生生物や有害生物による漁獲物の食害や作業の遅延、漁具の破損等の被害が発生しています。

これらの漁業被害は、漁業者の自助努力による対策には限界があり、また広域的な発生もみられることから、国や関係都道府県では、有害生物の発生状況に関する調査や漁業者への情報提供、有害生物の駆除・追い払い等の対策を実施しています。



刺し網によるナルトビエイの駆除の様子

表Ⅱ-3-3 漁業被害の発生地域と被害内容

野生生物・有害生物名	発生地域	被害内容
大型クラゲ	日本海側、三陸沿岸	平成14(2002)年以降、大量に出現することが多く、漁網の破損や漁獲物の劣化等の被害
ナルトビエイ	有明海、瀬戸内海	アサリやタイラギに対する食害
トド	北海道、青森県	漁具の破損及び漁獲物の食害
アザラシ	北海道	漁具の破損及び漁獲物の食害
ザラボヤ	北海道、青森県	ホタテ養殖業の被害

資料：水産庁調べ

(内水面における生態系や漁業の被害への対応)

我が国の内水面（河川や湖沼）は、淡水産の魚介類の生育場、漁場として、国民に多様な水産物を供給するほか、レクリエーションの場として国民が自然とふれあう機会を提供しており、また、自然環境の保全の面でも重要な役割を担っています。

しかしながら、オオクチバス、ブルーギル等の外来魚の生息域が無秩序な放流によって拡大し、全国各地の漁業や生態系に大きな影響を与えています。外来生物法^{*2}に基づき特定外来生物に指定されているオオクチバスをはじめとする生物（魚類13種類、水生の無脊椎生物4属4種）は、その飼養、運搬、輸入等が規制されています。また、地方自治体や漁業協同組合では、刺し網や水抜き等による外来魚の捕獲・駆除等を行っています。

カワウについては、過去の禁猟措置や有害物質の規制による水質改善、コロニーの保護等によって、分布域が拡大するとともに、その個体数が増加しています。飛来数が増加したカワウによって、アユ、ウグイ等が大量に捕食される漁業被害が問題となっていることから、鳥獣被害防止特別措置法^{*3}に基づき、市町村が追い払いや駆除等の対策を講じています。

^{*1} ザラボヤ：ホヤの仲間。養殖ホタテの貝殻に大量に付着することで水揚げ作業の負担増やホタテの成長阻害、へい死等の被害をもたらす。

^{*2} 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）

^{*3} 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）



第4節

水産業をめぐる国際情勢

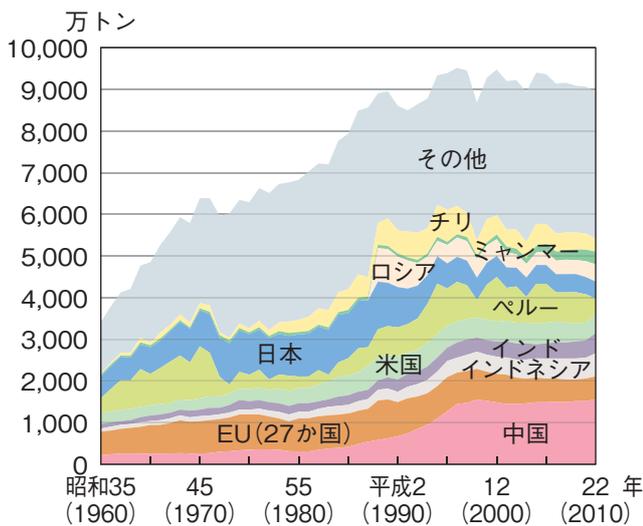
(1) 世界の漁業・養殖業生産

(世界の漁業生産量)

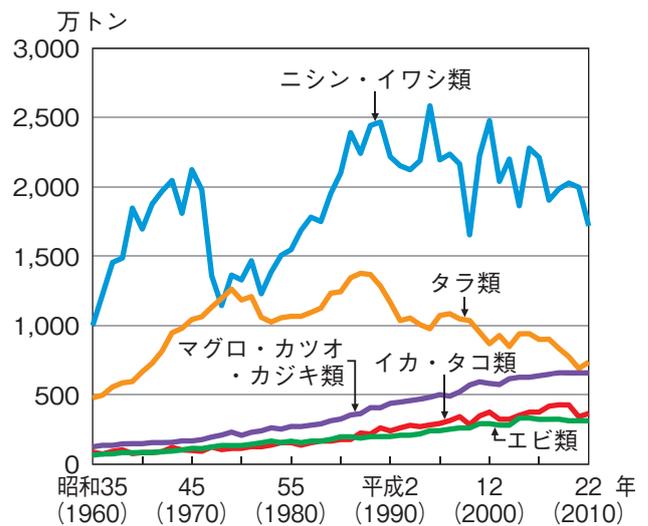
世界の漁業（養殖業を除く）の生産量は、1980年代後半以降、頭打ちとなっており、平成22（2010）年は8,952万トンとなっています。国別では、中国の生産量が1,567万トンと最も多く世界の17.5%を占めています。また、我が国の生産量（416万トン）は世界の4.6%を占めています。

魚種別の生産量では、ニシン・イワシ類が1,710万トンと最も多く、全世界の生産量の18.8%を占めています。次いでタラ類が743万トン（同8.2%）、マグロ・カツオ・カジキ類が662万トン（同7.3%）、イカ・タコ類が365万トン（同4.0%）、エビ類が313万トン（同3.4%）となっています。

図Ⅱ-4-1 世界の漁業生産量の推移 (国別)



図Ⅱ-4-2 世界の漁業生産量の推移 (魚種別)



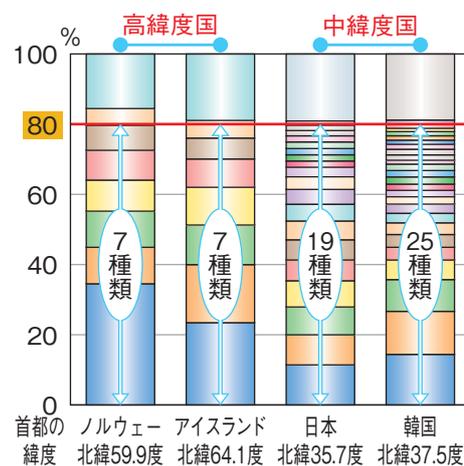
資料：FAO「Fishstat (Capture production)」(日本以外の国) 及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)

(我が国の漁業は比較的多様な水産資源を利用)

一般に中・低緯度に位置する国々の漁業では、高緯度諸国と比べ、より多くの種類の魚介類が漁獲されており、その操業形態も、より多様性に富むものとなっています。

例えば、北欧のノルウェー、アイスランドと中緯度に位置する我が国、韓国について、漁獲量の8割を何種類の魚種で占めるかを比較してみると、ノルウェー、アイスランドがいずれも7種類であるのに対し、我が国、韓国はそれぞれ19種類、25種類となっています。

図Ⅱ-4-3 全漁獲量の8割を占める魚種数の割合 (平成22(2010)年)



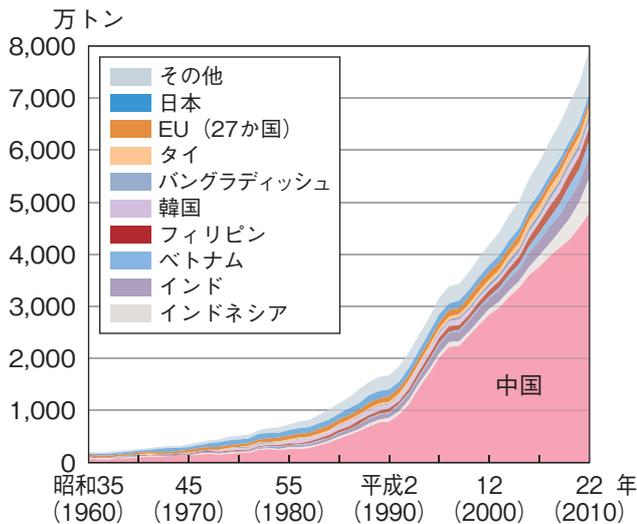
資料：FAO「Fishstat (Capture production)」

(世界の養殖業生産量)

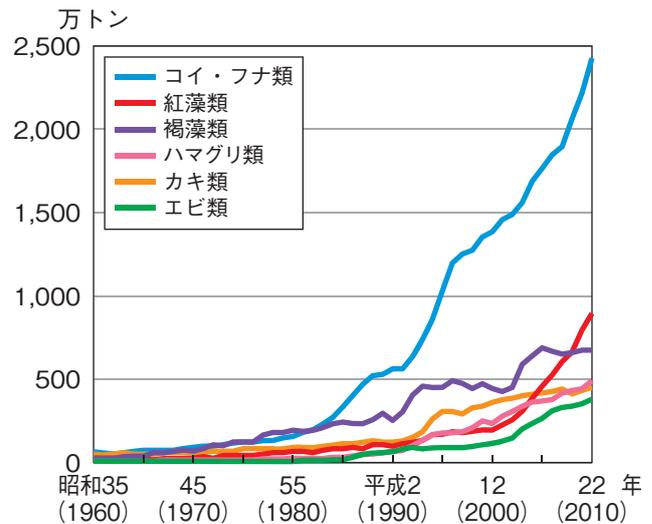
平成22（2010）年における世界の養殖業生産量は7,894万トンで、世界の漁業・養殖業の生産量の46.9%を占めています。養殖による生産量は、中国を中心に増加が続いており、平成12（2000）年から22（2010）年にかけて89.2%増加し、漁業生産量と拮抗する規模となっています。国別では、中国の生産量が4,783万トンと最も多く世界の60.6%を占めています。また、我が国の生産量（115万トン）は世界の1.5%を占めています。

魚種別の生産量では、コイ・フナ類が2,424万トンと最も多く、全世界の生産量の30.7%を占めています。次いで紅藻類^{*1}が898万トン（同11.4%）、褐藻類^{*2}が678万トン（同8.6%）、ハマグリ類が489万トン（同6.2%）、カキ類が449万トン（同5.7%）となっています。

図Ⅱ-4-4 世界の養殖業生産量の推移
(国別)



図Ⅱ-4-5 世界の養殖業生産量の推移
(魚種別)



資料：FAO「Fishstat (Aquaculture production)」(日本以外の国) 及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)

(2) 世界の水産物消費

(増大する世界の水産物消費)

先進国における健康志向や途上国における食生活水準の向上により、世界の水産物消費量^{*3}は増加を続けています。世界の1人当たり年間水産物消費量は、この50年間で2倍に増加しました。

中国については、1人当たり年間消費量が昭和58（1983）年以降急増したことに伴い、世界の水産物消費に占める同国の割合も増大を続け、平成7（1995）年には30.0%に達しました。しかし、その後、中国の1人当たり年間消費量の伸びは鈍化しており、世界の水産物消費に占める割合は横ばいで推移しています。

国際連合によると、世界の人口は平成24（2012）年に70億人を超えましたが、今後さらに増加が続き、2050年には90億人を超えると予測されています^{*4}。

※1 紅藻類は赤みがかかった色をした藻類で海苔として利用されるスサビノリや寒天の原料となるテングサ等が含まれる。

※2 褐藻類は褐色をした藻類でコンブやワカメ等が含まれる。

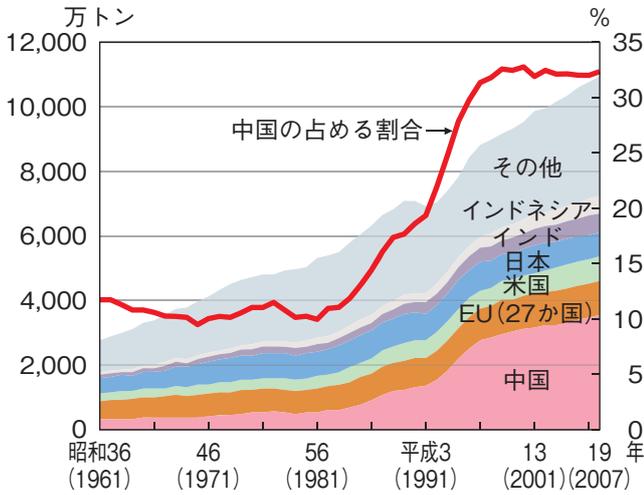
※3 国際連合食糧農業機関（FAO）は、各国の国内生産量、輸入量、在庫の増減等から各国の「食用魚介類国内供給量」を算出。この数字は、各国の食用魚介類の「国内消費量」とほぼ同等のものと考えられるため、ここでは「供給量」に代えて「消費量」という言葉を用いている。

※4 2010 Revision of World Population Prospects

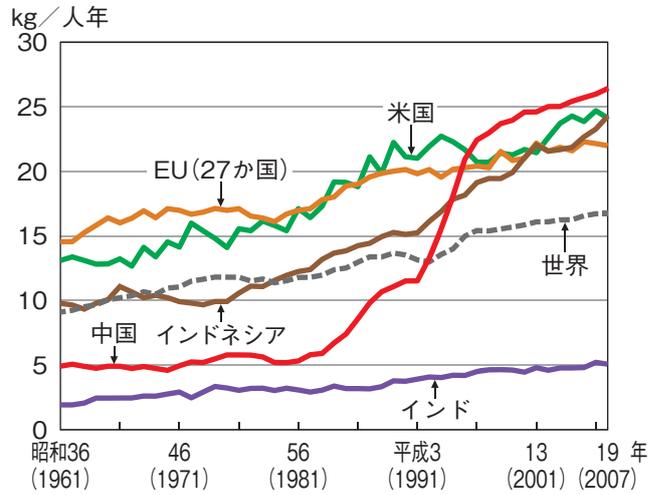


国際連合食糧農業機関（FAO）は、世界の水産物の総需要量は今後とも増加し、世界の漁獲量が頭打ちになる中、今後の食用魚介類の供給量の増加は養殖業の生産増によってもたらされると予想しています^{※1}。

図Ⅱ-4-6 世界の食用魚介類の国別年間供給量の推移

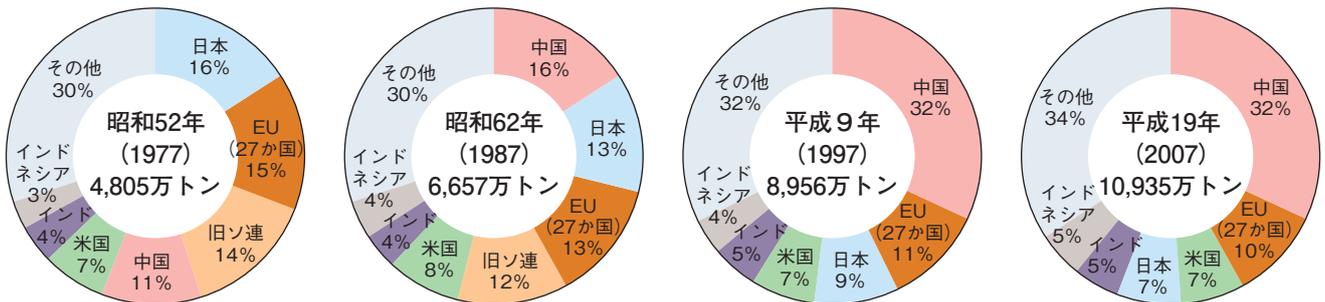


図Ⅱ-4-7 世界の食用魚介類の国別年間供給量の推移（1人当たり）



資料：FAO「Food balance sheets」（日本以外の国）及び農林水産省「食料需給表」（日本）に基づき水産庁で作成

図Ⅱ-4-8 世界の食用魚介類の年間供給量の国別割合



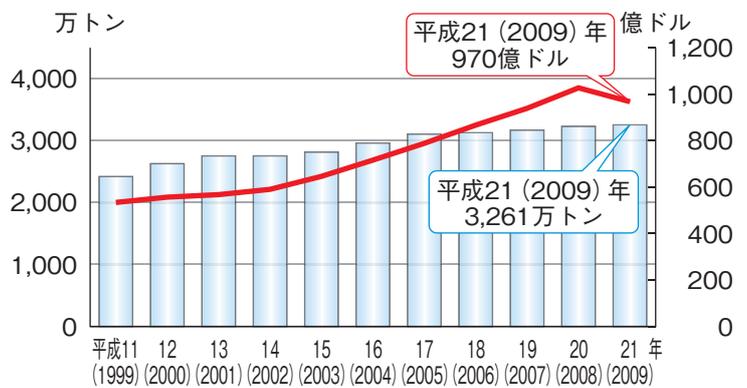
資料：FAO「Food balance sheets」（日本以外の国）及び農林水産省「食料需給表」（日本）に基づき水産庁で作成

(3) 世界の水産物貿易

(拡大する世界の水産物貿易)

水産物は、穀類等他の一次産品と比べ、輸出に向けられる割合が多くなっています。また、水産物の需要が世界的に拡大する中で、世界の水産物貿易は、数量・金額ともに増加傾向で推移しており、平成21(2009)年における世界の輸入貿易量は、史上最高の3,261万トンとなりました。

図Ⅱ-4-9 世界の水産物輸入貿易量・金額の推移



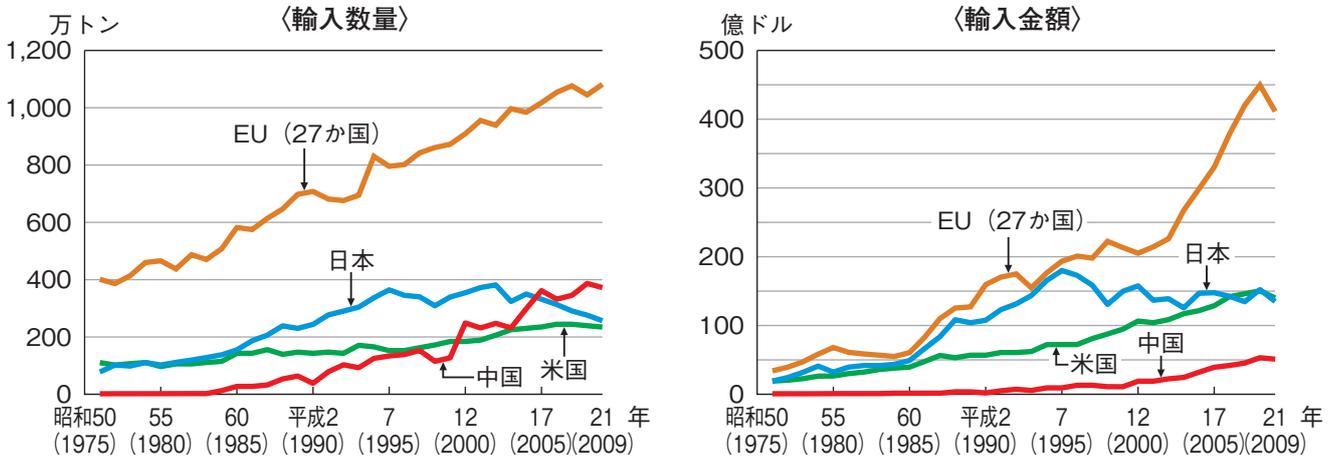
資料：FAO「Fishstat (Commodities production and trade)」

※1 The State of World Fisheries and Aquaculture 2010

(各国の水産物輸入の状況)

国・地域別に水産物輸入の状況を見ると、平成14（2002）年以降、我が国の輸入数量が減少する一方、EU、中国、米国等主な国・地域の輸入数量は増加傾向にあります。中国の輸入数量は、平成17（2005）年以降、我が国を抜いて国別で第1位となっています。

図Ⅱ-4-10 国別輸入数量・金額の推移



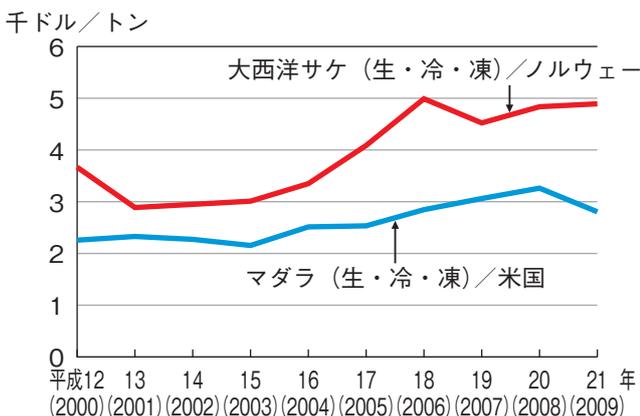
資料：FAO「Fishstat (Commodities production and trade)」

(世界的に需要が高い水産物の国際取引価格が上昇)

世界的に需要が高いタラ、サケ等の水産物において国際取引価格の上昇がみられます。例えば、米国のマダラ（生鮮・冷蔵・冷凍）とノルウェーの大西洋サケ（生鮮・冷蔵・冷凍）について最近の輸出価格の推移を見ると、両者とも平成15（2003）年頃から上昇傾向で推移しています。平成15（2003）年から21（2009）年にかけての上昇率は、米国のマダラ（生鮮・冷蔵・冷凍）で30%、ノルウェーの大西洋サケ（生鮮・冷蔵・冷凍）で63%となっています。

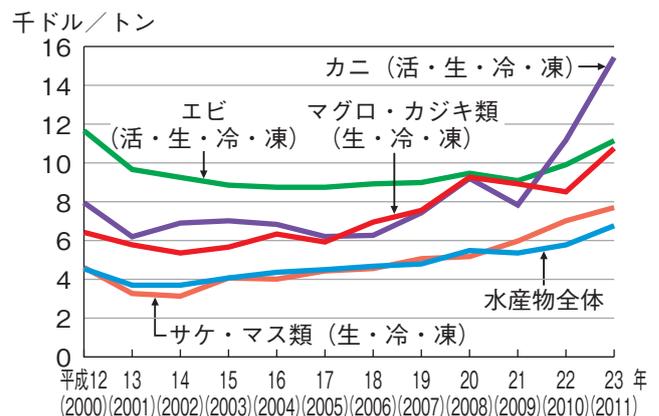
また、我が国が各国から輸入している主な水産物の輸入価格（ドルベース）の推移を見ると、平成15（2003）年から21（2009）年にかけてエビ（活・生鮮・冷蔵・冷凍）で26%、マグロ・カジキ類（生鮮・冷蔵・冷凍）で90%、サケ・マス類（生鮮・冷蔵・冷凍）で89%、カニ（活・生鮮・冷蔵・冷凍）で120%の上昇がみられます。また、水産物全品目の平均輸入価格（ドルベース）は、平成15（2003）年から21（2009）年にかけて66%上昇しています。

図Ⅱ-4-11 米国のマダラ及びノルウェーの大西洋サケの輸出価格の推移



資料：FAO「Fishstat (Commodities production and trade)」

図Ⅱ-4-12 我が国の水産物輸入価格の推移



資料：財務省「貿易統計」

(4) 我が国の国際漁業関係

(二国間の漁業関係)

我が国は、近隣の韓国、中国、ロシアとの間において、それぞれ日韓漁業協定、日中漁業協定、日ソ地先沖合漁業協定を締結しています。これらの協定に基づき、各年漁期における相互の操業条件を決定し、両国漁船が相手国から受けた漁獲割当及び許可隻数の範囲で、相手国水域内で操業しています。なお、平成22（2010）年には、ロシア水域内で操業していた複数の遠洋底びき網漁船が、過去数年にわたりロシア政府から認められた漁獲枠を超えて漁獲していたことが明らかになったことを踏まえ、水産庁ではロシア水域において操業する我が国漁船の操業適正化を図るための措置を講じています。

我が国及びロシア200海里水域におけるロシア系サケ・マス（ロシアを母川とするサケ・マス）の漁獲については、日ソ漁業協力協定に基づき、また、北方四島周辺水域におけるスケトウダラ、タコ等の漁獲については、北方四島周辺水域操業枠組協定に基づき、我が国漁船が操業しています。

また、太平洋島しょ国、アフリカ諸国等世界の多くの沿岸国と漁業に関する政府間協定あるいは民間による契約を締結・維持することにより、まぐろはえ縄漁業等の我が国漁船の操業確保に努めています。

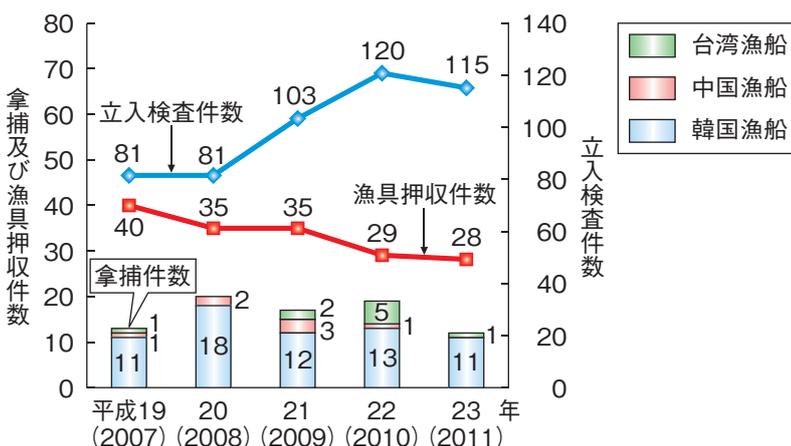
(外国漁船の取締り)

東日本大震災による漁業取締船の被災等の事情により、平成23（2011）年の水産庁による外国漁船の拿捕件数は12件、立入検査件数は115件、違法に設置されていた漁具（カニかご、アナゴかご等）の押収件数は28件となっています。

韓国漁船、中国漁船及びロシア漁船に対しては、それぞれ二国間協定に基づき、農林水産大臣が我が国排他的経済水域内での操業を許可していますが、許可されていない区域で操業する操業水域違反や操業日誌に記入する漁獲量を実際よりも少なくする操業日誌不実記載等の違反事例がみられます。また、近年は、漁業取締船による押収を逃れるため、浮標を付けずに違法漁具を設置したり、漁業取締船の接近をいち早く発見して逃走するため、レーダーマストを高く改造するなど、無許可船の違反の様態が巧妙化しています。

外国漁船による違反操業は、我が国周辺水域における水産資源管理の取組や我が国漁業者による円滑な漁場利用に対する大きな障害となっていることから、水産庁では、海上保安庁等の関係機関とも連携し、監視・取締りの強化に努めています。

図Ⅱ-4-13 水産庁による外国漁船の拿捕・立入検査等の件数の推移



立入検査のため、漁業取締船の取締艇から外国漁船に移乗する漁業監督官

（多国間の漁業関係）

（ア）大西洋におけるマグロ類の保存管理をめぐる動き

平成23（2011）年11月に開催された大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT^{*1}）の年次会合においては、科学委員会からの助言に従い、平成24（2012）年の地中海を含む東大西洋クロマグロの総漁獲可能量（TAC）を12,900トン（前年同）、西大西洋クロマグロのTACを1,750トン（前年同）、メバチのTACを85,000トン（前年同）とし、キハダについては新たに110,000トンのTACの設定を決定しました。

（イ）太平洋におけるマグロ類の保存管理をめぐる動き

平成23（2011）年7月に開催された全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC^{*2}）の年次会合においては、メバチ、キハダの保存管理措置として、まき網漁船（エクアドル、メキシコ等が操業）の禁漁区、禁漁期間の設定、はえ縄漁船（我が国、韓国、台湾等が操業）の漁獲枠等が合意されました。また、太平洋クロマグロの保存管理措置を我が国、米国、カナダ、中国、韓国及び台湾で共同提案しましたが、メキシコの反対により合意することはできませんでした。

平成24（2012）年3月に開催された中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC^{*3}）の年次会合においては、メバチ、キハダについて現行の保存管理措置^{*4}を1年延長することが合意されました。

（ウ）みなみまぐろ保存委員会とインド洋におけるマグロ類の保存管理をめぐる動き

平成23（2011）年10月に開催されたみなみまぐろ保存委員会（CCSBT^{*5}）の年次会合においては、ミナミマグロの資源回復目標を達成するためのTACの決定方式が合意され、これに基づき、ミナミマグロのTACを段階的に増加させる（平成24（2012）年：10,449トン、平成25（2013）年：10,949トン、平成26（2014）年：12,449トン）ことが決定されました（ただし、平成26（2014）年のTACについては、平成25（2013）年の科学委員会が妥当と認めた場合）。今回のTACの増加は、CCSBTにおけるこれまでの資源管理の努力の成果と考えられます。今後も科学的根拠に基づいてミナミマグロ資源の管理に取り組むことが重要です。

平成23（2011）年3月に開催されたインド洋まぐろ類委員会（IOTC）の年次会合においては、メバチ、キハダ等のTAC及び国別割当またはその代替措置の設定について、平成24（2012）年度の年次会合で議論すること等が確認されました。



第18回CCSBT年次会合の様子
（平成23（2011）年10月 於：インドネシア）

※1 ICCAT：大西洋まぐろ類保存国際委員会（International Convention for the Conservation of Atlantic Tunas）

※2 IATTC：全米熱帯まぐろ類委員会（Inter-American Tropical Tuna Commission）

※3 WCPFC：中西部太平洋まぐろ類委員会（Western and Central Pacific Fisheries Commission）

※4 まき網漁業による集魚装置を用いた操業を7月～9月の間禁止、また、はえ縄漁業によるメバチの漁獲量を2001～2004（平成13～16）年の平均値から3割削減

※5 CCSBT：みなみまぐろ保存委員会（Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna）

(エ) 国際捕鯨委員会 (IWC^{*1}) をめぐる動き

国際捕鯨委員会 (IWC) は、鯨類の利用をめぐる根本的な立場の相違から、鯨類の持続的利用を支持する国と反捕鯨国が対立し、鯨類資源の保存管理に関し意思決定ができない「機能不全」の状況にあります。この状況を打開するため、IWCの将来に関する包括的合意を目指す「IWCの将来」プロセスが平成20 (2008) 年に開始されましたが、議長・副議長提案に基づく合意が期待された平成22 (2010) 年の第62回年次会合 (アガディール：モロッコ) では合意が得られず、平成23 (2011) 年7月の第63回年次会合 (ジャージー島：英国王室属領) でも、対話を継続することが合意されたにとどまりました。一方、ブラジル及びアルゼンチンは同年次会合において、南大西洋に鯨類サンクチュアリ (保護区) を設置することを提案し、その採択を強硬に求めるなど、反捕鯨の姿勢を強めています。我が国としては、科学的調査を通じて鯨類の保存管理に必要な知見を収集しつつ、昭和57 (1982) 年にIWCが採択した「商業捕鯨モラトリアム」の下で一時停止している商業捕鯨の再開に向け、引き続き努力していくこととしています。

(オ) 北太平洋公海における地域漁業管理機関設立のための交渉

底びき網漁業等が深海生態系に影響を与えている可能性が問題視されるようになったことから、国際連合は平成18 (2006) 年の総会で、地域漁業管理機関や関係国が脆弱生態系及び深海漁業資源の適切な保存管理措置を講じるとともに、地域漁業管理機関が存在しない水域においては新たにこれを設立することを求める決議を採択しました。

これを受けて、平成18 (2006) 年から北太平洋公海に新しい地域漁業管理機関 (北太平洋漁業委員会) を設立するための交渉が行われ、平成23 (2011) 年3月に条約案が合意されました。その後、委員会の運営に必要な事項が準備会合で検討されるなど、条約の発効に向けた準備が進められています。なお、新条約の対象種は、当初底魚に限定されていましたが、その後の交渉で、サンマやアカイカといった現在公海で管理の対象となっていない種も含めることとなっています。

(カ) 世界貿易機関 (WTO) の動き

世界貿易機関 (WTO) においては過剰漁獲能力・過剰漁獲を抑制する観点から各国の国内保護の規律を策定するための議論が行われています。我が国は、すべての漁業補助金が過剰漁獲の増大につながるものではなく、また、仮に補助金による増長効果があったとしても、適切な資源管理の実施によりその影響は回避・低減できるため、漁業補助金の禁止対象は、真に過剰漁獲につながるものに限定するとともに、資源管理等、漁業に必要な施策の実施が阻害されないようにすべきとの立場にあります。

現在、ドーハラウンド全体が停滞しており、今後の交渉の行方は不透明な状況にあります。漁業補助金交渉の現状について、平成23 (2011) 年4月に発出されたルール交渉議長報告では、禁止補助金を含めた基本的な点について加盟国間で合意がないことが報告されています。

(海外漁業協力)

我が国は、政府開発援助の一環として、開発途上国の水産業の振興及び資源管理に寄与するための水産無償資金協力 (水産関連の施設整備や資機材供与等) や (独) 国際協力機構 (JICA) を通じた技術協力 (専門家派遣等) を実施しています。

*1 IWC：国際捕鯨委員会 (International Whaling Commission)

また、我が国漁船が入漁している沿岸国等に対しては、民間団体が海外研修生の受入れや水産技術の移転・普及に関する漁業協力を実施しており、それを国が支援しています。

さらに、東南アジア地域における持続的な漁業の実現のため、国際機関である東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC^{※1}）への財政的、人的支援も行っています。

コラム

鯨類資源の持続的利用を目指して

国際捕鯨委員会（IWC）は昭和57（1982）年、鯨類資源に関する科学的知見が不十分であることを理由として商業捕鯨の一時停止（モラトリアム）措置を採択しました。これを受けて、我が国は昭和62（1987）年を最後にIWCが管轄する鯨種^{※1}の商業捕鯨を停止する一方、同年より、商業捕鯨再開に向けた科学的データを収集するため、国際捕鯨取締条約第8条に基づく鯨類捕獲調査を実施しています。

この鯨類捕獲調査は、現在、南極海と北西太平洋において実施されています。南極海は、毎年、夏季に大発生するナンキョクオキアミ等を捕食するために南半球に生息している鯨類の大部分が来遊してくる世界で最も豊かな鯨の漁場です。また、北西太平洋は、我が国周辺水域が含まれる極めて重要な漁場です。これらの海域で鯨類を持続的に利用していくため、鯨類を捕獲し、その年齢、性別、生殖の状況、摂餌量等の詳細なデータを収集するとともに、そのデータと分析結果を各国の科学者のために公開しており、鯨類の資源状況等について科学的な検討を行うIWC科学委員会での議論に貢献しています。

鯨類は、古来から世界各地で食料資源として利用されてきた「海の恵み」です。鯨肉は高タンパク、低脂肪であり、特に赤肉には疲労防止・回復に効果を有するアミノ酸「バレニン」が豊富に含まれています。また、卵、牛乳、畜肉等に対してアレルギーを有する人の代替食品にもなることが知られています。近い将来、人口の増加等に伴う世界的な食料不足が深刻化すると予想される中、持続的利用が可能な状況にある鯨類資源を食料として有効利用していくことが重要です。

近年、南極海において鯨類捕獲調査に従事している我が国の調査船団に対し、反捕鯨団体が行う妨害活動が問題となっています。我が国の鯨類捕獲調査は、国際捕鯨取締条約第8条によって認められている正当な行為であり、IWCにおいても平成23（2011）年の第63回年次会合で、我が国が提案した「海上の安全に関する決議^{※2}」が全会一致で採決されました。我が国としては、関係省庁が連携して必要な対策を講じつつ、今後とも鯨類の捕獲調査を継続していくこととしています。



南極海において鯨類捕獲調査に従事する我が国の目視・採集船

写真提供：（財）日本鯨類研究所

※1 すべてのヒゲクジラ類及びマッコウクジラ等一部の大型ハクジラ類

※2 海上の船舶の行動に関連して、人命と財産を脅かすあらゆる行為を容認せず非難するとともに、関係国政府に対し、そのような行為を防止・抑制するため、措置を講じること等を要請する決議

※1 SEAFDEC：Southeast Asian Fisheries Development Center（シーフデック）。東南アジア地域の漁業開発促進を目的として昭和42（1967）年に設立された国際機関。ASEAN諸国と我が国がメンバー国。



第5節

活力ある漁村づくり

(1) 漁村の現状

(我が国の沿岸地域を支える漁村)

我が国の沿岸部には、6,298の漁業集落^{*1}があります。我が国の漁村は、辺地、離島、半島等の条件不利地域を含む我が国の沿岸地域にくまなく立地しており、国土の保全と均衡ある発展に寄与しています。

(漁村の多くは条件不利地域に立地)

漁村は、漁業者をはじめとする住民の生活の場であると同時に、水産資源を国民に供給する漁業生産活動の基地としての役割を担っています。このため、我が国の漁村は、漁場に近く、天然の良港に恵まれたリアス式海岸や多島海、半島のような複雑な海岸線をもった場所や離島に特に多く立地しています。

これらの地域の多くは、漁業生産においては優位性をもつものの、山がちで平地に乏しかったり、都市へのアクセスに難があったり、自然災害の影響を受けたりと、漁業以外の多くの産業の立地や生活面では数々の条件不利性を抱えています。

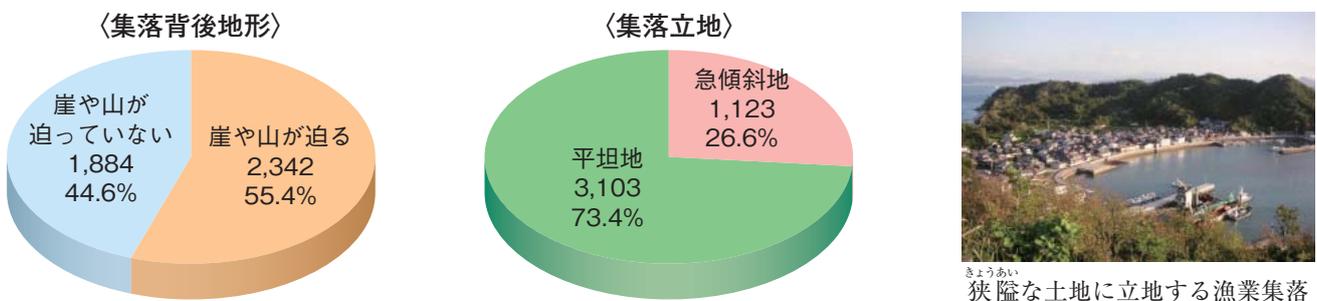
漁港背後集落^{*2}のうち、過疎地域に立地しているものの割合は、62.8%を占めています。また、崖や山が迫る狭隘^{きょうあい}な場所に立地しているものも55.4%となっており、多くの漁村が地震や津波等の災害に対して脆弱^{ぜいじ}となっています。

表Ⅱ-5-1 漁港背後集落が立地する地域の指定状況 (平成23 (2011) 年)

	総数	うち離島地域	うち半島地域	うち過疎地域
漁港背後集落数	4,226 (100.0%)	770 (18.2%)	1,460 (34.5%)	2,655 (62.8%)
65歳以上の高齢者が50%以上を占める集落数	527 《12.5%》	222 《28.8%》	192 《13.2%》	435 《16.4%》

資料：水産庁調べ
注：東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県について調査できなかったため、3県を除く結果。

図Ⅱ-5-1 漁港の背後に立地する集落の状況 (平成23 (2011) 年)



資料：水産庁調べ

注：急傾斜地とは、傾斜度が30度以上かつ斜面の高さが5メートル以上の崖地。

東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県について調査できなかったため、3県を除く結果。

*1 漁業集落とは、漁港及び港湾背後の漁家4戸以上の集落をいう（農林水産省「漁業センサス」(平成20 (2008) 年)）。

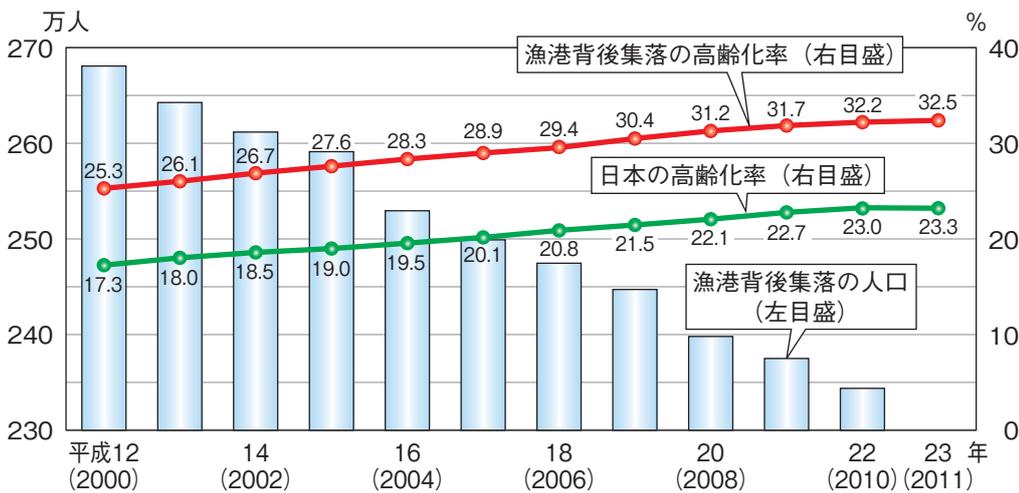
*2 漁港背後集落とは、漁港背後の漁家2戸以上、人口5千人以下の集落をいう。

(漁村では高齢化と人口減少が進んでいる)

このような漁村の立地特性から、漁村の人口は減少が続いており、高齢化率も全国平均に比べ高くなっています。

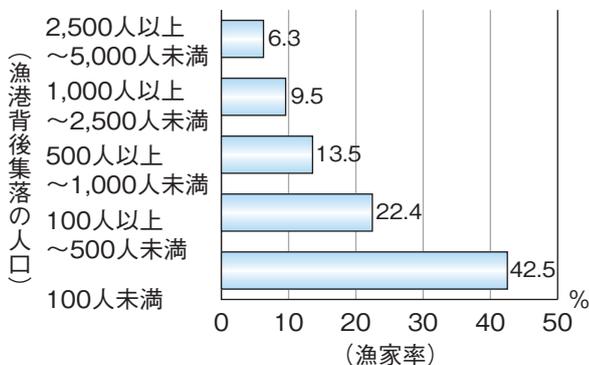
漁港背後集落の人口規模と漁家率の関係をみると、人口が少ない集落ほど漁家率が高く、集落における漁業の重要度が高くなっています。一方で、人口減少の状況は、漁家率の高い漁業集落ほど深刻なものとなっています。

図Ⅱ-5-2 漁港背後集落の人口と高齢化率の推移



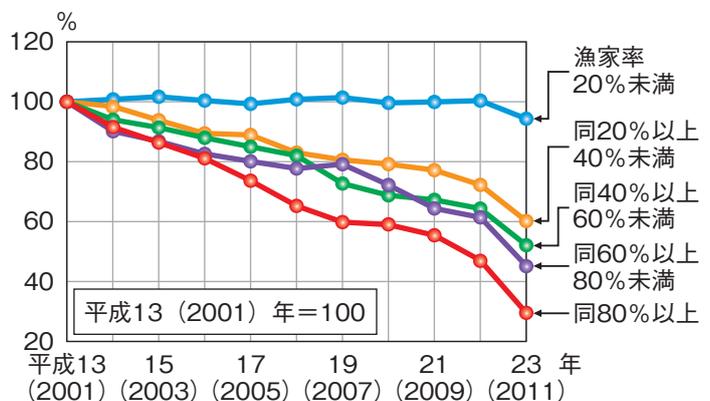
資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ。全国の高齢化率は平成12 (2000) 年、17 (2005) 年は総務省「国勢調査」、その他の年は「人口推計」
注：平成23 (2011) 年は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県について調査できなかったため、漁港背後集落の高齢化率は3県を除く結果。漁港背後集落の人口については、グラフを空白としている。

図Ⅱ-5-3 漁港背後集落の漁家率 (平成23 (2011) 年)



資料：水産庁調べ
注：東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県について調査できなかったため、3県を除く結果。

図Ⅱ-5-4 漁港背後集落の漁家率別人口の推移



資料：水産庁調べ
注：平成23 (2011) 年については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県について調査できなかったため、3県を除く結果。

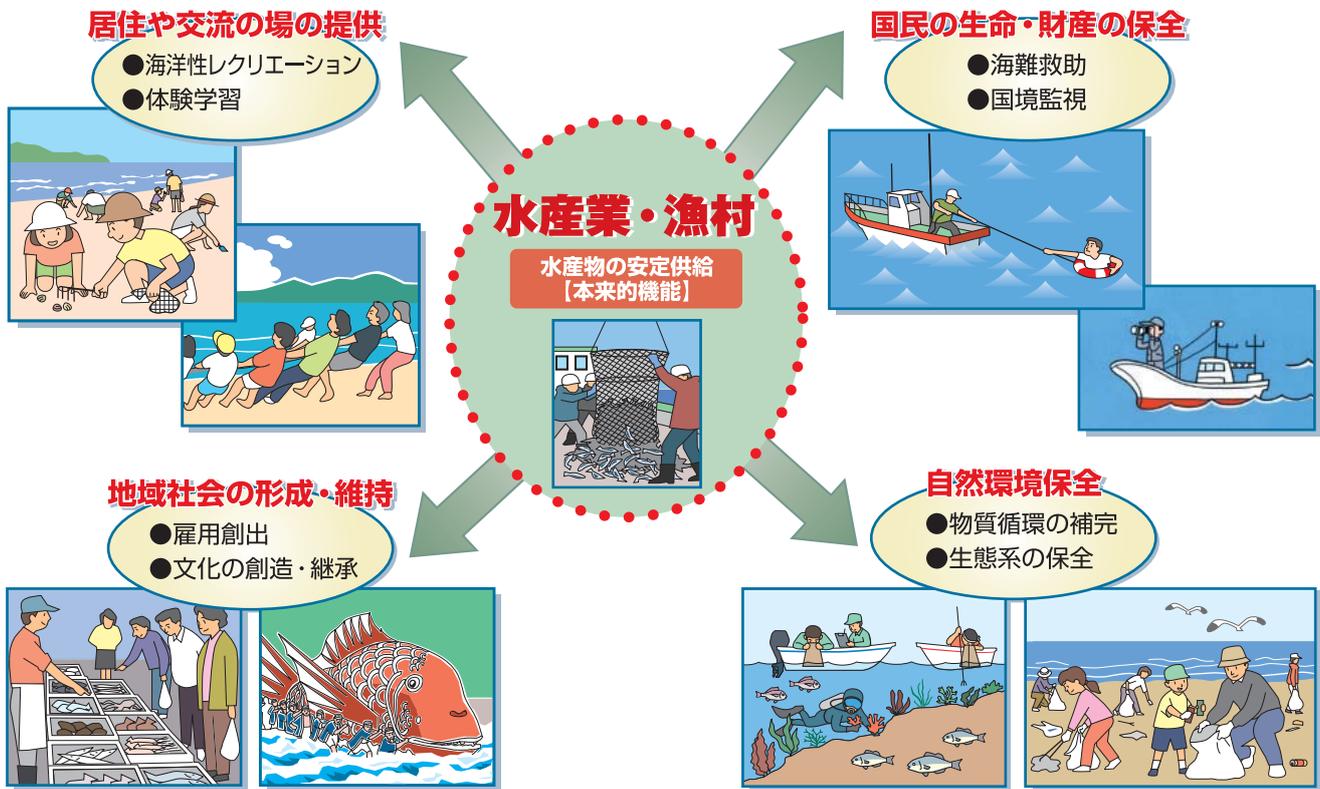
(漁村は多面的機能の維持に貢献)

水産業・漁村は、漁業者をはじめとする住民の生活の場であるとともに、魚介類や海藻等の生産の場となり、国民に水産物を供給するという機能を果たしています。その一方で、水産業・漁村はこのような本来の機能のほかに自然環境を保全する機能、国民の生命財産を保全する機能、居住や交流の「場」を提供する機能、地域社会を形成し維持する機能等の多面的機能を発揮しています。この多面的機能は、誰もが享受できる公益性を有しており、私たちの生活に様々な恵みをもたらしています。しかしながら、この機能は漁村に人々が生活し、漁業が継続して営まれることによってはじめて発揮されるものであるため、今後とも漁村人



口の減少・高齢化が進行し、漁村の活力がさらに衰退した場合、多面的機能の発揮にも支障が出る可能性が懸念されます。水産業・漁村の多面的機能を維持、強化していくことは、海に囲まれた海洋立国である我が国にとって重要な課題であり、政府一体となって取り組んでいくこととしています。

図Ⅱ-5-5 水産業・漁村の多面的機能



(2) 漁港の役割と機能の高度化

(漁港の現状)

我が国の沿岸には2,914の漁港^{*1}があります。漁港の種類には、その利用範囲が地元の漁業を主とするもの（第一種漁港）、その利用範囲が第一種漁港よりも広く第三種漁港に属しないもの（第二種漁港）、その利用範囲が全国的なもの（第三種漁港）、離島等の辺地にあり漁場の開発または漁船の避難上特に必要なもの（第四種漁港）があります。これらの漁港は、水産物の陸揚げや漁船の出漁準備等だけでなく、水産物の流通・加工等多くの役割を担っています。各漁港では、地域の水産業の形態や利用の範囲に合わせて、役割を分担し、連携しながら地域全体で我が国水産物の安定供給の役割を果たしています。国や地方公共団体では、漁港の機能の高度化に向けた取組を推進しています。特に第三種漁港等、水産物の流通拠点としての機能を有する漁港について、衛生的な取扱いに対応した荷さばき所の整備等、流通機能の高度化に向けた取組を推進しています。

*1 水産庁調べ（平成23（2011）年10月1日現在）

図Ⅱ-5-6 漁港の機能分担



(新たな漁港漁場整備長期計画)

漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場の整備を総合的、計画的に推進するため、漁港漁場整備法^{*1}に基づき、5年間を計画期間として定められています。

平成24(2012)年3月に策定された新たな漁港漁場整備長期計画では、①東日本大震災の被災地の漁港・漁村の早期復旧・復興や大規模な地震、津波の襲来が懸念される全国の漁港・漁村における防災力の強化、②食品の安全・安心や品質・衛生管理に対する消費者の関心の高まりへの対応、③水産資源の回復や生産力の向上を図るための漁場の整備に重点をおいて、今後5年間(平成24(2012)年から28(2016)年度)に実施する事業の事業量(整備すべき漁港、流通拠点、漁場等の数)とその実施によって目指す成果が明記されています。

*1 昭和25年法律第137号



図Ⅱ-5-7 「漁港漁場整備長期計画」の概要

漁港漁場整備事業の基本的な考え方

- 我が国全体の水産業をめぐる情勢や今後の水産施策の展開を踏まえて、水産業の基盤の整備における課題に対応
 - ・東日本大震災からの早期復旧・復興
 - ・水産物の安全・安心等消費者ニーズへの対応
 - ・漁港・漁村の安全性の確保や活力ある漁村づくり
 - ・資源量が低位または悪化している水産資源の回復等
- 「漁港漁場整備基本方針」の見直し
 - ・これらの課題に的確に対応するため、漁港漁場整備の推進に関する基本方針を変更。特に、震災からの復旧・復興及び震災を踏まえた全国的な防災対策について基本的な方向を見直す。
- 水産基本計画との密接な連携の下、漁港・漁場・漁村の総合的かつ計画的な整備を推進

漁港漁場整備長期計画における重点課題

- 基本方針に即して、今後5年間（平成24～28年度）に以下の課題を重点的に取り組む
 - 1 災害に強く安全な地域づくりの推進
 - 東日本大震災からの復旧・復興及び全国の漁港・漁村の防災対策を推進するため、水産物の流通拠点漁港の耐震化、漁村の防災機能の強化を図る。
 - 2 水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進
 - 水産物の流通拠点漁港における衛生管理対策に取り組むとともに、既存の漁港施設の長寿命化対策の実施、漁村の生活環境等の改善を図る。
 - 3 豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進
 - 資源管理等と連携し、水産物の生活史に配慮した漁場整備を推進し、良好な生息環境空間を創出する。
- これらの重点課題に対して、目指す主な成果や事業量を長期計画の中に下記のとおり設定

【目指す主な成果】

災害に強く安全な地域づくりの推進

- 1) 陸揚岸壁が耐震化された水産物の流通拠点漁港の割合
20%（平成21年度）
⇒ おおむね65%（平成28年度）
- 2) 防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口比率
44%（平成21年度）
⇒ おおむね80%（平成28年度）

水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進

- 1) 高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合
29%（平成21年度）
⇒ おおむね70%（平成28年度）
- 2) 漁港施設の老朽化対策が計画的に実施可能な漁港の割合
11%（平成21年度）
⇒ おおむね100%（平成28年度）
- 3) 漁業集落排水処理を行う漁村の処理人口比率
49%（17万人）（平成21年度）
⇒ おおむね65%
（おおむね24万人）（平成28年度）

豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進

水産物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するための漁場再生及び新規漁場整備により新たに提供される水産物の量
5年間でおおむね11万トン

【事業量】

災害発生時の水産業の早期再開のための漁港・漁村の防災機能の強化を図るため、次の事業を実施

- ・陸揚岸壁が耐震化される水産物の流通拠点漁港の数
（おおむね40漁港）
- ・防災機能の強化対策が講じられる漁村の数
（おおむね400地区）

水産物流通の構造改革を推進しつつ、水産物の安定供給体制を構築していくことを目的として、次の事業を実施

- ・整備される水産物の流通拠点漁港の数
（おおむね100漁港）
- ・中核的に生産活動等が行われる漁港の整備地区数
（おおむね240漁港）
- ・機能保全計画を策定する漁港の数
（おおむね600漁港）
- ・漁業集落排水処理施設を整備する漁村の数
（おおむね200地区）

我が国周辺水域において、水産資源の回復や生産力の向上を図るため、次の事業を実施

- ・良好な生息環境空間を創出する計画に基づく整備海域
（おおむね20海域）
- ・魚礁や増養殖場の整備
（おおむね6万ha）
- ・漁場の効用回復に資する堆積物除去等の実施
（おおむね23万ha）
- ・藻場・干潟の造成を推進
（おおむね5.5千ha）

(3) 地域資源を活かした漁業・漁村の活性化

(地域資源の活用が重要)

漁村は、新鮮な水産物、優れた自然環境、水辺のレクリエーションの場、伝統文化等、都市には存在しない様々な魅力を有しています。このような魅力を漁村の住民が発見・再発見した上で、その地域を特徴付ける様々な取組を進め、その取組の情報を発信することで、地域の魅力を向上させることが重要です。

全国の漁業協同組合では、地域資源を活用して漁村の活性化に取り組む動きがみられます。漁業センサス（平成20（2008）年）によると、これらの取組については、「漁協運営水産物直売所」が298件と最も多く、次いで漁師料理の体験等の「魚食普及活動」（271件）、地びき網や定置網等の「漁業体験」（200件）となっています。

表Ⅱ-5-2 漁村に存在する地域資源



漁村の伝統的なお祭り
(新潟県佐渡市)



海の自然体験

分類	主な地域資源
漁業に関するもの	新鮮な魚介類、水産加工品、魚市場、各種漁業・養殖業、伝統漁業、水産加工業等
自然・景観に関するもの	漁村景観、舟屋、寺院、海、海岸、砂浜、干潟、海洋生物等
海洋性レクリエーションに関するもの	海水浴場、マリーナ、フィッシャリーナ、釣り堀、マリンスポーツ全般、釣り、潮干狩り等
漁村の文化・伝統等に関するもの	伝統行事、祭り、朝市・定期市、生活習慣、郷土料理、漁師料理、造船技術、海・気象に関する民俗知識、民話・逸話、地域の伝統文化保存会等
再生可能エネルギーに関するもの	風、波、太陽光、バイオマス、藻等
その他	海水温浴施設、藻塩風呂、海水療法、深層水等

表Ⅱ-5-3 漁村活性化の取組状況

	漁協数 (または施設数)	参加人数(千人) (または利用者数)
魚食普及活動	271	1,042
漁業体験	200	121
漁業体験、魚食普及活動以外の活性化の取組	62	103
漁協運営水産物直売所	298	12,476

資料：農林水産省「漁業センサス」（平成20（2008）年）



(漁村地域における6次産業化の取組)

離島地域や半島地域等の条件不利地域に立地しており、高齢化と人口の減少が進む漁村の活力を向上させ、漁業者の手取りと雇用を確保していくためには、地域資源を活かした6次産業化^{*1}の取組を一層推進することが求められています。

漁村の6次産業化には、漁業者自身が水産加工品の製造・販売や水産物の直接販売といった生産・加工・流通を一体化させる取組や漁家民宿・漁家レストランの経営、漁業・漁村体験等のように都市住民との交流や観光業等の第2次、第3次産業との融合によって新たなビジネスを創出する取組が挙げられます。

平成23(2011)年3月に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律^{*2}」が施行され、国としても農林漁業者の加工・販売への取組や農山漁村に由来する資源の活用への取組に対する支援を強化しています。

各地では、漁村地域の住民の創意工夫により、地域資源を活用して、新しいビジネスを展開する取組が生まれてきています。



漁業者が製造を手がけた水産加工品

(地域の水産業の活性化を目指して)

地域の水産業の活性化を目指し、漁業経営の改善や地域資源を活かした商品づくりに取り組む事例がみられます。その中でも広く社会の賞賛に値する優秀な事例について、毎年、秋に開催される農林水産祭において表彰が行われます。平成23(2011)年度受賞者の概要を紹介します。

天皇杯受賞(水産部門) 技術・ほ場(資源管理・資源増殖)

恩納村漁業協同組合 海ぶどう生産部会 (代表：銘苅宗和) 沖縄県国頭郡恩納村

沖縄本島西海岸のほぼ中央部に位置する恩納村漁業協同組合では、モズクやヒトエグサの養殖が盛んでしたが、平成6(1994)年に「海ぶどう生産部会」を立ち上げ、新しい養殖対象種であるウミブドウの養殖技術の研究に取り組んできました。この結果、粒付きが良く、長さの揃ったウミブドウの生産技術を確立しました。また、漁協の女性職員等関係者らの協力を得て、新たなデザインのパック容器やドレッシングを開発するとともに、地元のリゾートホテルからの需要聞き取りやホテルの朝市への出品等の販売促進活動に取り組んだことが功を奏して、観光客や地元向けの消費が拡大し、さらに全国的な販路拡大にも成功しました。



本部会が確立した陸上養殖方法によりウミブドウの養殖が沖縄県下で盛んになり、ウミブドウは、沖縄県の養殖において第3位の生産量と生産額(平成21(2009)年度)を占める特産品となっています。

※1 1次×2次×3次=6次産業。1次産業としての農林漁業と2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業を総合的かつ一体的に推進し、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

※2 平成22年法律第67号

内閣総理大臣賞受賞(水産部門) 産物(水産加工品)

長崎蒲鉾株式会社(代表:高崎一正) 長崎県長崎市

長崎蒲鉾株式会社は、長崎の伝統的な家庭料理である「ハトシ^{※1}」にヒントを得て、従来使用されていたエビの代わりにアジのすり身を使用し、パンでロール状に巻いた冷凍食品を開発しました。食べやすい形やサクサクした食感で、ファーストフード感覚で味わうことができ、若年層にも好評を博しています。

本品は、原料の魚に地元産のものを使用するなど、原材料にこだわりをもった商品ですが、家庭向け、外食・業務用(料理店、給食施設、ファーストフード店等)向け等、広範囲な分野への展開が可能です。また、「ハトシ」については、長崎以外の地域においても地元で漁獲される様々な魚介類を使用することで、独自の味覚や食感をもった新商品の開発や普及につながる料理として期待されます。



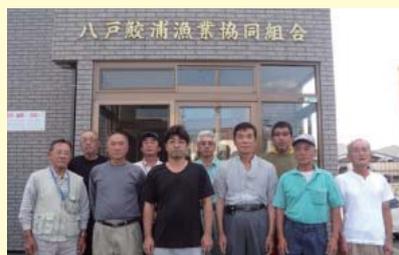
日本農林漁業振興会会長賞受賞(水産部門) 経営(漁業経営改善)

八戸鮫浦漁業協同組合 小型船部会(代表:鳥島幸男) 青森県八戸市

青森県において、ヒラメは、昭和62(1987)年に青森県の「県の魚」に指定され、また、平成2(1990)年には稚魚の大量放流が開始されるとともに全長35cm未満のものを再放流するという県の指針が策定されるなどヒラメの資源管理が進められてきました。

しかし、八戸市鮫浦地区の小型漁船では、ヒラメを刺し網によって漁獲していたため、漁獲時には、ヒラメが既に死んでいる場合が多く、また、水深の深いところにいる大型のヒラメを漁獲できず魚価が安いという資源管理と漁業所得の両面における問題を抱えていました。

これらの問題を解決するため、八戸鮫浦漁業協同組合小型船部会は、平成10(1998)年から「ヒラメ曳き釣り漁法^{※2}」への転換、漁具・漁法の改良により、漁獲された小型のヒラメを生かしたまま再放流し、かつ、高価値の大型ヒラメを獲ることができるようになりました。さらには、水産物卸売市場に働きかけ、活魚出荷方式を取り入れたこと等により、従来の刺し網漁業と比較して約2倍の単価で取引されるようになり、漁業所得の向上につながっています。ヒラメ曳き釣り漁法は、燃料費、資材費、人件費等の操業コストを抑えることができ、技術的にも比較的容易であることから他地域の漁業者へも普及しています。



※1 海老のすり身等を食パンで挟み、油で揚げた料理。明治時代に当時の清国から長崎に伝わり、広東語で「蝦吐司」、「蝦多士」(ハートーシーと発音。「吐司」、「多士」は英語のトーストの音訳。)とされていたことから、「ハトシ」と呼ばれるようになったといわれている。

※2 疑似餌を付けた糸を重し板(潜航板)により海底近くまで沈ませながら、船の推進力で曳いてヒラメを釣り上げる漁法。